

群馬県の廃棄物

(廃棄物・リサイクル課業務概要)

令和4年度版

令和6年10月

群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課

- ・本書は、次のホームページでも御覧いただけます。

<https://www.pref.gunma.jp/site/sanpai/131370.html>

「群馬県の廃棄物 令和４年度版」

令和６年１０月

編集・発行 群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課

目次

第１章 概 要	7
第１節 一般廃棄物	8
１ し尿処理の状況	8
(1) し尿の排出量及び処理	8
〔表－１－１ し尿排出量の状況〕	8
〔表－１－２ 水洗化の状況〕	8
〔図－１－１ し尿の処理状況〕	9
〔図－１－２ 計画収集し尿処理の推移〕	10
(2) し尿処理施設の整備状況	10
〔表－１－３ し尿処理施設数〕	10
(3) し尿処理経費の状況	11
〔図－１－３ し尿処理経費の状況〕	11
２ ごみ処理の状況	12
(1) ごみの排出量及び処理	12
〔表－１－４ ごみの排出量の状況〕	12
〔図－１－４ 計画収集ごみ内訳〕	12
〔表－１－５ 容器包装リサイクル法による収集量の状況〕	13
〔図－１－５ ごみ収集の状況〕	13
〔図－１－６ ごみ処理の状況〕	14
〔表－１－６ ごみ処理量、内容の推移〕	15
〔図－１－７ ごみ処理量、内容の推移〕	15
〔図－１－８ 最終処分量の推移〕	16
(2) ごみの資源化の状況	17
〔図－１－９ 収集ごみからの資源化の状況〕	17
〔図－１－10 集団回収による資源化の状況〕	17
〔表－１－７ ごみの分別収集状況〕	17
(3) ごみ処理施設の整備状況	18
〔図－１－11 ごみ処理施設整備の推移〕	18
(4) ごみ処理経費の状況	18
〔図－１－12 ごみ処理経費の状況〕	18
(5) 災害廃棄物の排出量及び処理	19
〔表－１－８ 災害廃棄物排出量等の状況〕	19
(6) 災害廃棄物処理経費の状況	19
〔図－１－13 災害廃棄物処理経費の状況〕	19
(7) 指定廃棄物の処理	20

第2節 産業廃棄物	2 1
1 処理の状況	2 1
(1) 発生量及び処理状況（平成29年度）	2 1
〔図－1－14 平成29年度産業廃棄物発生・処理の総括フロー〕	2 1
(2) 処理業者による処理状況（平成29年度）	2 2
〔図－1－15 平成29年度産業廃棄物処理実績報告書の集計結果概要〕	2 2
2 収集運搬業者の実績について	2 3
(1) 県内の排出事業者が収集運搬業者に処理を委託した産業廃棄物量	2 3
〔表－1－9 平成29年度に収集運搬業者に委託された産業廃棄物量〕	2 3
〔表－1－10 収集運搬業者による県内産業廃棄物の取扱量の推移〕	2 4
〔図－1－16 収集運搬業者による処理実績の推移〕	2 4
3 処分業者の実績について	2 5
(1) 埋立処分	2 5
〔表－1－11 令和4年度に許可業者が管理する県内の最終処分場に埋め立てられた産業廃棄物量〕	2 5
(2) 中間処理	2 6
〔表－1－12 令和4年度に許可業者が管理する県内の中間処理施設に搬入された産業廃棄物量〕	2 6
〔図－1－17 産業廃棄物処理業者による最終処分量の推移〕	2 7
〔図－1－18 産業廃棄物処理業者による中間処理量の推移〕	2 7
4 施設の状況	2 8
〔表－1－13 令和4年度における設置（変更）許可施設数〕	2 8
〔表－1－14 令和4年度末における産業廃棄物処理施設数〕	2 9
5 産業廃棄物最終処分場の残容量の年度別推移	3 0
〔表－1－15 産業廃棄物最終処分場の残容量の年度別推移〕	3 0
6 排出事業者への指導	3 0
(1) 情報基盤整備事業	3 0
(2) PCB廃棄物	3 0
〔表－1－16 PCB廃棄物の保管届出状況〕	3 0
(3) PCB廃棄物保管事業者等への指導（令和3年度）	3 1
7 産業廃棄物処理業者への指導	3 1
(1) 許可業者数	3 1
〔表－1－17 産業廃棄物処理業者数の年度別推移〕	3 1
(2) 許可件数	3 2
〔表－1－18 令和4年度における産業廃棄物処理業者許可件数〕	3 2
(3) 立入検査	3 2
〔表－1－19 令和4年度における立入検査の実施状況〕	3 2

(4) 産業廃棄物処理業者団体の活動への支援	3 2
8 不適正処理対策	3 3
(1) 不法投棄等不適正処理の状況	3 3
[表－1－20 新たに認知した不法投棄の推移]	3 3
[表－1－21 不法投棄された廃棄物の種類]	3 3
[表－1－22 新たに認知した不適正処理の推移]	3 4
[表－1－23 不適正処理の種類]	3 4
(2) 不法投棄等不適正処理対策	3 4
9 土砂埋立ての適正化	3 6
(1) 「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例」による規制	3 6
(2) 主な規制の内容	3 6
[表－1－24 特定事業の許可状況]	3 7
(3) 市町村との連携	3 7
[表－1－25 土砂条例を制定している市町村]	3 7
10 処理施設の確保	3 8
(1) 産業廃棄物処理施設整備資金融資制度（令和4年度）	3 8
(2) 最終処分場モデル研究事業	3 8
第3節 減量化、リサイクル	4 1
1 減量化・リサイクルの状況	4 1
[表－1－26 産業廃棄物減量化・再生利用状況]	4 1
[表－1－27 収集ごみからの資源化・集団回収による資源化の状況]	4 2
2 自動車リサイクルの状況	4 4
(1) 使用済自動車の引取台数の状況	4 4
[表－1－28 使用済自動車の引取台数]	4 4
(2) 登録、許可業者数（令和4年度末現在）	4 4
[表－1－29 登録、許可業者数]	4 4
(3) 自動車リサイクル法関連事業者への指導（令和3年度）	4 4
[表－1－30 自動車リサイクル法関連事業者の立入検査実施数]	4 4
(4) 遅延報告状況	4 4
[図－1－19 遅延報告状況]	4 5
3 家電リサイクルの状況	4 6
(1) 引取の状況	4 6
[表－1－31 家電4品目引取台数推移]	4 6
4 小型家電リサイクルの状況	4 6
(1) 実施状況	4 6

第 2 章 関係資料	4 7
第 1 節 一般廃棄物関係	4 8
1 し尿処理関係	4 8
〔表－2－1 し尿処理の状況（令和 4 年度）〕	4 8
〔表－2－2 し尿処理施設の状況（令和 4 年度）〕	5 0
〔表－2－3 し尿処理経費の状況（令和 4 年度）〕	5 2
〔表－2－4 コミュニティ・プラントの状況（令和 4 年度）〕	5 4
〔表－2－5 浄化槽設置数〕	5 5
〔表－2－6 浄化槽法定検査の状況〕	5 7
〔図－2－1 県内の浄化槽設置基数の推移〕	5 9
〔図－2－2 県内の第 11 条検査受検率の推移〕	5 9
〔表－2－7 浄化槽保守点検業者の登録状況〕	5 9
2 ごみ処理関係	6 0
〔表－2－8 ごみ処理の状況（令和 4 年度）〕	6 0
〔表－2－9 ごみ焼却施設の状況（令和 4 年度）〕	6 2
〔表－2－10 粗大ごみ処理施設の状況（令和 3 年度）〕	6 4
〔表－2－11 資源化等施設（粗大ごみ処理施設以外）の状況（令和 4 年度）〕	6 4
〔表－2－12 堆肥化施設の状況（令和 4 年度）〕	6 4
〔表－2－13 ごみ燃料化（R D F）施設の状況（令和 4 年度）〕	6 4
〔表－2－14 一般廃棄物最終処分場の状況（令和 4 年度）〕	6 6
〔表－2－15 ごみ処理経費の状況（令和 4 年度）〕	6 8
3 令和 4 年 一般廃棄物処理施設整備費等 国庫補助金等の状況	7 0
〔表－2－16 令和 4 年度循環型社会形成推進交付金事業実績（廃棄物処理施設）〕	7 1
〔表－2－17 令和 4 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金事業実績（廃棄物処理施設）〕	7 3
4 指定廃棄物の処理の状況	7 4
〔表－2－18 群馬県における指定廃棄物処理の状況〕	7 4
第 2 節 産業廃棄物関係	7 5
1 産業廃棄物処理業者による処理状況	7 5
〔図－2－3 県内産業廃棄物の収集運搬量の種類別構成比（平成 29 年度）〕	7 5
〔図－2－4 県内処分量の推移（最終処分量と中間処理量の比較）〕	7 6
〔図－2－5 県内搬入量及び県外搬出量の推移〕	7 6
〔表－2－19 県内最終処分業者の処分状況（令和 4 年度）〕	7 7
〔表－2－20 県内中間処理業者の処分状況（令和 4 年度）〕	7 8
〔表－2－21 県内発生産業廃棄物の搬出状況（平成 29 年度、収集運搬業実績）〕	

報告書を基に作成)] -----	8 0
[表－2－22 県内発生産業廃棄物の搬出状況（令和3年度、廃棄物の広域移動 量調査結果を基に作成)] -----	8 2
2 産業廃棄物処理施設整備資金融資 -----	8 3
[表－2－23 産業廃棄物処理施設整備資金融資実績] -----	8 3
参考 組織及び主な分掌事務（令和5年度） -----	8 4

※ 端数処理の都合上、図表中の各項目の合計値と計欄等の数値が一致しない場合があります。

第 1 章 概 要

第 1 節 一般廃棄物

1 し尿処理の状況

(1) し尿の排出量及び処理

ア し尿の排出量

令和4年度中に排出されたし尿は 124 万キロリットルで、県民1人1日当たり排出量で見ると 1.76 リットルである。

[表－1－1 し尿排出量の状況]

区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総 排 出 量 (千キロリットル)	1,329	1,258	1,249	1,194	1,243
1 人 1 日 当 たり 排 出 量 (リットル)	1.84	1.75	1.75	1.68	1.76
(参考) 全国の1人1日 当たり排出量 (リットル)	2.63	2.68	2.71	2.81	2.83

注 平成24年度からは総人口に外国人人口を含んでいる。

イ 水洗化人口

水洗化人口は、前年度より約6千人減少して 186万1千人(全人口の96.2%)で、その内訳は、浄化槽人口 76万4千人(39.5%)、下水道人口 98万2千人(50.8%)、コミュニティ・プラント人口 2万人(1.0%)となっている。

令和4年度の処理人口を平成30年度と比較すると、浄化槽人口は 15%減、コミュニティ・プラント人口は 17%減、下水道人口は 2%増となっている。

なお、令和2年度までの「浄化槽人口」には、集落排水施設等人口を含んでいる。

[表－1－2 水洗化の状況]

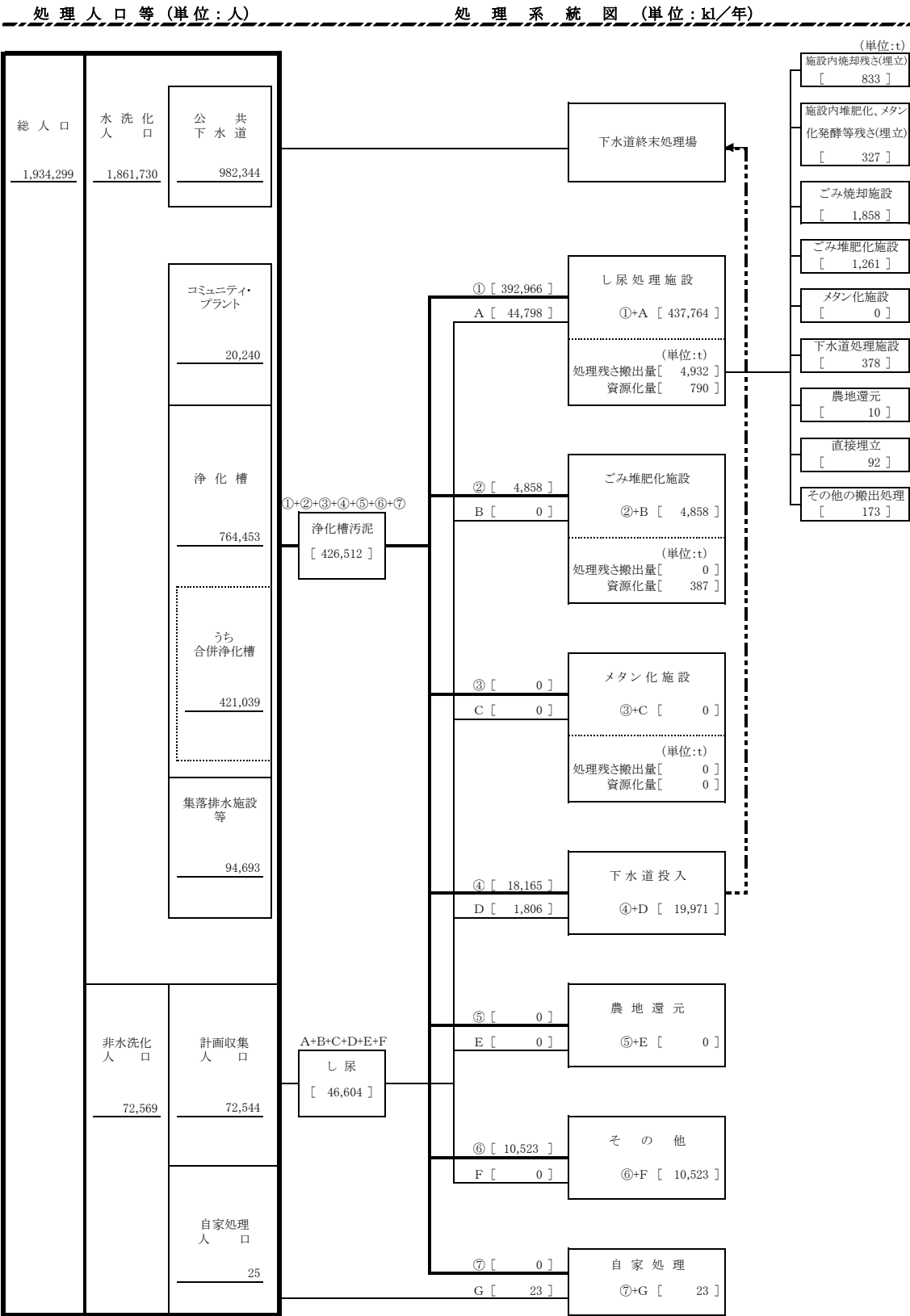
区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
浄 化 槽 人 口 (千人)	904 (100)	881 (97)	872 (96)	781 (86)	764 (85)
コミュニティ・プラント人口 (千人)	24 (100)	23 (96)	23 (96)	20 (83)	20 (83)
下 水 道 人 口 (千人)	963 (100)	975 (101)	977 (101)	970 (101)	982 (102)
集落排水施設等人口 (千人)	—	—	—	96 (—)	95 (—)
水 洗 化 人 口 (千人)	1,891 (100)	1,879 (99)	1,872 (99)	1,867 (99)	1,861 (98)
水 洗 化 率	95.3%	95.3%	95.5%	95.8%	96.2%
(参考) 全 国 の 水 洗 化 率	95.2%	95.4%	95.6%	95.9%	95.9%

注 ()内は、平成30年度の数値を100とした場合の増減率を示す。

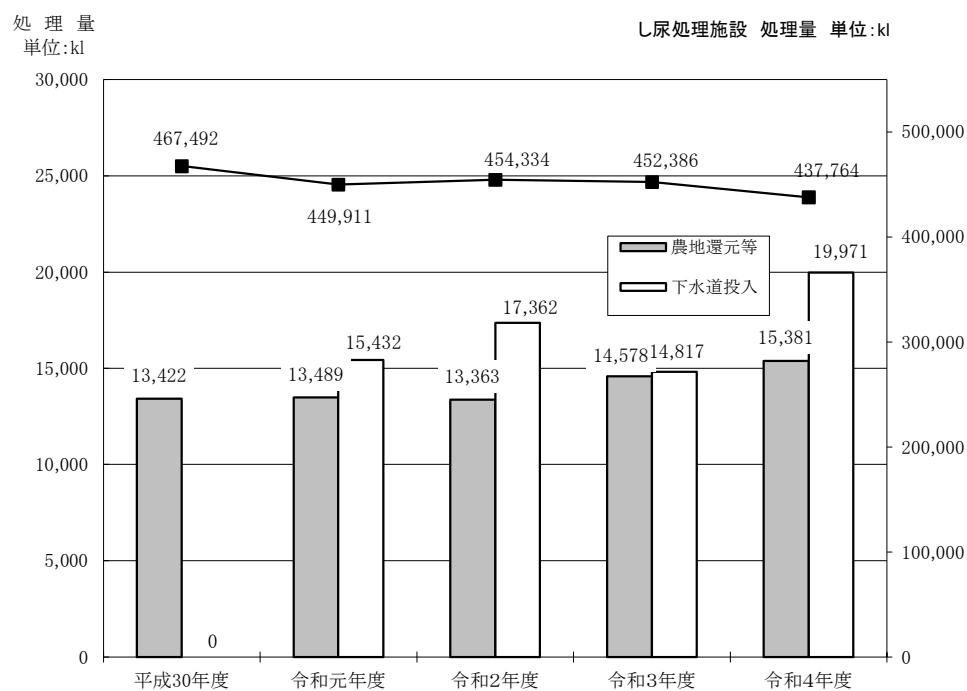
ウ し尿処理施設

令和4年度におけるし尿の処理状況は、図-1-1のとおりである。

[図-1-1 し尿の処理状況]



[図－１－２ し尿処理の推移]



計画収集されたし尿及び浄化槽汚泥のうち、し尿処理施設による処理量は437,764キロリットル、し尿処理施設以外の廃棄物処理施設による処理量は15,381キロリットル、下水道投入は19,971キロリットルである。

(2) し尿処理施設の整備状況

ア 令和4年度末現在の県内のし尿処理施設数（浄化槽以外は休止中を含む。）は表-1-3のとおり

[表－１－３ し尿処理施設数]

し尿処理施設	コミュニティ・プラント	浄化槽
20施設	14施設	305,275 (147,171)

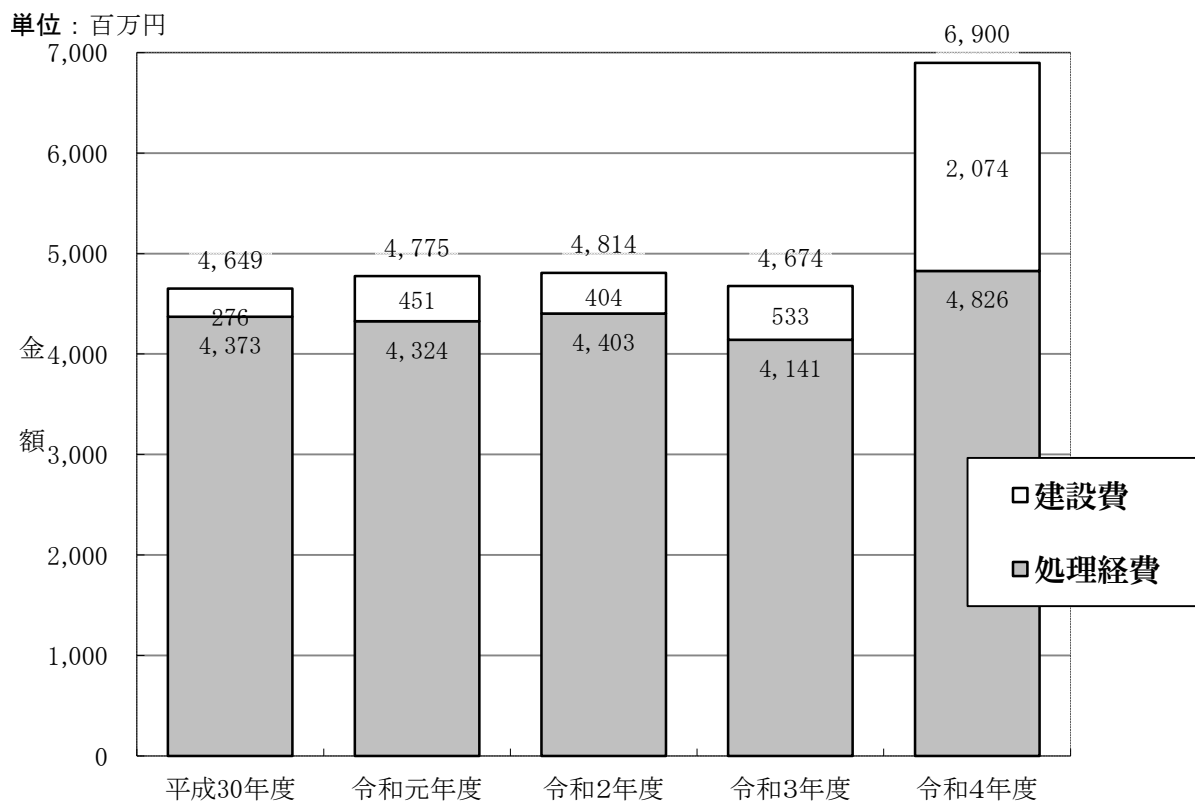
注 浄化槽には、集落排水施設等である浄化槽を含む。
また()内は、合併処理浄化槽の数で、内数である。

(3) し尿処理経費の状況

令和4年度にし尿処理に要した経費は、総額68億9,996万円、建設費を除いた処理経費は48億2,643万円であり、し尿1キロリットル当たりの処理経費（建設費除く。）は10,201円である。

平成30年度から令和4年度までの処理経費の状況は、図-1-3のとおりである。

[図-1-3 し尿処理経費の状況]



2 ごみ処理の状況

(1) ごみの排出量及び処理

ア 令和4年度中に排出されたごみの総量は 681,816 トンで、県民1人1日当たりのごみの排出量は966グラムである。

なお、容器包装リサイクル法に基づき資源として排出された「容器包装廃棄物」の量は 33,795 トンであり、これを除くと総排出量は 648,021 トンで、県民1人1日当たりのごみ排出量は918グラムとなる。

また、ごみ回収ステーションへ県民が、排出しているごみの量の指標となる、1人1日当たりの生活系収集可燃ごみの量は、567グラムである。

平成30年度から令和4年度のごみの排出量の状況は、表-1-4のとおりである。

[表-1-4 ごみの排出量の状況]

年度 区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総排出量 (千トン)	714 (100)	714 (100)	708 (99)	688 (96)	682 (96)
1人1日当たり 排出量 (グラム)	986 (100)	989 (100)	990 (100)	968 (98)	966 (98)
1人1日当たり生活系 収集可燃ごみ(グラム)	567	573	583	570	567
(参考)全国の1人1日 当たり排出量(グラム)	919 (100)	918 (100)	901 (98)	890 (97)	880 (96)

注1 平成24年度からは総人口に外国人人口を含んでいる。

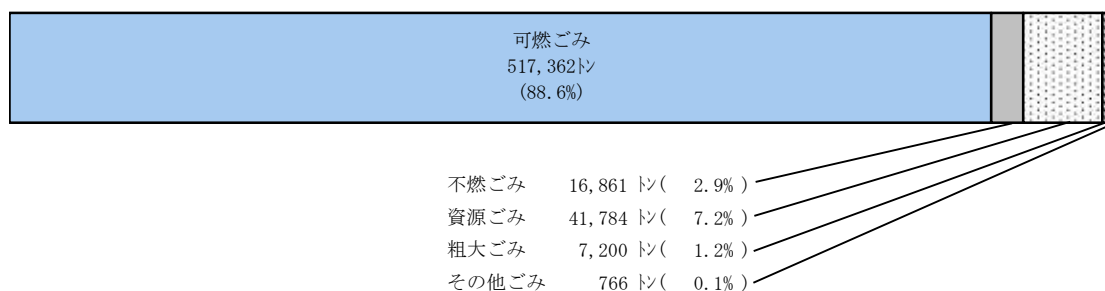
2 ()内は、平成30年度の数値を100とした場合の増減率を示す。

イ 収集状況

(ア) 計画収集

令和4年度、市町村が一般廃棄物処理実施計画に基づき、計画的に収集したごみは、583,973 トンであり、その内訳は、図-1-4のとおりである。

[図-1-4 計画収集ごみ内訳]



(イ) 容器包装リサイクル法による収集量

市町村における容器包装リサイクル法の分別収集区分に基づく収集量は、表-1-5のとおりである。

[表-1-5 容器包装リサイクル法による収集量の状況]

(単位：トン)

区分 年度	無色 ガラス	茶色 ガラス	その他 ガラス	スチール製 容器	アルミ製 容器	PET ボトル	紙パック	段ボール	プラスチック 容器包装	紙製 容器包装	計
平成30年度	3,857 (33)	3,721 (35)	2,007 (33)	2,267 (35)	2,008 (35)	3,942 (35)	286 (33)	11,093 (31)	4,591 (22)	169 (7)	33,941 (35)
令和元年度	3,612 (33)	3,632 (35)	1,927 (33)	2,005 (35)	2,042 (35)	3,910 (35)	262 (32)	10,879 (31)	4,000 (22)	174 (6)	32,443 (35)
令和2年度	3,638 (33)	3,553 (35)	1,855 (33)	2,331 (35)	2,155 (35)	4,031 (35)	204 (31)	12,486 (35)	4,173 (22)	217 (6)	34,643 (35)
令和3年度	3,373 (33)	3,287 (35)	1,820 (35)	1,953 (35)	2,129 (35)	4,100 (35)	194 (31)	12,606 (35)	4,160 (22)	229 (6)	33,851 (35)
令和4年度	3,325 (33)	3,281 (35)	1,772 (35)	1,766 (35)	2,059 (35)	4,221 (35)	194 (32)	12,694 (35)	4,161 (22)	322 (7)	33,795 (35)

注1 ()内は、年度末現在の分別収集実施市町村数を示す。計欄の()内は、年度末現在の市町村数を示す。

2 プラスチック容器包装は、白色トレイを含む。

3 分別収集量は四捨五入してあるため各品目の数値の和と合計数値が一致しない場合がある。

(ウ) 直接搬入ごみ

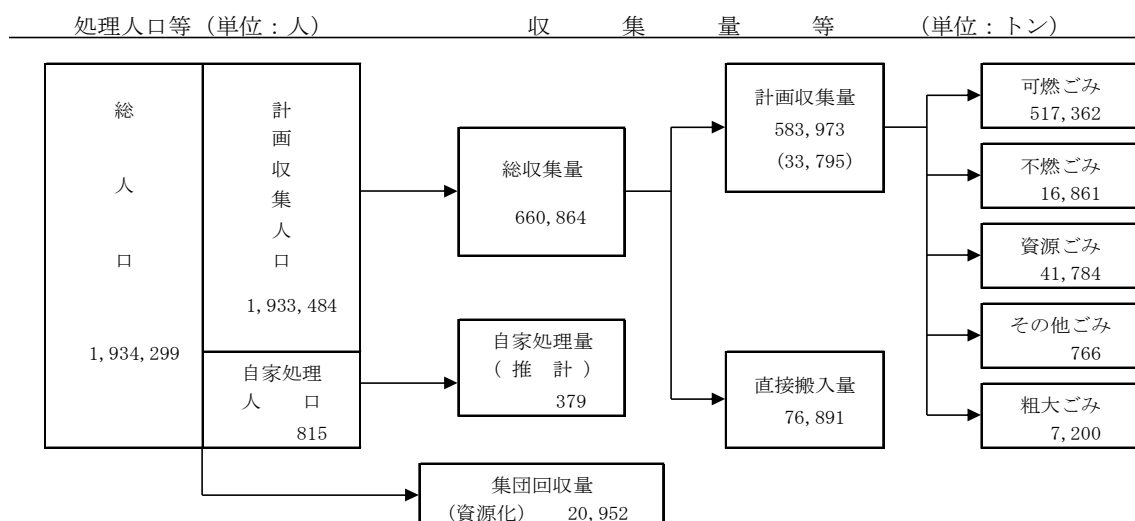
排出者自らが直接、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設又は最終処分場へ搬入するごみで、引越ごみのように一時に大量に発生するごみや事業所から生じるごみの一部がこれにあたる。

令和4年度の直接搬入量は、76891 トンである。

(エ) 収集状況

令和4年度におけるごみ収集の状況は、図-1-5のとおりであり、県内では、583973 トンが収集された。なお、379トンのごみが自家処理されている(推計)。

[図-1-5 ごみ収集の状況]

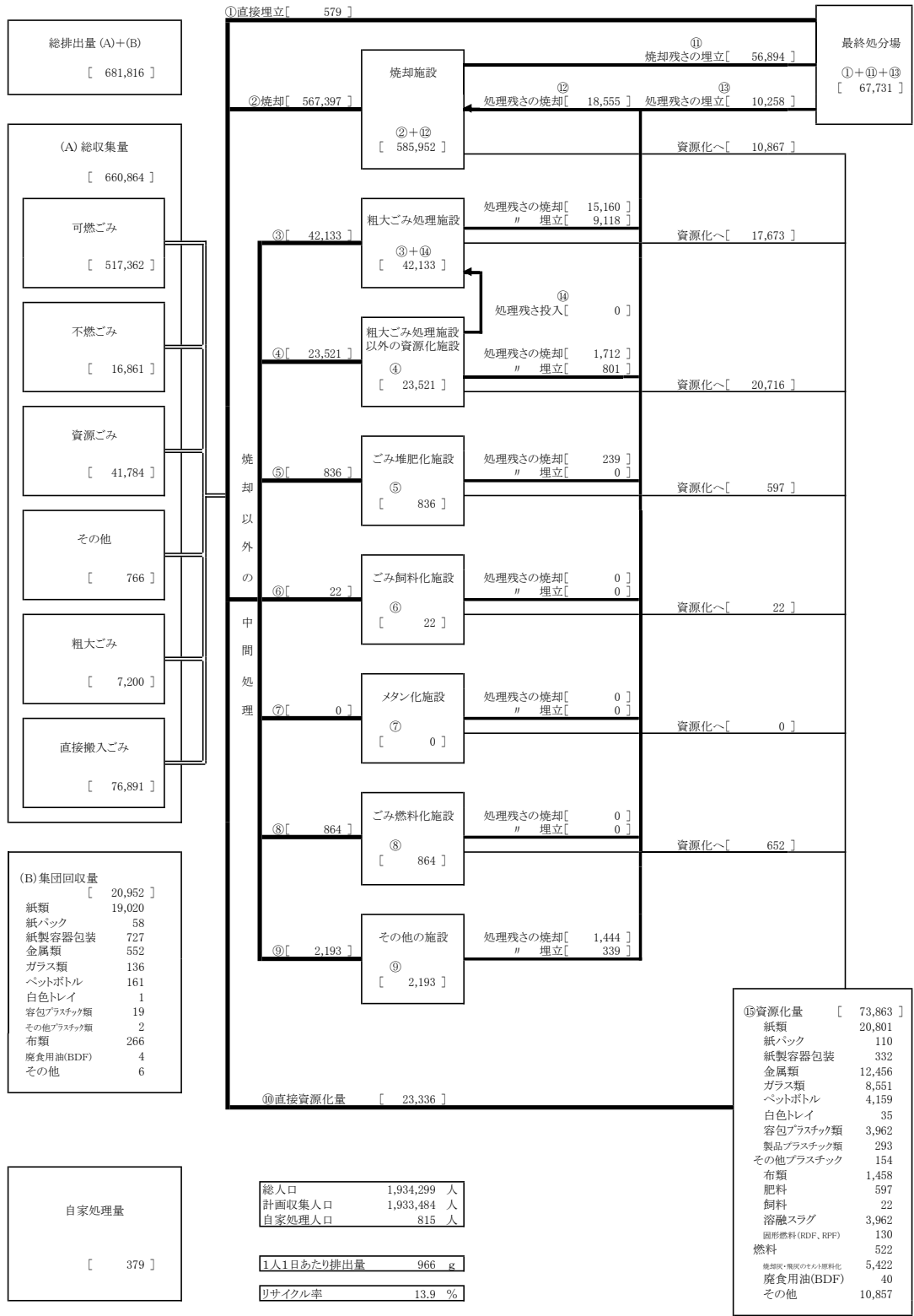


注 ()内の数値は、容器包装リサイクル法に基づく収集量

ウ 処理状況

令和4年度におけるごみ処理の状況は、図-1-6のとおりである。

[図-1-6 ごみ処理の状況] (単位：トン)



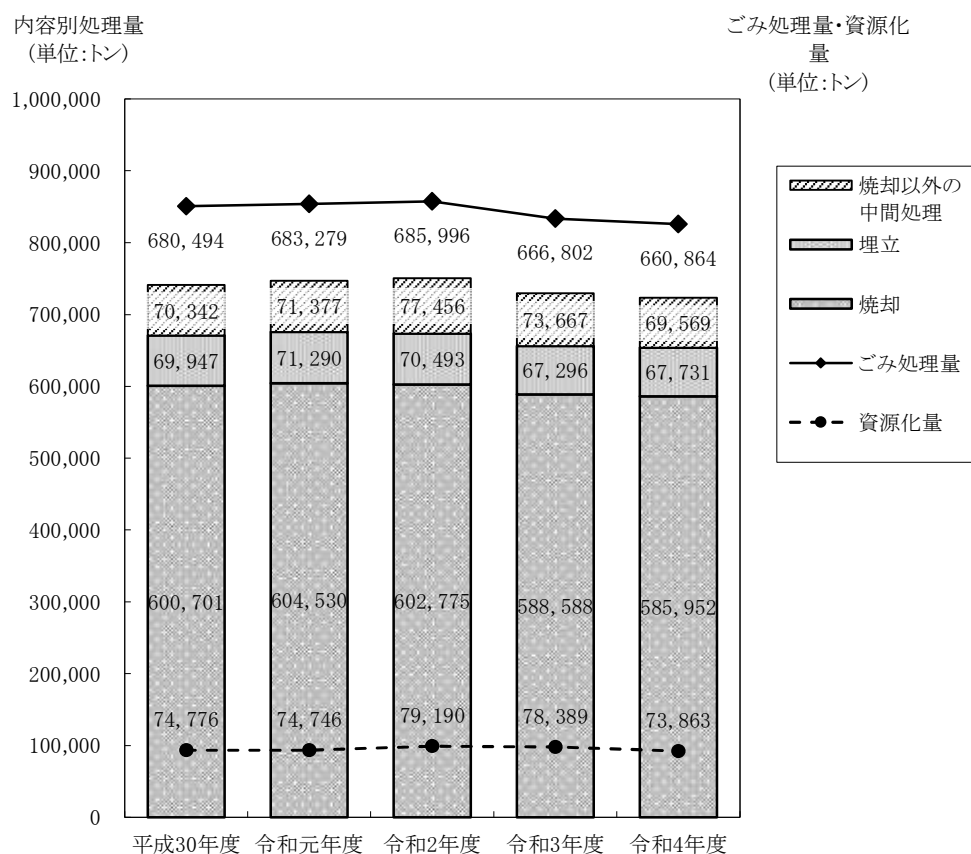
[表－１－６ ごみ処理量、内容の推移]

ごみ処理量・内容		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ごみ総処理量		680,494 (100)	683,279 (100)	685,996 (101)	666,802 (98)	660,864 (97)
処 理 内 容	焼 却	600,701 (100)	604,530 (101)	602,775 (100)	588,588 (98)	585,952 (98)
	うち処理残さ	15,849	17,070	20,830	20,382	18,555
	焼却以外の 中間処理	70,342 (100)	71,377 (101)	77,456 (110)	73,667 (105)	69,569 (99)
	埋 立	69,947 (100)	71,290 (102)	70,493 (101)	67,296 (96)	67,731 (97)
	うち処理残さ	68,040	70,476	69,486	66,542	67,152
	資 源 化 量	74,776 (100)	74,746 (100)	79,190 (106)	78,389 (105)	73,863 (99)
	うち直接資源化	23,385	23,624	25,588	24,373	23,336

注１ 総処理量には、自家処理量を含まない。

２ ()内は、平成30年度の数値を100とした場合の増減率を示す。

[図－１－７ ごみ処理量、内容の推移]



(ア) 焼却処理

令和4年度のごみの焼却量は、前年度よりも減少した。

令和4年度は平成30年度と比較して 2.5%減の585,952 トンとなっている。

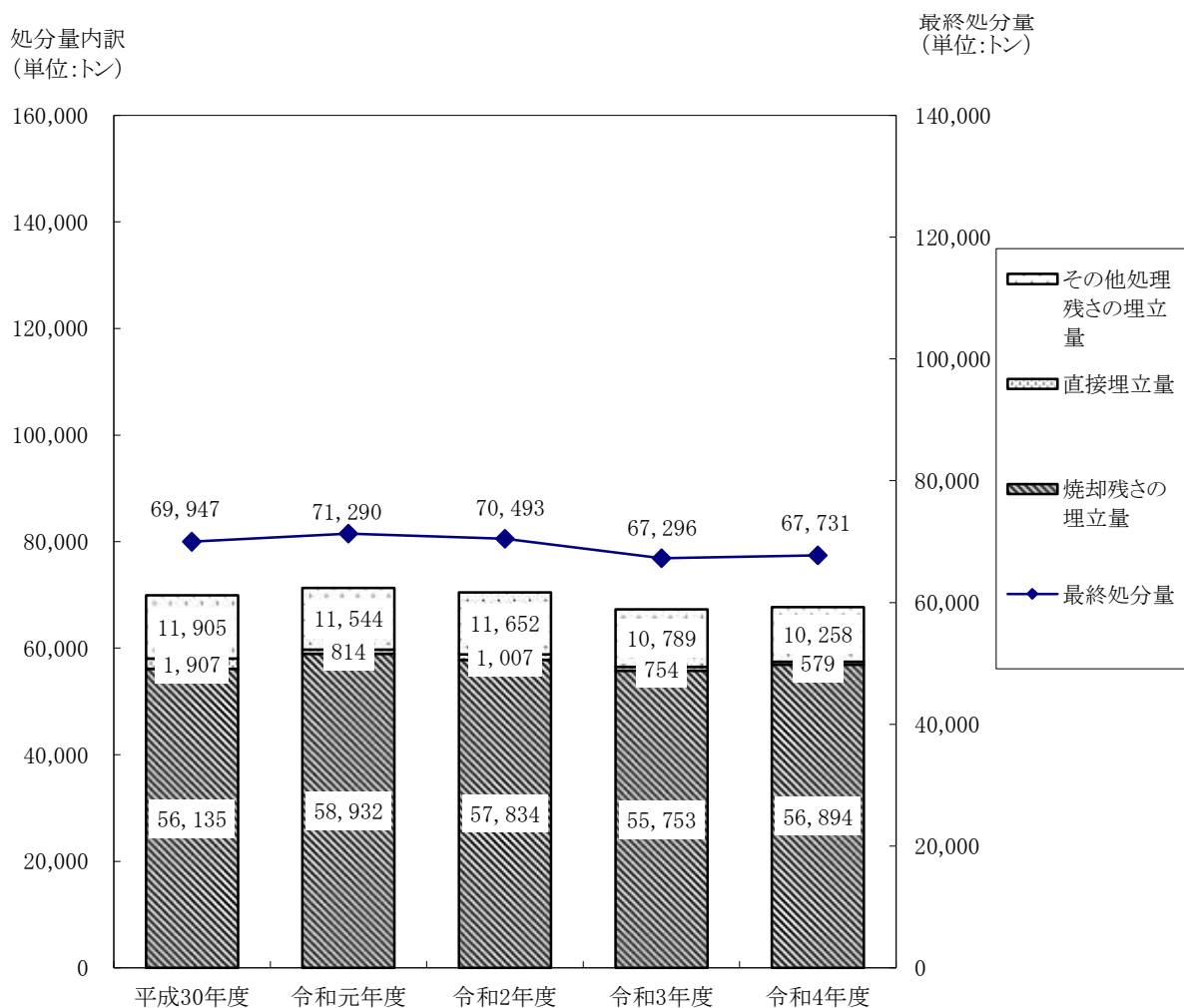
(表-1-6、図-1-7 参照)

(イ) 最終処分

ごみの最終処分量は 67,731 トンであり、内訳は焼却施設からの焼却残さ量が 56,894 トン、不燃物等の量が 10,837 トンである。

処理内訳ごとの実績の推移は、図-1-8 のとおりである。

[図-1-8 最終処分量の推移]

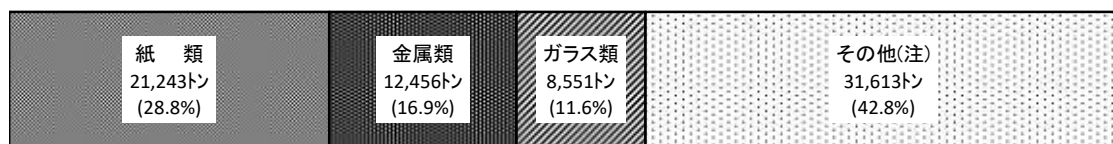


(2) ごみの資源化の状況

ア 収集ごみの資源化

収集されたごみは、資源の有効利用の観点から、各市町村で積極的に資源化を実施し、73,863 トンの資源化が行われている。（表-1-6、図-1-7、図-1-9 参照）

[図-1-9 収集ごみからの資源化の状況]

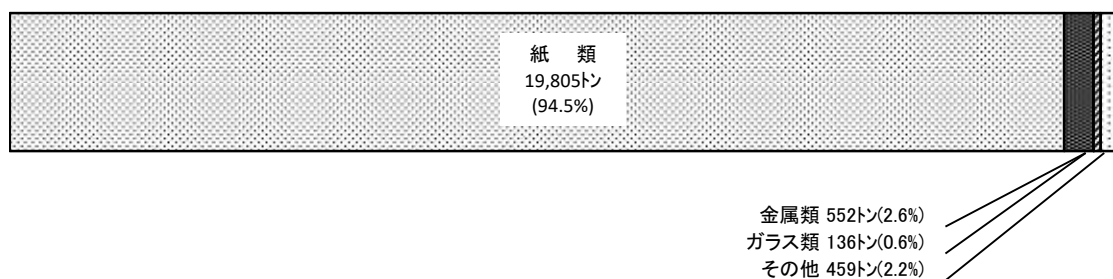


注 「その他」には、ペットボトル 4,159 トン、プラスチック類 4,290 トン、布類 1,458 トン、肥料 597 トン、熔融スラグ 3,962 トン、固形燃料 130 トンなどを含む。

イ 集団回収の状況

29 市町村が集団回収を実施し、20,952 トンが資源化されている。（図-1-10参照）

[図-1-10 集団回収による資源化の状況]



ウ 資源ごみの分別収集状況

分別収集は、ごみの適正処理や資源化促進等のためにも大切である。本県における令和4年度の分別状況は表-1-7のとおりである。

なお、資源ごみの分別収集は県内全ての市町村で行っている。

[表-1-7 ごみの分別収集状況]

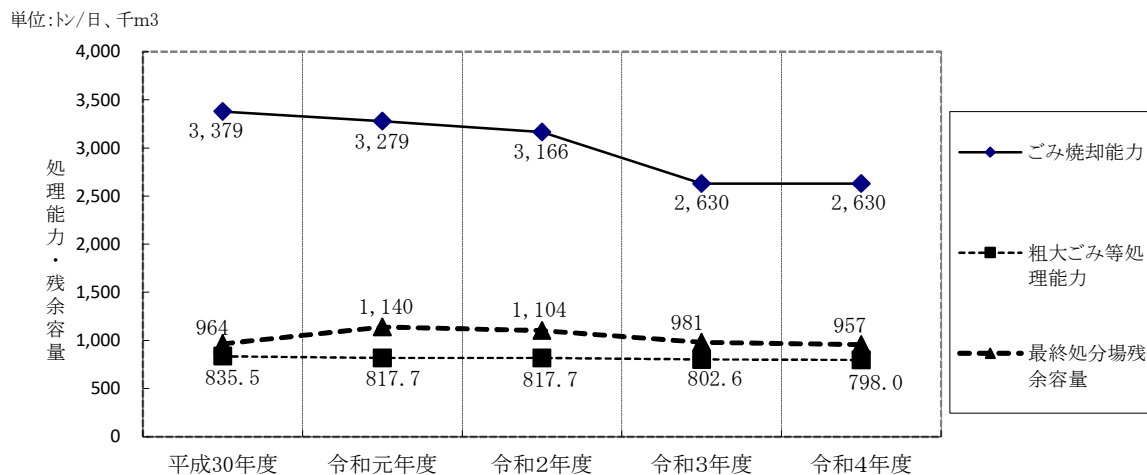
	可燃 資源 粗大 他	可燃 資源 粗大 他	可燃 資源 粗大 他	可燃 資源 粗大 他	可燃 資源 粗大 他	可燃 資源 粗大 他	可燃 資源 粗大 他	可燃 資源 粗大 他	可燃 資源 粗大 他
市町村数 (35)	11	13	4	7	0	0	0	0	0

(3) ごみ処理施設の整備状況

令和4年度末現在、県内にはごみ焼却施設が18、粗大ごみ処理施設が14、その他資源化を行う施設が11、堆肥化施設が2、ごみ燃料化施設が2あり、20箇所の最終処分場が設置されている。

平成30年度から令和4年度までのごみ処理施設整備の推移は、図-1-11のとおりである。

[図-1-11 ごみ処理施設整備の推移]

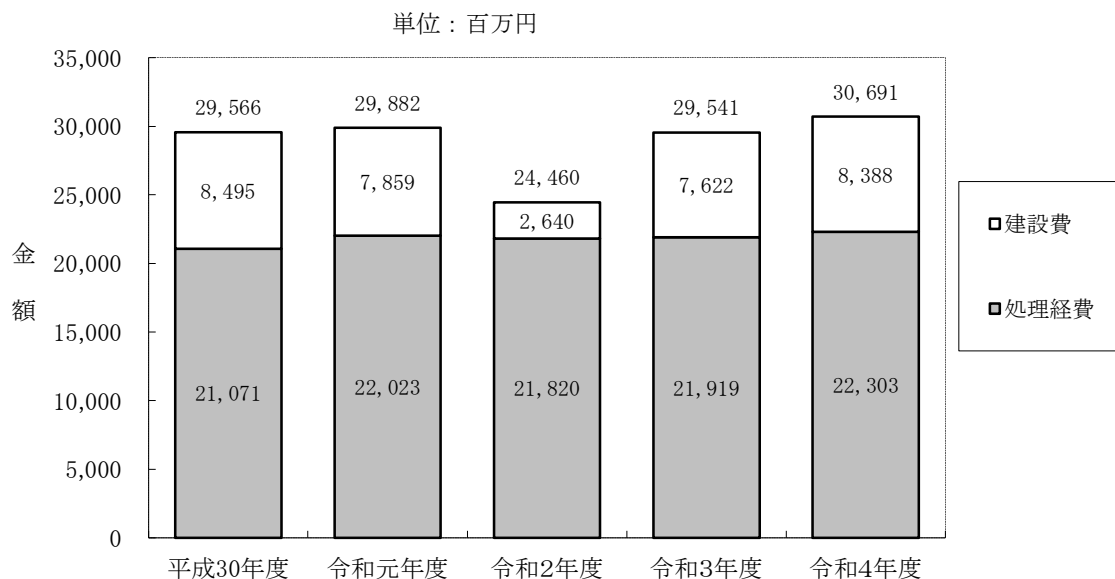


(4) ごみ処理経費の状況

令和4年度にごみ処理に要した経費は、総額306億9,107万円、建設費を除いた処理経費は222億028万円であり、ごみ1トン当たりの処理経費（建設費を除く。）は、33,747円である。

平成30年度から令和4年度までの処理経費の状況は、図-1-12のとおりである。

[図-1-12 ごみ処理経費の状況]



(5) 災害廃棄物*の排出量及び処理

令和4年度中に排出された災害廃棄物の総量は、0トンである。

平成30年度からの災害廃棄物の排出量等の状況は、表-1-8のとおりである。

*災害廃棄物処理のうち国庫補助金交付要綱の適用を受けたもの

[表-1-8 災害廃棄物排出量等の状況]

区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総排出量 (トン)	0	966	0	0	0
リサイクル率 (パーセント)	0	15	0	0	0
最終処分量 (トン)	0	113	0	0	0

(6) 災害廃棄物*処理経費の状況

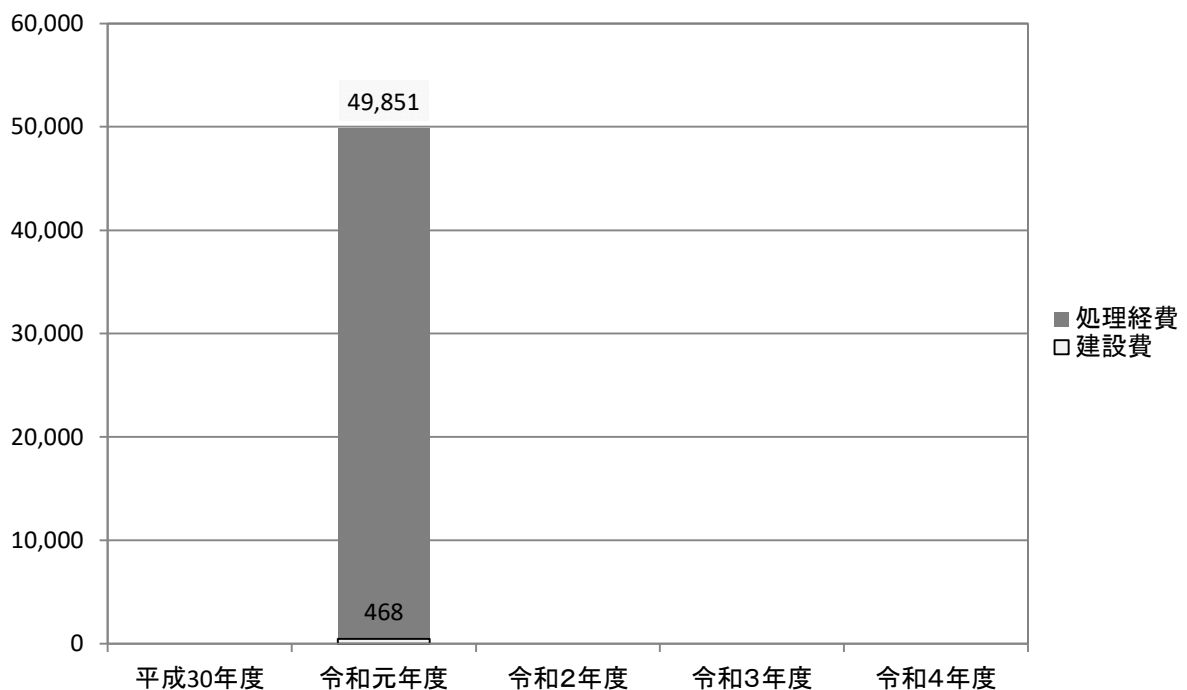
令和4年度に災害廃棄物処理に要した経費は発生していない。

平成30年度からの災害廃棄物の処理経費の状況は、図-1-13のとおりである。

*災害廃棄物のうち国庫補助金交付要綱の適用を受けたもの

[図-1-13 災害廃棄物処理経費の状況]

単位：千円



(7) 指定廃棄物の処理

放射性物質汚染対処特措法において、事故由来放射性物質についての放射能濃度（セシウム 134 とセシウム 137 の合計値をいう。）が 8,000Bq/kg を超える廃棄物については、環境大臣が指定し、国が収集、運搬、保管及び処分することとなっている。

環境省によれば令和 5 年 3 月 31 日現在で、群馬県内には、浄水発生土 672.8 トン、下水汚泥焼却灰等約 514.2 トンの計 1,187.0 トンが指定廃棄物として指定されている。

国は、指定廃棄物の処理が逼迫しているとして、群馬県を含む 5 県については長期管理施設を建設し処理を進めることとしており、指定廃棄物処理促進市町村長会議を開催し、県毎に指定廃棄物の長期管理施設の候補地選定等の検討を進めている。

なお、群馬県については、平成 28 年 12 月 26 日の第 3 回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議において、安全に処理がなされるまで国として全面的に責任を持って対応することが表明されたことを受け、現地保管継続・段階的処理の方針が決定された。

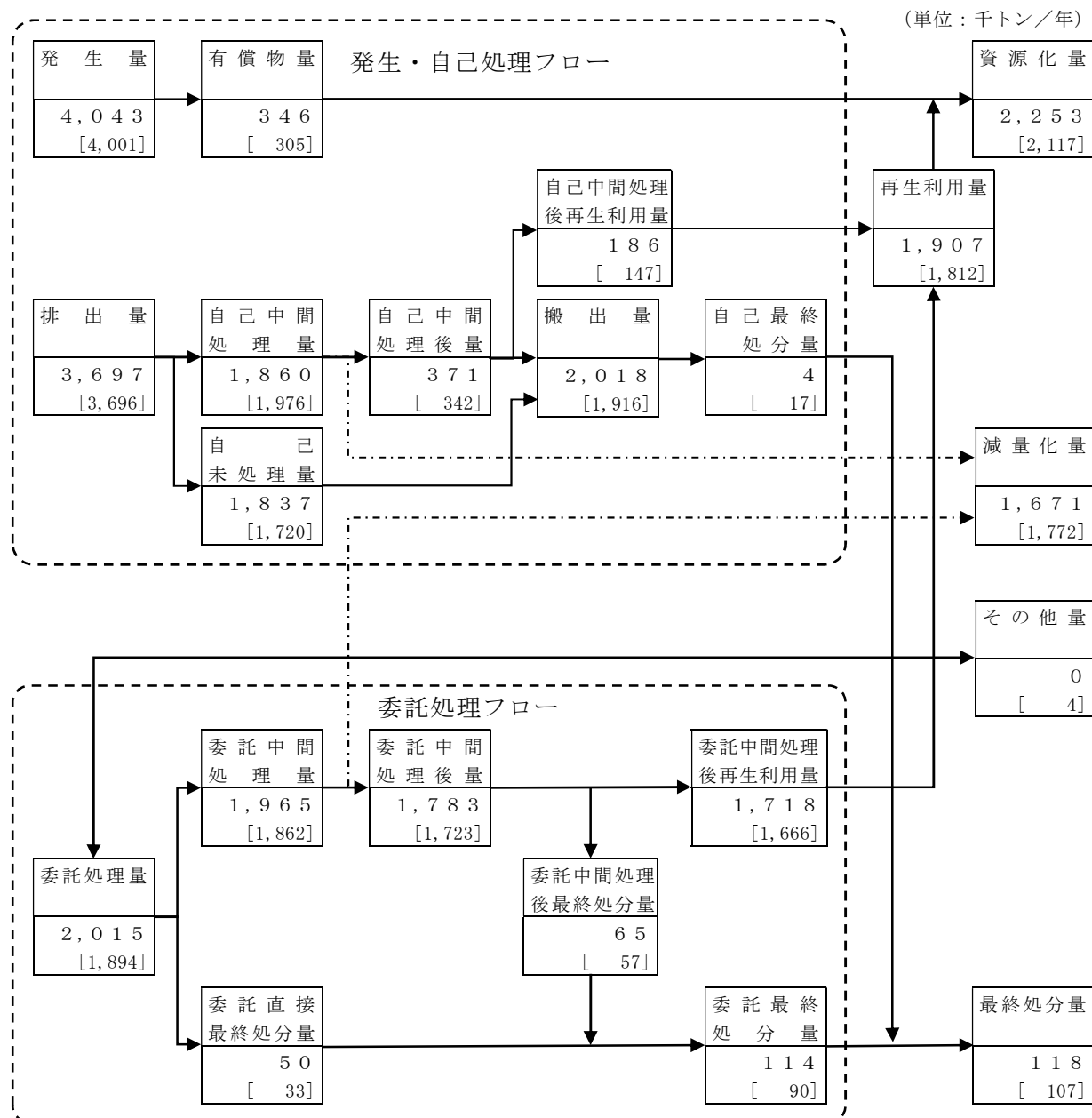
第 2 節 産業廃棄物

1 処理の状況

(1) 発生量及び処理状況（5年ごとの調査：平成 29 年度分）

本県の産業廃棄物の発生量及び処理状況については、排出事業者の抽出調査による手法で 5 年に一回実施している（今回の間隔は 4 年間）。平成 30 年度に排出事業者 4,349 事業所を抽出した廃棄物実態調査によれば、平成 29 年度における産業廃棄物の発生状況等は次のとおりである。

[図－1－14 平成 29 年度産業廃棄物発生・処理の総括フロー]



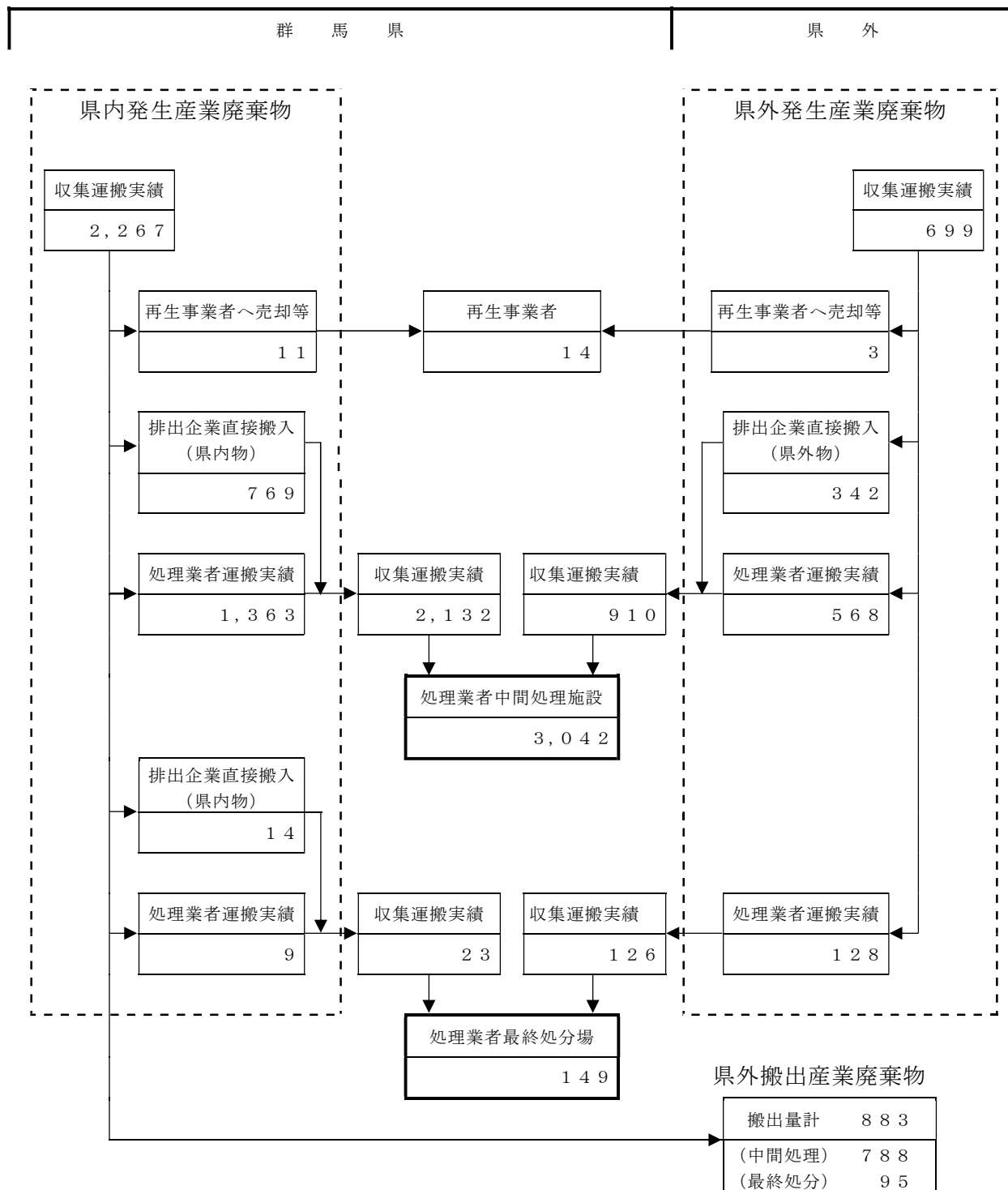
注 []内は、前回調査（平成 25 年度）の数値

(2) 処理業者による処理状況（5年ごとの調査：平成29年度分）

群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第19条の規定により、産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者から提出された平成29年度の処理実績の概要は次のとおりである。

[図－1－15 平成29年度産業廃棄物処理実績報告書の集計結果概要]

(単位：千トン／年)



注1 一部未報告の収集運搬業者があると思われるため、許可業者が報告した数量と異なる。

2 各項目量は概数であるため、合計が一致しない場合がある。

2 収集運搬業者の実績について

(1) 県内の排出事業者が収集運搬業者に処理を委託した産業廃棄物量

平成29年度に県内の排出事業者が収集運搬業者に処理を委託した産業廃棄物の量は約227万トンである。

そのうち県内処理量は約138.3万トン（約60.9%）、県外処理量は約88.3万トン（約38.9%）である。

詳細は、表-1-9のとおりである。

[表-1-9 平成29年度に収集運搬業者に委託された産業廃棄物量]（県内発生物に限る。）

産業廃棄物の種類		取扱量（トン）	県内処理（トン）		県外処理（トン）	
			埋立	中間処理	埋立	中間処理
産業廃棄物	燃 え 殻	9,541	2	513	3,827	5,202
	汚 泥	301,980	0	53,809	44,687	203,477
	廃 油	48,494	0	29,427	0	19,067
	廃 酸	21,114	0	9,210	0	11,904
	廃 アルカリ	13,335	0	1,356	0	11,979
	廃 プラスチック類	283,206	2,430	161,579	5,260	113,936
	紙 く ず	12,622	0	7,780	322	4,520
	木 く ず	319,679	1	214,309	187	105,182
	織 維 く ず	3,187	0	2,269	62	856
	動植物性残さ	115,533	0	75,063	0	40,470
	動物系固形不要物	27	0	24	0	3
	ゴ ム く ず	1,073	29	972	0	72
	金 属 く ず	109,191	136	80,166	941	27,949
	ガラスくず等	248,475	2,556	179,818	5,362	60,740
	鉛 さ い	101,239	2,993	3,184	17,895	77,167
	が れ き 類	560,139	1,291	480,895	15,069	62,884
	動物のふん尿	6,456	0	6,456	0	0
	動物の死体	57,170	0	56,483	0	687
	ば い じ ん	12,094	0	38	1,058	10,998
	1 3 号 廃 棄 物	88	0	67	0	21
小 計		2,224,643	9,438	1,363,419	94,670	757,118
特別管理産業廃棄物	廃油（揮発油類等）	7,010	0	691	0	6,319
	廃酸（pH2.0以下）	2,389	0	1	0	2,388
	廃アルカリ（pH12.5以上）	1,847	0	200	0	1,647
	感染性廃棄物	11,236	0	8,168	0	3,068
	特）廃PCB等	333	0	157	0	176
	特）PCB汚染物	692	0	195	0	497
	特）指定下水汚泥	0	0	0	0	0
	特）廃石綿等	378	0	0	187	191
	特）燃 え 殻	611	0	466	0	145
	特）汚 泥 等	967	0	4	0	963
	特）廃 油	2,785	0	677	0	2,108
	特）廃 酸	6,412	0	0	0	6,412
	特）廃 アルカリ	1,924	0	11	0	1,913
	特）鉛 さ い	4	0	0	0	4
	特）ば い じ ん	5,683	0	12	0	5,671
	特）1 3 号 廃 棄 物	0	0	0	0	0
小 計		42,271	0	10,583	187	31,502
総 計		2,266,914	9,438	1,374,002	94,857	788,620

注1 一部未報告の収集運搬業者があると思われるため、許可業者が報告した数量と異なる。

2 本表は、収集運搬業の許可を有する者の報告を集計したものである。

3 特）は、特定有害産業廃棄物を示す。

4 各項目量は、四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

[表－１－１０ 収集運搬業者による県内産業廃棄物の取扱量の推移]

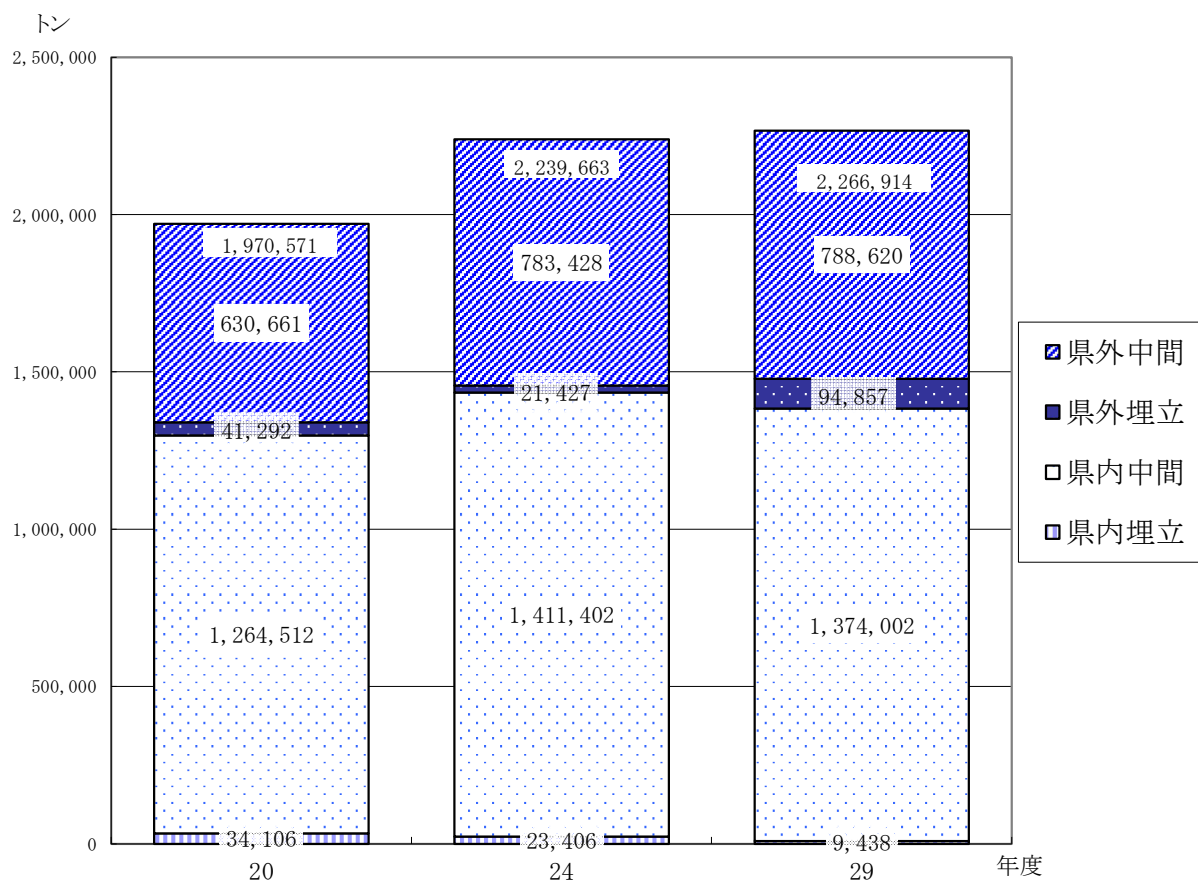
(単位：トン)

年度	取扱量	県内処理			県外処理			
		埋立処分	中間処理	海洋投入	埋立処分	中間処理	海洋投入	
20	1,970,571	1,298,618 (65.9 %)	34,106 (1.7 %)	1,264,512 (64.2 %)	671,954 (34.1 %)	41,292 (2.1 %)	630,661 (32.0 %)	0 (-)
24	2,239,663	1,434,808 (64.1 %)	23,406 (1.1 %)	1,411,402 (63.0 %)	804,855 (35.9 %)	21,427 (0.9 %)	783,428 (35.0 %)	0 (-)
29	2,266,914	1,383,440 (61.7 %)	9,438 (0.4 %)	1,374,002 (61.3 %)	883,477 (38.3 %)	94,857 (4.3 %)	788,620 (34.0 %)	0 (-)

注１ 一部未報告の収集運搬業者があると思われるため、許可業者が報告した数量と異なる。

２ ()は取扱量に対する割合を示す。

[図－１－１６ 収集運搬業者による処理実績の推移]



注１ 一部未報告の収集運搬業者があると思われるため、許可業者が報告した数量と異なる。

3 処分業者の実績について

(1) 埋立処分

県内の最終処分場に埋め立てられた産業廃棄物量は約4.3万トンであった。

そのうち県内で発生した産業廃棄物量は約6.7千トンであり、県外で発生した産業廃棄物量は約3.6万トンであった。

詳細は表-1-11のとおりである（出典：令和4年度の県内の処分実績報告書）。

[表-1-11 令和4年度に許可業者が管理する県内の最終処分場に埋め立てられた産業廃棄物量]

産業廃棄物の種類	取 扱 量 (トン)		
	県内発生分	県外発生分	計
燃 え 殻	0	0	0
汚 泥	0	0	0
廃プラスチック類	2,191	13,780	15,971
紙 く ず	0	0	0
木 く ず	0	0	0
繊 維 く ず	0	0	0
動植物性残さ	0	0	0
ゴ ム く ず	14	0	14
金 属 く ず	8	22	30
ガラスくず等	2,140	9,549	11,689
鉍 さ い	0	0	0
が れ き 類	2,379	12,448	14,827
ば い じ ん	0	0	0
特) 感染性廃棄物	0	0	0
計	6,732	35,799	42,531

注1 本表は、最終処分の許可を有する者の報告を集計したものである。

2 各項目量は、四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

(2) 中間処理

県内の中間処理施設に搬入された産業廃棄物量は、約198.8万トンであった。

そのうち県内で発生した産業廃棄物量は約133.2万トンであり、県外で発生した産業廃棄物量は約65.6万トンであった。

詳細は表-1-12のとおりである（出典：令和4年度の県内の処分実績報告書）。

[表-1-12 令和4年度に許可業者が管理する県内の中間処理施設に搬入された産業廃棄物量]

産業廃棄物の種類		取 扱 量 (トン)		
		県内発生分	県外発生分	計
燃 え 殻		52	536	588
汚 泥		33,880	16,523	50,403
廃 油		26,792	29,050	55,842
廃 酸		42	363	404
廃 アルカリ		806	963	1,770
廃プラスチック類		81,111	63,931	145,042
紙 く ず		2,796	2,000	4,796
木 く ず		156,143	206,269	362,411
繊維 く ず		564	901	1,465
動植物性残さ		14,119	1,218	15,337
ゴ ム く ず		2	1	2
金 属 く ず		14,215	8,111	22,327
ガラスくず等		64,683	43,133	107,816
鉱 さ い		23	22	45
が れ き 類		921,581	265,042	1,186,622
ば い じ ん		0	13	14
動物のふん尿		7,647	0	7,647
動物の死体		0	0	0
動物系固形不要物		0	0	0
小 計		1,324,456	638,077	1,962,533
特 別 管 理	廃油（揮発油類等）	753	1,461	2,215
	廃酸（腐食性）	2	6	8
	廃アルカリ（腐食性）	145	40	185
	感染性産業廃棄物	5,286	9,415	14,701
	特) 廃PCB等	456	6,143	6,599
	特) 燃 え 殻	444	0	444
	特) 汚 泥 等	27	13	40
	特) 廃 油	149	626	775
	特) 廃 酸	0	1	2
	特) 廃アルカリ	7	1	8
	特) ば い じ ん	2	0	2
	小 計	7,272	17,708	24,979
総 計		1,331,728	655,784	1,987,512

注1 本表は、中間処理の許可を有する者の報告を集計したものである。

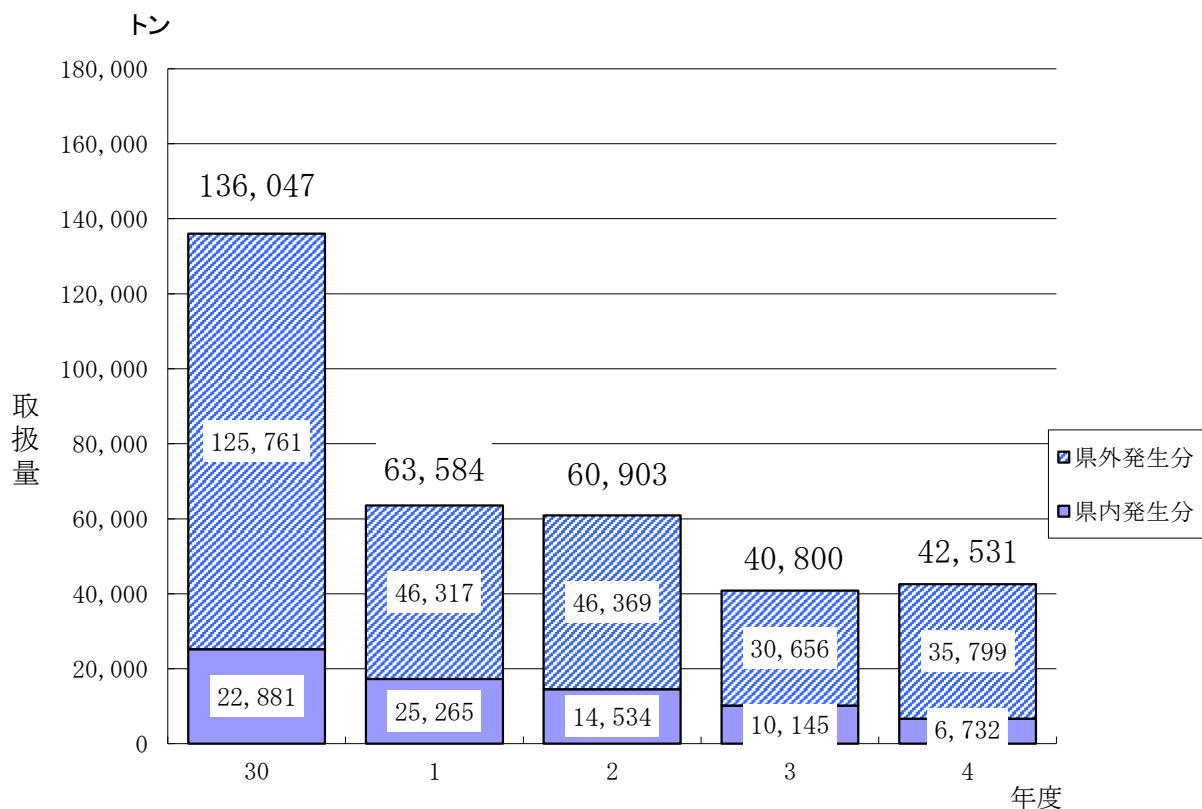
2 再生利用業の指定業者の実績を含めている。

3 「特別管理」は、特別管理産業廃棄物を示す。

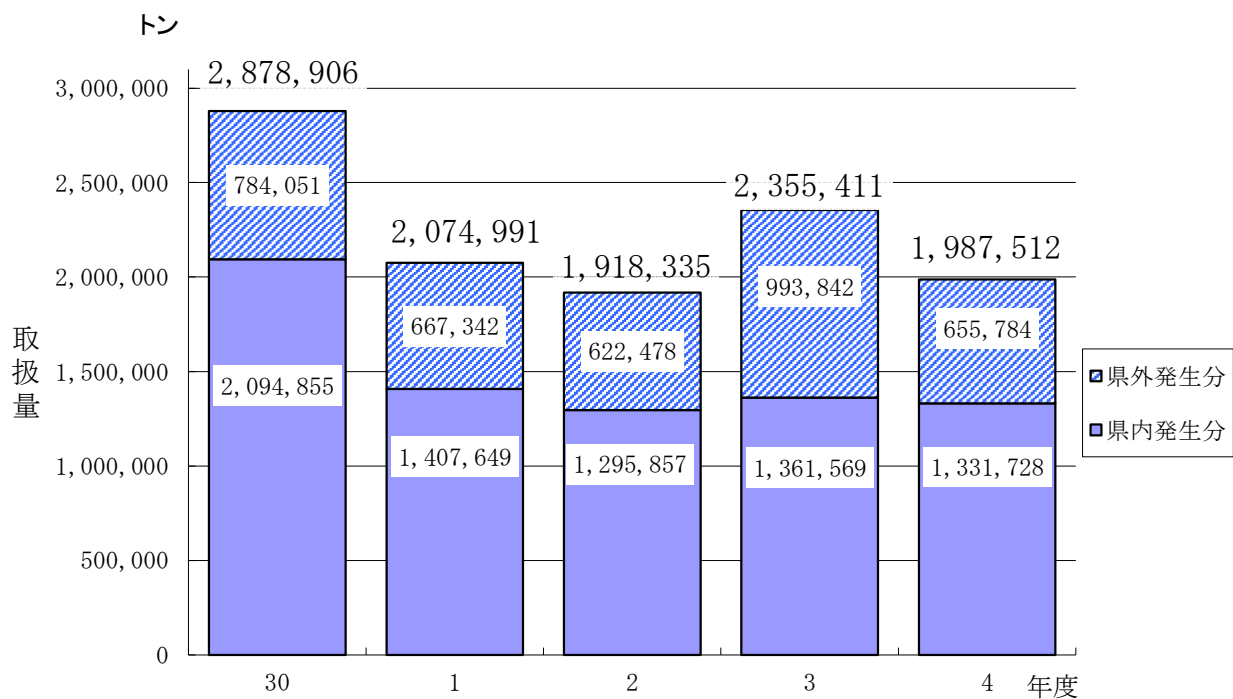
4 特) は、特定有害産業廃棄物を示す。

5 各項目量は、小数点以下の端数(表示外)があるため、合計は合わない場合がある。

[図－１－１７ 産業廃棄物処理業者による最終処分量の推移]（最終処分業者の実績）



[図－１－１８ 産業廃棄物処理業者による中間処理量の推移]（中間処理業者の実績）



4 施設の状況

産業廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の規定により設置に際して知事（又は政令で定める市長）の許可を受けなければならない。設置許可対象施設は、同法施行令第 7 条で定められた汚泥の脱水施設等の中間処理施設 19 種類、最終処分場 3 種類である。

令和 4 年度に設置又は変更を許可した産業廃棄物処理施設数は次のとおりである。

[表－1－13 令和 4 年度における設置（変更）許可施設数]

処理施設の種類	設置（変更）許可施設数	
	事業者	処理業者
廃プラスチック類の破碎施設		1(0)
木くず又はがれき類の破碎施設		0(3)
中間処理施設合計	0(0)	1(3)
最終処分場合計	0(0)	0(0)
計	0(0)	1(3)

注 1 「事業者」は排出事業者が設置するもの、「処理業者」は産業廃棄物処理業者が設置するものを示す。

2 () は変更許可施設数で外数である。

3 同一施設で複数の種類の許可を受けた中間処理施設は、全ての種類で計上している。

4 前橋市及び高崎市における許可施設数は含まない。

[表－１－１４ 令和４年度末における産業廃棄物処理施設数]

号	産業廃棄物処理施設の種類	設置者区分	施設数
1	汚泥の脱水施設 (10㎡/日を超えるもの)	事業者	33 (7)
		処理業者	3 (1)
2	汚泥の乾燥施設 (機械乾燥) (10㎡/日を超えるもの)	事業者	6 (2)
		処理業者	1
	汚泥の乾燥施設 (天日乾燥) (100㎡/日を超えるもの)	事業者	－
		処理業者	－
3	汚泥の焼却施設 (5 ㎡/日を超えるもの・200kg/時以上のもの・火格子面積 2 ㎡以上のもの)	事業者	2
		処理業者	6 (1)
4	廃油の油水分離施設 (10㎡/日を超えるもの)	事業者	1 (1)
		処理業者	6 (1)
5	廃油の焼却施設 (1 ㎡/日を超えるもの・200kg/時以上のもの・火格子面積 2 ㎡以上のもの)	事業者	4 (3)
		処理業者	8 (2)
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設 (50㎡/日を超えるもの)	事業者	－
		処理業者	－
7	廃プラスチック類の破碎施設 (5 トン/日を越えるもの)	事業者	3
		処理業者	46 (14)
8	廃プラスチック類の焼却施設 (100kg/日を越えるもの・火格子面積 2 ㎡以上のもの)	事業者	4 (1)
		処理業者	12 (4)
8-2	木くず又ははがれき類の破碎施設 (5 トン/日を越えるもの)	事業者	35 (27)
		処理業者	208 (90)
9	有害汚泥のコンクリート固形化施設	事業者	－
		処理業者	－
10	水銀を含む汚泥のばい焼施設	事業者	－
		処理業者	－
10-2	廃水銀等の硫化施設	事業者	－
		処理業者	－
11	シアン化合物の分解施設	事業者	－
		処理業者	－
11-2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	事業者	－
		処理業者	－
12	廃 P C B 等の焼却施設	事業者	－
		処理業者	－
12-2	廃 P C B 等の分解施設	事業者	－
		処理業者	－
13	P C B 汚染物の洗浄施設又は分離施設	事業者	－
		処理業者	－
13-2	産業廃棄物の焼却施設 (200kg/時以上のもの・火格子面積2㎡以上のもの)	事業者	2 (1)
		処理業者	11 (3)
中 間 処 理 施 設 小 計		事業者	90 (42)
		処理業者	301 (116)
14-イ	産業廃棄物の最終処分場 (遮断型)	事業者	－
		処理業者	－
14-ロ	産業廃棄物の最終処分場 (安定型)	事業者	3
		処理業者	19 (9)
14-ハ	産業廃棄物の最終処分場 (管理型)	事業者	7 (1)
		処理業者	4 (1)
最 終 処 分 場 小 計		事業者	10 (1)
		処理業者	23 (10)
計		事業者	100 (43)
		処理業者	324 (126)

注 1 「号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条の号番号を示す。

2 施行令第 7 条第 13 号の 2 は、汚泥、廃油、廃プラスチック類及び廃 P C B 等以外の産業廃棄物の焼却施設である。

3 最終処分場については、埋立てが終了していても廃止の確認がされていない施設を含む。

4 「設置者区分」欄の「事業者」は排出事業者が設置するもの、「処理業者」は産業廃棄物処理業者が設置するものを示す。

5 施行令第 7 条第 8 号の 2 の破碎施設については、平成 12 年の法改正によるみなし許可施設を含む。

6 同一施設で複数の種類の許可を受けた中間処理施設は、全ての種類で計上している。

7 () は前橋市及び高崎市内に設置された処理施設数で、内数

5 産業廃棄物最終処分場の残容量の年度別推移

[表－１－１５ 産業廃棄物最終処分場の残容量の年度別推移](年度当初) (単位：千 m³)

年 度	30	元	2	3	4
安 定 型	1,470(1,448)	1,213(1,191)	1,117(1,096)	1,005(983)	1,951(1,929)
管 理 型	772(87)	755(85)	737(84)	722(83)	705(82)
計	2,242(1,535)	1,968(1,277)	1,855(1,180)	1,727(1,067)	2,657(2,012)

注１ 排出事業者の自己処分場を含む。

２ () は処理業者が設置したもので内数

6 排出事業者への指導

産業廃棄物は、それを排出する事業者が自らの責任で適正に処理しなければならない。このため、排出事業者に対して適正処理やＰＣＢ廃棄物の届出等に係る相談・指導を実施した。

(1) 情報基盤整備事業

ア 産業廃棄物相談員の配置

産業廃棄物相談員３名を廃棄物・リサイクル課、西部森林環境事務所、東部環境事務所に配置し、令和４年度中に延べ３９１件の排出事業所に立入調査を実施し、排出事業者に対して廃棄物適正処理、廃棄物減量化推進等の相談・指導を行った(前橋市及び高崎市における調査件数は含まない)。

イ 産業廃棄物専用のホームページによる情報提供

廃棄物・リサイクル課ホームページ「群馬県産業廃棄物情報」により、○廃棄物関係新着情報、○廃棄物関係法令情報、○産業廃棄物処理業者許可情報、○各種許可・届出・報告等に関する手順及び申請書書式等、○説明会・講習会開催の情報提供を行った。

(2) ＰＣＢ廃棄物

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、ＰＣＢ廃棄物を保管する事業者は毎年度、事業場の所在地を管轄する知事や中核市である前橋市長・高崎市長に保管及び処分の状況を届け出ることが義務づけられている。令和５年３月３１日現在の保管届出状況は次のとおりである。

[表－１－１６ ＰＣＢ廃棄物の保管届出状況] (前橋市・高崎市届出分を含む。)

届出数 (事業場数)	ＰＣＢ廃棄物の種類 (単位：台)			
	変圧器	柱上変圧器	コンデンサー	安定器
600	994	145	1,150	1,374

注 この他に、廃油、感圧紙、ウエス等あり。事業場数には、使用中のＰＣＢ含有機器のみを保有している場合を含む。

(3) PCB廃棄物保管事業者等への指導（令和4年度）

PCB廃棄物を保管する事業者等のうち、1,198事業者（前橋市・高崎市を除く。）に対し立入検査を実施し、適正保管及び期限内の処理指導等を行った。なお、平成29年度からはPCB適正処理推進員を設置し、指導を進めている。

7 産業廃棄物処理業者への指導

産業廃棄物は、排出事業者が自ら処理するほか、産業廃棄物処理業者に委託して処理される。産業廃棄物処理業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により知事（又は政令で定める市長）の許可を受けなければならない。

(1) 許可業者数

各年度末現在の産業廃棄物処理業者数は、次のとおりである。

〔表－1－17 産業廃棄物処理業者数の年度別推移〕

年度末	産業廃棄物処理業				特別管理産業廃棄物処理業		計
	収集運搬	処 分			収集運搬	処 分	
		中間処理	最終処分	中間処理 最終処分			
30	5, 232	206 (53)	4 (2)	5 (4)	549	14 (4)	6, 010 (63)
元	5, 463	197 (50)	4 (2)	5 (4)	574	14 (4)	6, 257 (60)
2	5, 530	196 (52)	4 (2)	5 (4)	584	13 (4)	6, 332 (62)
3	5, 699	202 (51)	5 (2)	6 (5)	595	13 (4)	6, 520 (62)
4	5, 841	198 (44)	5 (2)	6 (5)	608	13 (4)	6, 671 (55)

注1 産業廃棄物収集運搬業、同処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、同処分業の許可を重複して取得している業者がいるため、計欄は延べ業者数

2 () は、前橋市及び高崎市内のみに処理施設のある許可業者数で内数

(2) 許可件数

令和４年度の産業廃棄物処理業許可件数は次のとおりである。

[表－１－１８ 令和４年度における産業廃棄物処理業許可件数]

区 分	産業廃棄物処理業		特別管理産業廃棄物処理業		計
	収集運搬	処分	収集運搬	処分	
新規	310	3	31	0	344
更新	806	25	108	1	940
変更	78	1	8	0	87
合計	1,194	29	147	1	1,371

注 前橋市及び高崎市における許可件数は含まない。

(3) 立入検査

産業廃棄物処理業者に対しては、定期的に立入検査を実施している。

令和４年度においては、延べ 279 件（業の区分ごとの延べ数）の立入検査を実施し、産業廃棄物処理基準及び委託基準の遵守状況、委託契約の締結、マニフェストの使用等の状況、産業廃棄物処理施設の維持管理状況等について指導を実施した。

令和４年度の産業廃棄物処理業者に対する立入検査の実施状況は、次のとおりである。

[表－１－１９ 令和４年度における立入検査の実施状況]

業の区分	延べ実施件数	
産業廃棄物収集運搬業	31	(14)
産業廃棄物処分業（中間処理）	229	
産業廃棄物処分業（最終処分）	19	
計	279	

注 1 複数区分の許可を取得している業者については、それぞれ重複して計上している。

2 前橋市及び高崎市における実施件数は含まない。

3 ()は産業廃棄物収集運搬業の積替保管を含む業者数で、内数。

(4) 産業廃棄物処理業者団体の活動への支援

公益社団法人群馬県環境資源創生協会は、産業廃棄物の適正処理及び再生利用等についての調査研究、研修、啓発等の事業を通じて、県民の生活環境の保全に資することを目的に、平成 24 年 4 月 1 日に公益社団法人として認可（前身の社団法人群馬県環境資源保全協会は平成元年 4 月 1 日に設立）された。同協会の公益性の高い普及啓発事業等に補助金を交付し、活動を支援した。（4,500 千円）

8 不適正処理対策

(1) 不法投棄等不適正処理の状況

ア 不法投棄

令和4年度に県内で新たに認知した不法投棄件数は68件、投棄量は18トンであり、件数は減少したが、量は横ばいであった。

不法投棄が行われる場所としては、空き家や空き地、耕作放棄地など所有者や管理者の目が行き届かない場所が多い。

[表－1－20 新たに認知した不法投棄の推移] (単位：件)

年 度	H28	H29	H30	R 元	R 2	R 3	R 4
件 数	34	53	56	52	47	75	68
県	9	11	11	10	3	6	4
前橋市	19	41	31	27	25	23	19
高崎市	6	1	14	15	19	46	45
量 (t)	578	1,764	780	362	62	18	18
県	557	1,450	87	148	26	1	1
前橋市	14	311	684	203	6	5	13
高崎市	7	3	9	11	30	12	4

[表－1－21 不法投棄された廃棄物の種類] (単位：件)

年 度	H28	H29	H30	R 元	R 2	R 3	R 4
がれき類	2(6%)	2(4%)	10(18%)	2(4%)	6(13%)	9(12%)	3(4%)
廃 プ ラ	5(15%)	5(9%)	13(23%)	8(15%)	4(9%)	0(0%)	3(4%)
木 く ず	5(15%)	3(6%)	2(4%)	2(4%)	0(0%)	2(3%)	1(2%)
そ の 他	22(64%)	43(81%)	31(55%)	40(77%)	37(78%)	64(85%)	61(90%)
合 計	34	53	56	52	47	75	68

注1 中核市（前橋市及び高崎市）分を含む。

2 ()内は全体に占める割合

イ 不適正処理

「不適正処理」とは、不法投棄や不法焼却、不適正保管などの総称である。

令和4年度に県内で新たに認知した不適正処理は、112件、50トンであり、種類別では、不法投棄が最も多かった。

不適正保管は、事業者が一時保管と称して資材置場等に解体廃材を溜め込む事案が多く見られる。不法焼却については、廃棄物の焼却は原則禁止である中で、いわゆる野焼きで廃棄物を処分しようとした事案が多くを占めている。

[表－１－２２ 新たに認知した不適正処理の推移]

年 度	H28	H29	H30	R 元	R 2 ()内は東邦を除く	R 3	R 4
件 数	81	122	118	98	91 (90)	106	112
県	39	44	35	29	16 (15)	16	23
前橋市	24	65	51	37	32	27	34
高崎市	18	13	32	32	43	63	55
量 (t)	908	2,345	2,285	1,559	24,283 (609)	876	50
県	884	2,023	1,572	1,288	24,226 (552)	789	14
前橋市	14	313	693	204	6	6	17
高崎市	10	9	20	67	51	81	19

注 令和２年度の東邦亜鉛（株）安中製錬所から排出された非鉄スラグの不適正処理分は
１件、23,674トンである。

[表－１－２３ 不適正処理の種類]（令和４年度新規認知分）

区 分	不法投棄	不適正保管	不法焼却	無許可営業	無許可設置	その他	計
件 数	68(61%)	18(16%)	26(23%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	112

注 中核市（前橋市及び高崎市）分を含む。

(2) 不法投棄等不適正処理対策

未然防止・早期発見・早期解決の３つを柱に、廃棄物の不法投棄など不適正処理対策に取り組んでいる。

なお、毎年、環境月間である６月と年末の清掃等により企業や家庭から大量の廃棄物が排出される１２月を「廃棄物適正処理推進強化月間」と定め、通常監視に加えて、休日監視等を行っている。

ア 監視指導体制

令和４年度は、不法投棄主監のほか、行政職員４名、出向警察官２名の計７名の体制で取り組んだ。

イ 産廃Ｇメンによる監視指導

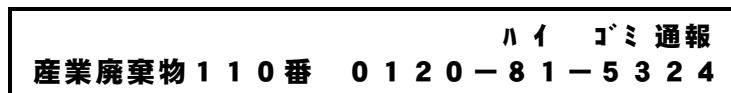
令和４年度は、警察官ＯＢである産業廃棄物不適正処理監視指導員（通称「産廃Ｇメン」）が４班８名の体制でパトロールを行った。（年間延べ約１,４４０人日）

ウ 休日等の監視活動

行政機関による監視が手薄になる休日等における監視の目を確保するため、民間警備会社に監視業務を委託しており、令和４年度は年間 104 日の監視活動を実施した。

エ 産業廃棄物 110 番・不法投棄等情報受付箱

廃棄物・リサイクル課内にフリーダイヤルの「産業廃棄物 110 番」を設置し、広く県民から情報を受け付けている。



令和４年度の受付件数は 54 件で、内訳は、不法投棄が 31 件 (57%)、不法焼却が 6 件 (11%)、その他が 17 件 (32%) であった。寄せられた情報については、速やかに調査を行い、事案の早期解決に活用した。

また、令和３年度からインターネット（不法投棄等情報受付箱）による情報提供も受け付けている。（Ｒ４実績：19 件）

オ スカイパトロール

県警察本部の協力を得て、県警ヘリコプター「あかぎ」を利用し、空からの監視を行っている。令和４年度は 23 回実施し、1 件の不適正処理事案を発見した。

カ 産業廃棄物収集運搬車両の路上調査

主に県外から流入する産業廃棄物を対象として、産業廃棄物収集運搬車両の路上調査を行っている。

令和４年度は、「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」（通称「産廃スクラム 37」）の事業として、本県を含む 37 都県市が 10 月 7 日に一斉実施した。

（本県の実施場所：みなかみ町の国道 17 号月夜野情報ターミナル駐車場）

キ 市町村職員の県職員併任発令

不適正処理事案への対応を強化するために、市町村職員を群馬県職員に併任して産業廃棄物に関する立入検査権を付与している。令和５年 3 月 31 日現在の併任職員数は、33 市町村 113 名である。

ク 不法投棄監視カメラの貸出し

市町村と連携した廃棄物不法投棄監視体制の強化により、不法投棄の未然防止、拡大防止及び原因者の特定をするため、市町村に不法投棄監視カメラを貸し出している。

令和４年度の貸出件数は、4 件であった。

ケ 意識啓発

各種広報媒体やチラシを活用して、適正処理の推進や不法投棄の未然防止及び情

報提供を呼びかけた。

コ 廃棄物不適正処理防止啓発事業

廃棄物の不適正処理防止を啓発するため、県警や中核市、(公社)群馬県環境資源創生協会、ほか関係団体と群馬県廃棄物不適正処理防止啓発推進本部を設置し、「廃棄物不適正処理防止啓発県民の集い」を継続開催していた。

令和4年度は、新型コロナウイルスの影響により2年間中止となったことを踏まえ、「県民の集い」に替えて、新たに「動画配信による啓発事業」を実施した。

YouTuber(群馬のヤンキー)による動画作成(R5年2月から配信中)

- ① 本編動画『濡れ衣を晴らしに行きました』

<https://youtu.be/rJAjNQn-Jzo>(群馬のヤンキーチャンネル)

- ② 紹介用動画『不法投棄を絶対に許さない群馬のヤンキー』

<https://tsulunos.jp/single.cgi?id=3274>

(群馬県公式チャンネル tsulunos)

9 土砂埋立ての適正化

- (1) 「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例」による規制

建設工事に伴い排出された土砂等による埋立て等について、周辺住民から有害物質の混入や堆積された土砂等の崩落が心配されている。

これらの状況も踏まえ、生活環境を保全するとともに、土砂災害の発生を防止するため、「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例(群馬県土砂条例)」を制定した。(平成25年6月21日公布、同年10月1日施行)

厳正な許可審査や立入検査等により土砂等の埋立て等の適正化を推進するとともに、広報啓発、不適正処理対策と同様の監視指導、警察及び関係機関との連携により、不適正事案等の未然防止・早期発見・早期解決に取り組んでいる。

- (2) 主な規制の内容

ア 土壌基準に適合しない土砂等による埋立て等の規制

埋立て等のために搬入される土砂等の汚染に関する基準(土壌基準)を規則で定め、土壌基準に適合しない土砂等による埋立て等を禁止する。

イ 特定事業の許可

土砂等による埋立て等を行う区域以外の区域から排出又は採取された土砂等により、3,000 m³以上の埋立て等を行う事業(特定事業)を許可の対象とし、特定事業を行おうとする者(事業者)は、原則として知事の許可を要する。

ウ 土砂等の搬入の事前届出

排出現場の確認及び土壌の安全性を担保するため、許可を受けた事業者は、土砂等を搬入する10日前までに、排出現場ごとの土砂等排出元証明書及び当該土砂等に係る土壌検査証明書を添付のうえ、届出書を提出しなければならない。

エ 定期検査及び立入検査

許可を受けた事業者に対し、特定事業区域の定期的な土壌検査及び検査結果の報告を義務付けるとともに、立入検査を実施する。

[表－１－２４ 特定事業の許可状況]

(単位：件)

年 度	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3	R 4
許 可	4	5	7	6	10	3
変更許可	3	4	2	1	2	0

(3) 市町村との連携

群馬県土砂条例の規制が及ばない 3,000 m²未満の土砂の埋立て事案に対応するためには、各市町村において、地域の実情に合わせた市町村土砂条例を制定することが不可欠である。

このため、市町村に対して、市町村土砂条例“例”の提供、条例制定の必要性の説明など、市町村土砂条例の制定促進に取り組んでいる。

令和４年度は、条例運用における課題や「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）の施行に向けた県の対応等の情報交換のため、全市町村を対象とした群馬県土砂条例連絡会議を開催した（web 開催）。

[表－１－２５ 土砂条例を制定している市町村]（29 市町村）（令和５年３月３１日現在）

市町村	桐生市・沼田市・館林市・渋川市・富岡市 ・安中市・みどり市・榛東村・吉岡町・神流町・下仁田町・甘楽町・中之条町・高山村・片品村・川場村・昭和村・みなかみ町・玉村町・明和町・千代田町	太田市・伊勢崎市・上野村	高崎市・板倉町・邑楽町	前橋市・藤岡市
許可対象面積	500m ² 以上 3,000m ² 未満	1,000m ² 以上 3,000m ² 未満	500m ² 以上	1,000m ² 以上
県条例の適用	3,000m ² 以上			適用しない

10 処理施設の確保

(1) 産業廃棄物処理施設整備資金融資制度（令和4年度）

産業廃棄物処理施設設置者に対して低利の融資を行うことにより、処理施設の設置促進を図るため、昭和63年度から「産業廃棄物処理施設整備資金」を設けている。

ア 融 資 枠	3億円（再生利用施設整備対策として別途5億5千万円）
イ 融資対象者	県内の中小企業者及び中小企業団体 （産業廃棄物の排出事業者、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物関係団体）
ウ 資金使 途	産業廃棄物を処理するための設備に要する資金 （例）再利用施設、中間処理施設、最終処分場、焼却施設の改造
エ 融資限度額	一般 5,000 万円以下 再生利用施設 7,000 万円以下
オ 融 資 期 間	7 年（うち据置 1 年）以内。ただし、建物の新築または改築は 10 年（うち据置 1 年）以内
カ 融 資 利 率	保証なし 年 1.7% 以下 保証付き { 責任共有制度対象 年 1.4% 以下 責任共有制度対象外 年 1.3% 以下
キ 申 込 先	金融機関（借入れ申込前に県廃棄物・リサイクル課と協議が必要）

(2) 最終処分場モデル研究事業

モデル研究事業制度は、民間事業者の確実な施設設置計画に対して、県有地の貸与、県による地元調整、周辺施設の整備に対する助成等、県が積極的に支援するとともに、施設の設置及び運営が適正に行われるよう県が指導監督することにより、住民にとって安全で安心できる施設の確保を図ろうとしたものである。

この制度に基づき、安定型最終処分場については、平成12年3月に桐生市新里町関地区内において工事に着手し、平成14年にはⅠ期工事が竣工し、同年2月から稼動。平成18年1月に残余のⅡ期工事が竣工され、現状の処分場が完成。平成29年1月20日をもって埋立てが終了し、令和元年9月30日に廃止した。

ア 最終処分場モデル研究事業の概要

	モデル研究事業	一般の処分場
処分場の設置・運営	民間事業者	民間事業者
地元調整	県が調整	事業者が調整
用地	県有地を事業者に貸与	事業者の所有、借地
地元協定	安全性・環境の協定は義務	要求があった場合、協定化
監視体制	県が常時監視、地元立入検査	自己監視、県は定期検査
事故等の保証	事業者（保険加入義務あり） 県（土地所有者の責任）	事業者（保険加入義務なし）
周辺整備への補助	市町村事業に対する補助	原則なし

イ 安定型モデル最終処分場の概要

（ア）施設の位置

桐生市新里町関地内

（イ）全体面積 10.16 ha

内訳	最終処分場用地	3.94 ha
	残置森林用地	6.22 ha

（ウ）最終処分場の具体的内容

a 埋立容量 365,016.19 m³

（平成 26 年 6 月 10 日付届出により 333,000 m³から変更）

b 埋立品目 安定 5 品目（がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず）

c 埋立終了 平成 29 年 1 月 20 日

d 廃止 令和元年 9 月 30 日

第3節 減量化、リサイクル

1 減量化・リサイクルの状況

産業廃棄物及び一般廃棄物の減量化・リサイクルの状況は、次表のとおりである。

[表－１－26 産業廃棄物減量化・再生利用状況]（平成30年度群馬県廃棄物実態調査結果（平成29年度実績））

※調査は毎年実施していないため、平成29年度データが最新になります。

（単位：千トン／年）

種類	区分	排出量	減量化量	再生利用量	最終処分量
燃 え 殻		2	0 (0)	1 (50)	0 (0)
汚 泥		1,693	1,468 (87)	186 (11)	39 (2)
廃 油		90	58 (64)	31 (34)	0 (0)
廃 酸		24	11 (46)	13 (54)	0 (0)
廃 ア ル カ リ		16	7 (44)	8 (50)	0 (0)
廃プラスチック類		124	27 (22)	86 (69)	11 (9)
紙 く ず		9	1 (11)	7 (78)	0 (0)
木 く ず		152	17 (11)	133 (88)	1 (1)
織 維 く ず		1	1 (100)	1 (100)	0 (0)
動植物性残さ		188	62 (33)	126 (67)	0 (0)
動物系固形不要物		—	—	—	—
ゴ ム く ず		0	0 (0)	0 (0)	0 (0)
金 属 く ず		89	0 (0)	88 (99)	1 (1)
ガラスくず等		169	0 (0)	152 (90)	17 (10)
鋳 さ い		168	0 (0)	143 (85)	25 (15)
が れ き 類		910	0 (0)	899 (99)	11 (1)
ば い じ ん		14	0 (0)	13 (93)	1 (7)
その他産業廃棄物		49	19 (39)	19 (39)	11 (22)
合 計		3,697	1,671 (45)	1,907 (52)	118 (3)

注1 数値欄の「0」は、千トン未満の数値があることを示す。

2 減量化量、再生利用量、最終処分量は、中間処理等による廃棄物の種類の変化を考慮せずに集計した量

3 各区分ごとの（ ）内の数値は、排出量に対する割合を示す。

4 各種類ごとに「その他量」があるため、減量化量、再生利用量、最終処分量を合計しても排出量及び100%にはならない場合がある。

〔表－１－２７ 収集ごみからの資源化・集団回収による資源化の状況〕（令和４年度）

環境 (森林) 事務所	市町村名	収 集 ご み か ら の 資 源 化 の 状 況																	
		紙類	紙パツ	紙製容 器包装	金属類	ガラス類	ペットボ	白色トレ	容器包装 プラスチック類	製品プラス チック類	その他プ ラスチック	布類	肥料	飼料	溶融 スラグ	固形燃料	燃料	焼却灰・ 飛灰のセ メント原 料化	廃食用油
		20,801	110	332	12,456	8,551	4,159	35	3,962	293	154	1,458	597	22	3,962	130	522	5,422	40
中 部	前橋市	3,727			1,815	1,839	926		1,799			627						1,929	
	伊勢崎市	2,245	10		414	299	150					250							
	玉村町	248		24			93	1											
	渋川市				360	126													6
	榛東村	52	1	22	5	11	10		1			3							
	吉岡町				23	42	10												
西 部	高崎市	4,984	16		1,886	278	520	1	677			52							17
	安中市	522			11	25	6					71				130			4
	藤岡市	738			465	284	131	7	2			7						2,303	5
	上野村				6	11	3												
	神流町				161	127	40		73			6							
	富岡市	593											49						
	甘楽町	310	2		120	60	20		28			25							3
	下仁田町	38			30	23	8		13			1							
	南牧村	6			118	98	31		56			4							
吾 妻	中之条町	207	2	102	104		2												
	高山村	35		19															
	東吾妻町	142	1	77	74	39	5												
	長野原町	373			96	130	118												
	嬭恋村	263			282	175	15				142								
	草津町				11	30	12	5			11	2							
利 根 沼 田	沼田市	842	6		211	460	207		250			12							
	川場村	68	36		1,363	1,041	462	9	498						2,905				
	昭和村				413	478	240		63	204								1,091	
	片品村	84	1		129	131	47					85	545						
	みなかみ町	377	1		124	96	1		6	54		36							
東 部	太田市	74			90	16	4												
	館林市	1,756	1		1,994	1,565	348					139							
	板倉町	206	2		73	54	64	1	105	1			3	22	156				2
	明和町	237	8	82	296	240	112	3	131	30		43			589				2
	千代田町	442	3		140	112	41		44	4		28			312		522		1
	大泉町	294			847	211	281	8			1	4							
	邑楽町	15	1		307	85	80												
	桐生市	1,847	14	6	242	230						63						99	
	みどり市	76	5		246	235	172		216										

(単位：t)

集 団 回 収 に よ る 資 源 化 の 状 況														
その他	計	紙類	紙バック	紙製容器包装	金属類	ガラス類	ペットボトル	白色トレイ	容器包装プラスチック類	製品プラスチック類	その他プラスチック類	布類	廃食用油	その他
10,857	73,863	19,020	58	727	552	136	161	1	19		2	266	4	6
1,731	14,393	5,861										163		
	3,368	623	3									2		
128	494	333	3	23	4	1						3		
12	504	1,149	2	599	126	12						10		
	105	81			4							1		
11	86	175	1	67	14	2						2		
851	9,282	3,903	21		123	29						36		
113	882	729	3		59		105					6		
191	4,133	1,017	4		28		16							
3	23	28			8	11								3
51	458													
	642	869	5		6	2						2		
13	581													
8	121	28												1
38	351	17												
14	431	30		13	1									
15	69	11		5	4									
3	341	31		10	1	1								
19	736	31			3	1								
75	952													
	71	50												
18	2,006	317	1		9	2						6		
4,638	11,020													
	2,489	209	11		27	63	33	1	19					
77	1,099													
188	883	59			4		7							
	184	1,707			58	5					2			1
93	5,896	655	4		10							1		
50	739	45			6									
176	1,949	50		10										
362	2,011	5			1									
1,083	2,729													
	488	20												
778	3,279	477			38	3								
118	1,068	510			18	4						34	4	1

2 自動車リサイクルの状況

(1) 使用済自動車の引取台数の状況

令和4年度全国における使用済自動車の引取台数は約274万台となり、昨年度より約30万3千台減少した。本県では約6千台減少して約6万1千台となった。

[表-1-28 使用済自動車の引取台数] (前橋市分・高崎市分を含む県内)

(単位: 台)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
67,523	70,643	70,239	67,291	60,884

(2) 登録、許可業者数(令和4年度末現在)

令和4年度本県における引取・フロン類回収登録業者数、解体・破砕許可業者数の合計は699事業者で、昨年度から35事業者減少した。

[表-1-29 登録、許可業者数] (前橋市分・高崎市分を含む県内)

引取業者	フロン類 回収業者	解体業者	破砕業者	合 計
399(437)	158(160)	120(115)	22(22)	699(734)

注 () 内は、昨年度の登録、許可業者数

(3) 自動車リサイクル法関連事業者への指導(令和4年度)

自動車リサイクル法関連事業者に対しては、立入検査計画を策定し、計画的に検査を実施している。特に、令和4年度に登録や許可期間の満了を迎える事業者を中心に、134事業者(前橋市及び高崎市を除く。)に立入検査を実施し、法令基準の遵守指導、更新手続等の教示を行った。

[表-1-30 自動車リサイクル法関連事業者の立入検査実施数]

引取業者	フロン類 回収業者	解体業者	破砕業者	合 計
49(42)	36(36)	40(32)	9(4)	134(114)

注 () 内は、昨年度の立入検査実施数

(4) 遅延報告状況

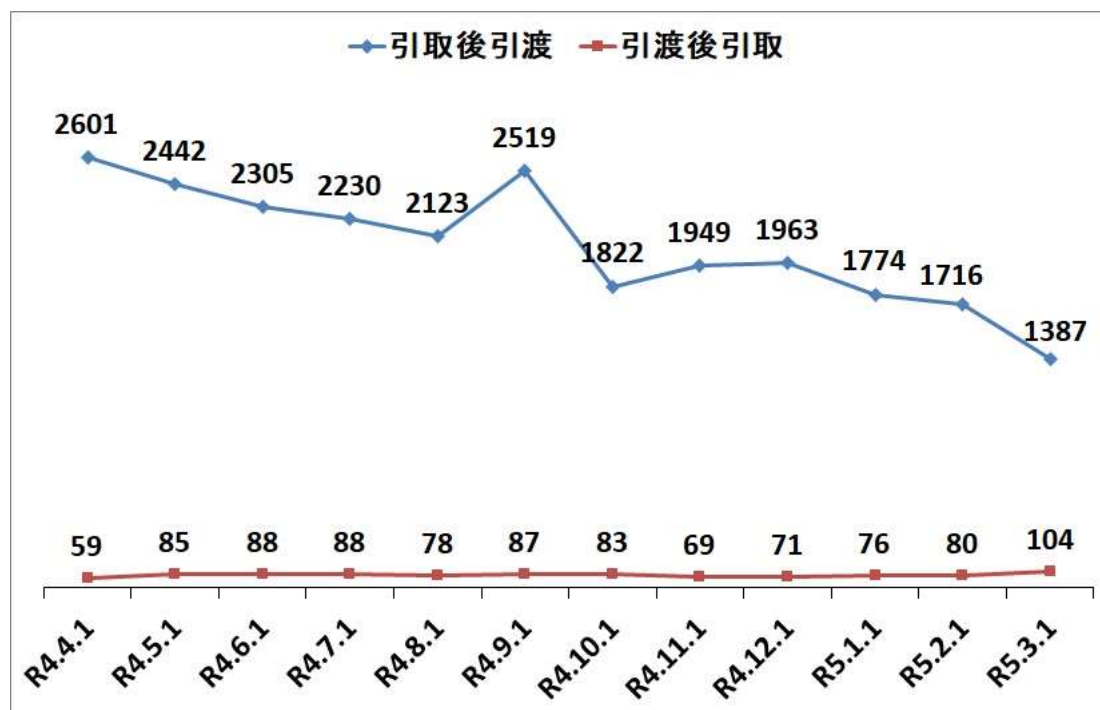
使用済自動車、エアバッグ類の遅延報告の合計は、次表のとおりである。

引取業者・フロン類回収業者・解体業者・破砕業者の順で使用済自動車は解体等の作業が行われる。各業者間で使用済自動車の引き取り、引き渡しが行われる都度、自動車リサイクルシステムに報告(登録)が必要となる。

しかし、引き取った後に、法令で定められた期限を過ぎても次の業者に引き渡した報告がされない場合は「引取後引渡」が、引き渡したにもかかわらず、引き取りをした報告がされない場合は「引渡後引取」が、遅延している旨の連絡が、公益財団法人

自動車リサイクル促進センターから管轄する自治体にされる。

[図－１－１９ 遅延報告状況]（前橋市分・高崎市分を除く県内）（単位：台）



3 家電リサイクルの状況

(1) 引取の状況

令和4年度に県内5つの指定引取場所において引き取られた廃家電4品目は、約3,351百台で、前年度比約5.9%減少した。

[表-1-31 家電4品目引取台数推移] (単位: 百台)

品目名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
エアコン	902	871	919	817	873
ブラウン管式テレビ	219	217	216	157	122
液晶式・ プラズマ式テレビ	471	607	701	693	640
電気冷蔵庫・ 電気冷凍庫	807	892	860	813	774
電気洗濯機・ 衣類乾燥機	1,011	1,137	1,086	1,081	944
合 計	3,410	3,724	3,782	3,562	3,351

注 台数は四捨五入してあるため各欄の数値の和と合計数値が一致しない場合がある。

4 小型家電リサイクルの状況

(1) 実施状況

小型家電の具体的な回収方法や対象品目は市町村により異なっており、令和4年度は35市町村が小型家電の回収を実施している。

第 2 章 関 係 資 料

第1節 一般廃棄物関係

1 し尿処理関係

表－２－１ し尿処理の状況（令和４年度）

環境 (森林) 事務所	市町村別	総人口 A	水洗化人口						水洗化率 (B+C+D+E) /A	汚水衛生 処 理 率 (B+C+d+E) /A	非水洗化人口		市町村等 による 処 理 率 (B+C+D+E+ F)/A
			公共下水道	コミュニティプラント	浄化槽	合併処理浄化槽 d d/A 21.8%	集落排水施設等 E E/A 4.9%						
			B	C	D								
			B/A 50.8%	C/A 1.0%	D/A 39.5%			F			G		
合計(35)	人 1,934,299	人 982,344	人 20,240	人 764,453	人 421,039	人 94,693	% 96.2	% 78.5	人 72,544	人 25	% 100.0		
中 部	前橋市	331,972	229,860	2,905	70,396	48,844	23,747	98.5	92.0	5,064		100.0	
	伊勢崎市	212,305	67,816		120,239	60,551	8,295	92.5	64.4	15,955		100.0	
	玉村町	36,086	27,557		8,330	2,368		99.4	82.9	199		100.0	
	渋川市	74,158	29,202	759	19,750	9,518	17,010	90.0	76.2	7,437		100.0	
	榛東村	14,631	5,713		5,482	3,731	3,265	98.8	86.9	171		100.0	
	吉岡町	22,331	11,412		7,695	5,665	3,094	99.4	90.3	130		100.0	
西 部	高崎市	369,584	270,206		91,419	37,438	2,640	98.6	84.0	5,319		100.0	
	安中市	55,516	16,811		36,466	18,047		96.0	62.8	2,239		100.0	
	藤岡市	63,072	16,565		43,732	26,497		95.6	68.3	2,775		100.0	
	上野村	1,089			1,054	1,054		96.8	96.8	35		100.0	
	神流町	1,657			1,414	879		85.3	53.0	243		100.0	
	富岡市	46,515	9,548		33,467	17,294	1,474	95.6	60.9	2,021	5	100.0	
	甘楽町	12,661	8,187		2,168	794	1,838	96.3	85.5	468		100.0	
	下仁田町	6,452			5,210	2,302		80.8	35.7	1,222	20	99.7	
	南牧村	1,591			1,103	659		69.3	41.4	488		100.0	
吾 妻	中之条町	15,006	7,798		3,522	2,279	2,815	94.2	85.9	871		100.0	
	高山村	3,338			1,832	1,534	1,337	94.9	86.0	169		100.0	
	東吾妻町	12,735	2,093		7,550	5,471	1,471	87.3	70.9	1,621		100.0	
	長野原町	5,391	1,943		2,095	768	960	92.7	68.1	393		100.0	
	嬭恋村	9,543	3,402		3,128	2,015	2,398	93.6	81.9	615		100.0	
	草津町	6,061	4,494		1,557	929		99.8	89.5	10		100.0	
利 根 沼 田	沼田市	45,541	25,727		14,554	7,102	1,974	92.8	76.4	3,286		100.0	
	川場村	3,130	2,325		559	296		92.1	83.7	246		100.0	
	昭和村	7,101			2,011	1,563	4,238	88.0	81.7	852		100.0	
	片品村	4,026	1,006		2,426	1,027	470	96.9	62.2	124		100.0	
	みなかみ町	17,716	7,289		9,717	5,697	23	96.1	73.4	687		100.0	
東 部	太田市	222,524	81,735	13,834	109,691	59,997	12,750	98.0	75.6	4,514		100.0	
	館林市	74,556	32,960	1,886	36,016	25,116	663	95.9	81.3	3,031		100.0	
	板倉町	13,930	2,389		10,932	8,919		95.6	81.2	609		100.0	
	明和町	10,881	4,594		6,062	3,108		97.9	70.8	225		100.0	
	千代田町	11,071	2,124	628	7,278	4,363		90.6	64.3	1,041		100.0	
	大泉町	41,801	9,385		30,227	20,573		94.8	71.7	2,189		100.0	
	邑楽町	25,787	7,095		17,184	8,229		94.2	59.4	1,508		100.0	
	桐生市	105,034	78,410	228	18,690	8,531	3,484	96.0	86.3	4,222		100.0	
	みどり市	49,507	14,698		31,497	17,881	747	94.8	67.3	2,565		100.0	

注 各市町村の年間総排出量は、より実態に近い値に近づけるため、平成21年度分の集計から、次のとおり算出方法を改めた。

①各市町村の年間総排出量の算出方法（旧）：各市町村の非水洗のし尿収集量/各市町村の計画収集人口×各市町村の総人口

②各市町村の年間総排出量の算出方法（新）：県全体の非水洗化のし尿収集量/県全体の計画収集人口×各市町村の総人口

年 間 総排出量 イ (ハ/F*Α)	計 画 収 集 量							自家処理量		1 人 1 日 排 出 量 ハ/F*1000 /365	備 考
	年間総収集量			処理内容別							
	ロ	くみ取り し尿 ハ	浄化槽 汚 泥 ニ	し尿処理施設		浄化槽 汚 泥	その他 ヘ				
				ホ	くみ取り し尿						
kl/年 1, 242, 640	kl/年 473, 116	kl/年 46, 604	kl/年 426, 512	kl/年 437, 764	kl/年 44, 798	kl/年 392, 966	kl/年 35, 352	kl/年 23	kl/年	L/人・日 1. 76	
213, 267	33, 763	3, 427	30, 336	33, 565	3, 427	30, 138	198			1. 85	下水道投入 その他
136, 390	63, 343	5, 872	57, 471	46, 449	4, 306	42, 143	16, 894			1. 01	下水道投入
23, 183	4, 247	296	3, 951	4, 247	296	3, 951				4. 08	
47, 641	30, 200	1, 523	28, 677	14, 840	1, 523	13, 317	15, 360			0. 56	ごみ堆肥化施設 その他
9, 399	2, 141	158	1, 983	2, 141	158	1, 983				2. 53	
14, 346	4, 270	304	3, 966	4, 270	304	3, 966				6. 41	
237, 430	54, 807	2, 896	51, 911	54, 807	2, 896	51, 911				1. 49	
35, 665	29, 127	2, 596	26, 531	29, 127	2, 596	26, 531				3. 18	
40, 519	21, 871	1, 525	20, 346	21, 871	1, 525	20, 346				1. 51	
700	510	60	450	510	60	450				4. 70	
1, 064	1, 301	355	946	1, 301	355	946				4. 00	
29, 882	16, 198	1, 523	14, 675	16, 198	1, 523	14, 675		3		2. 06	
8, 134	1, 117	290	827	1, 117	290	827				1. 70	
4, 145	6, 487	857	5, 630	6, 487	857	5, 630		20		1. 92	
1, 022	1, 569	330	1, 239	1, 569	330	1, 239				1. 85	
9, 640	2, 968	474	2, 494	2, 968	474	2, 494				1. 49	
2, 144	1, 539	125	1, 414	1, 539	125	1, 414				2. 03	
8, 181	6, 871	1, 144	5, 727	6, 871	1, 144	5, 727				1. 93	
3, 463	2, 620	289	2, 331	2, 620	289	2, 331				2. 01	
6, 131	5, 839	682	5, 157	5, 839	682	5, 157				3. 04	
3, 894	1, 632	50	1, 582	1, 632	50	1, 582				13. 70	
29, 257	11, 894	1, 679	10, 215	11, 894	1, 679	10, 215				1. 40	
2, 011	707	149	558	707	149	558				1. 66	
4, 562	1, 436	311	1, 125	1, 436	311	1, 125				1. 00	
2, 586	2, 722	240	2, 482				2, 722			5. 30	下水道投入
11, 381	5, 957	682	5, 275	5, 957	682	5, 275				2. 72	
142, 955	65, 861	4, 183	61, 678	65, 861	4, 183	61, 678				2. 54	
47, 897	14, 833	1, 033	13, 800	14, 833	1, 033	13, 800				0. 93	
8, 949	4, 573	337	4, 236	4, 573	337	4, 236				1. 52	
6, 990	2, 722	160	2, 562	2, 722	160	2, 562				1. 95	
7, 112	4, 048	368	3, 680	4, 048	368	3, 680				0. 97	
26, 854	21, 616	855	20, 761	21, 616	855	20, 761				1. 07	
16, 566	9, 217	919	8, 298	9, 217	919	8, 298				1. 67	
67, 476	12, 257	4, 689	7, 568	12, 079	4, 689	7, 390	178			3. 04	下水道投入
31, 804	22, 853	6, 223	16, 630	22, 853	6, 223	16, 630				6. 65	

表－２－２ し尿処理施設の状況（令和４年度）

No.	環 境 (森林) 事務所	地方公共団体名	施 設 名	利 用 市 町 村 ()は委託	施設所在地	
1	中 部	前橋市	前橋市し尿処理施設（し尿）	前橋市	前橋市六供町516-1	
			前橋市し尿処理施設（浄化槽汚泥）	前橋市	前橋市六供町516-1	
2		伊勢崎市	伊勢崎市茂呂クリーンセンター	伊勢崎市・（玉村町）	伊勢崎市茂呂南町5097-2	
3		伊勢崎市	伊勢崎市赤堀環境センター	伊勢崎市	伊勢崎市堀下町308-2	
4		伊勢崎市	伊勢崎市境クリーンセンター	伊勢崎市	伊勢崎市境上矢島675	
5		渋川地区広域市町村圏 振興整備組合	渋川地区広域圏環境クリーンセン ター	渋川市・榛東村・吉岡町	渋川市川島110	
6		西 部	高崎市	城南クリーンセンター	高崎市	高崎市和田多中町610
7			安中市	碓氷川クリーンセンター し尿処理施設	安中市	安中市原市65
8			多野藤岡広域市町村圏振興整備 組合	岡之郷クリーンセンター	藤岡市・高崎市・神流町・（玉村町）	藤岡市岡之郷1423-1
				岡之郷クリーンセンター	藤岡市・高崎市・神流町・（玉村町）	藤岡市岡之郷1423-1
	岡之郷クリーンセンター			藤岡市・高崎市・神流町・（玉村町）	藤岡市岡之郷1423-1	
9	上野村		上野村未利用資源活用施設	上野村	上野村乙父1299-1	
10	富岡甘楽広域市町村圏振興整備 組合		富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 衛生管理センター	富岡市・甘楽町	富岡市田篠1297-1	
11	甘楽西部環境衛生施設組合	甘楽西部環境衛生施設組合クリーン センター	下仁田町・南牧村	下仁田町白山204-1		
12	吾 妻	吾妻東部衛生施設組合	吾妻東部衛生センターし尿処理施設	中之条町・高山村・東吾妻町	中之条町大字中之条町 316-1	
13		西吾妻衛生施設組合	西吾妻衛生センター	長野原町・嬭恋村・草津町 ・中之条町六合区域	嬭恋村今井285	
14	利 根 沼 田	沼田市外二箇村清掃施設組合	沼田市外二箇村衛生センター	沼田市・川場村・昭和村・（片品村）	沼田市恩田町309-1	
15		みなかみ町	奥利根アメニティパーク し尿処理施設	みなかみ町	みなかみ町布施2806-1	
16	東 部	館林衛生施設組合	館林環境センター	館林市・板倉町・明和町・千代田町	館林市赤生田町65-1	
17		大泉町	大泉町衛生センター	大泉町・（邑楽町）	大泉町仙石2-28-1	
18		桐生市	桐生市境野水処理センター	桐生市・（みどり市）	桐生市境野町3-1511-1	
19		太田市	太田市第一クリーンセンター	太田市	太田市古戸町1139	
			太田市第二クリーンセンター	太田市	太田市古戸町1139	
20		太田市	太田市新田クリーンセンター	太田市	太田市新田下田中町 1342-1	
		計				

処理能力 (k1/日)	処理方式	使用開始 年度	令和4年度実績			備 考
			年間処理量		運転管理	
			し 尿 (k1/年度)	浄化槽汚泥 (k1/年度)		
33	高負荷 膜分離	1998	3,427		一部委託	
87	固液分離	1987		30,138	一部委託	
112	高負荷	1996	3,959	43,639	委託	
20	高負荷	1992				休止
50	高負荷	1985	2,242	15,524	委託	
94	標脱	1983	1,985	19,266	委託	
174	高負荷	1993	2,704	46,452	一部委託	
90	高負荷	1992	2,596	26,531	直営	
38	標脱, その他	1965				休止 (H20. 10. 30～)
45	好気	1972	174	2,471	委託	
90	好気	1982	1,898	27,042		
8	好気, その他	1999	60	450	委託	
75	好気	1978	1,813	15,516	直営	
29	高負荷	1995	1,197	6,942	直営	
62	高負荷	1995	1,743	9,635	委託	
40	高負荷	1983	1,021	9,070	直営	
78	嫌気, 高負荷, 焼却	1997	2,138	11,898	直営	
35	高負荷, 膜分離	2000	682	5,275	委託	
100	高負荷	1990	1,898	24,134	委託	
80	標脱	1980	1,774	29,059	委託	
195	嫌気, 好気, 高負荷, 膜分離	2002	26,166	7,390	委託	
100	その他	1984	1,858	33,364	委託	
120	標脱, その他	1995	1,187	21,331	委託	
46	膜分離	1991	1,139	6,984	委託	
1,801			61,661	392,111		

表－２－３ し尿処理経費の状況（令和４年度）

環境
(森林)
事務所

市町村別

建設・改良費
A

組合分担金
B

処理及び維持管理費
C=D+E+F+J+K+L

人件費
D

処理費
E=F+G+H

収集運搬費
F

中間処理費
G

最終処分費
H

車両購入費
I

委託費
J

組合分担金
K

調査研究費
L

その他
M

計
N=(注1)

市町村計(47)

2,164,631

2,073,535

91,096

5,689,144

578,534

2,519,963

103,780

2,415,804

379

1,568,795

1,020,954

898

158,235

6,899,960

前橋市

356,412

356,412

647,685

110,563

266,260

22,070

244,190

270,862

10,355

1,014,452

伊勢崎市

37,642

37,642

393,706

26,385

282,202

282,202

85,119

431,348

玉村町

52,204

52,204

52,204

渋川地区広域市町村圏調整備組合

190,338

23,670

137,628

137,628

29,040

190,338

渋川市

114,847

114,847

52,874

52,874

榛東村

21,901

21,901

吉岡町

37,048

37,048

高崎市

373,808

59,405

199,028

199,028

78,641

36,734

8,581

345,655

安中市

155,378

48,607

106,771

106,771

155,378

多野郡同広域市町村圏調整備組合

490,837

28,684

345,990

345,990

116,163

490,837

藤岡市

131,855

131,855

113

113

上野村

4,090

378

3,712

9,287

13,377

神流町

10,978

27

27

10,951

27

富岡市

179,804

179,804

102,786

45,542

57,244

57,244

38,902

321,492

富岡市

108,776

108,776

甘楽町

16,277

16,277

甘楽西部環境衛生施設組合

85,919

12,914

53,438

53,438

19,567

85,919

下仁田町

60,143

60,143

南牧村

25,776

25,776

吾妻東部衛生施設組合

113,980

15,343

49,446

49,235

211

48,293

898

113,980

中之条町

28,317

28,317

高山村

11,738

11,738

東吾妻町

40,003

40,003

市町村計(47)

2,164,631

2,073,535

91,096

5,689,144

578,534

2,519,963

103,780

2,415,804

379

1,568,795

1,020,954

898

158,235

6,899,960

前橋市

356,412

356,412

647,685

110,563

266,260

22,070

244,190

270,862

10,355

1,014,452

伊勢崎市

37,642

37,642

393,706

26,385

282,202

282,202

85,119

431,348

玉村町

52,204

52,204

52,204

渋川地区広域市町村圏調整備組合

190,338

23,670

137,628

137,628

29,040

190,338

渋川市

114,847

114,847

52,874

52,874

榛東村

21,901

21,901

吉岡町

37,048

37,048

高崎市

373,808

59,405

199,028

199,028

78,641

36,734

8,581

345,655

安中市

155,378

48,607

106,771

106,771

155,378

多野郡同広域市町村圏調整備組合

490,837

28,684

345,990

345,990

116,163

490,837

藤岡市

131,855

131,855

113

113

上野村

4,090

378

3,712

9,287

13,377

神流町

10,978

27

27

10,951

27

富岡市

179,804

179,804

102,786

45,542

57,244

57,244

38,902

321,492

富岡市

108,776

108,776

甘楽町

16,277

16,277

甘楽西部環境衛生施設組合

85,919

12,914

53,438

53,438

19,567

85,919

下仁田町

60,143

60,143

南牧村

25,776

25,776

吾妻東部衛生施設組合

113,980

15,343

49,446

49,235

211

48,293

898

113,980

中之条町

28,317

28,317

高山村

11,738

11,738

東吾妻町

40,003

40,003

市町村計(47)

2,164,631

2,073,535

91,096

5,689,144

578,534

2,519,963

103,780

2,415,804

379

1,568,795

1,020,954

898

158,235

6,899,960

前橋市

356,412

356,412

647,685

110,563

266,260

22,070

244,190

270,862

10,355

1,014,452

伊勢崎市

37,642

37,642

393,706

26,385

282,202

282,202

85,119

431,348

玉村町

52,204

52,204

52,204

渋川地区広域市町村圏調整備組合

190,338

23,670

137,628

137,628

29,040

190,338

渋川市

114,847

114,847

52,874

52,874

榛東村

21,901

21,901

吉岡町

37,048

37,048

高崎市

373,808

59,405

199,028

199,028

78,641

36,734

8,581

345,655

安中市

155,378

48,607

106,771

106,771

155,378

多野郡同広域市町村圏調整備組合

490,837

28,684

345,990

345,990

116,163

490,837

藤岡市

131,855

131,855

113

113

上野村

4,090

378

3,712

9,287

13,377

神流町

10,978

27

27

10,951

27

富岡市

179,804

179,804

102,786

45,542

57,244

57,244

38,902

321,492

富岡市

108,776

108,776

甘楽町

16,277

16,277

甘楽西部環境衛生施設組合

85,919

12,914

53,438

53,438

19,567

85,919

下仁田町

60,143

60,143

南牧村

25,776

25,776

吾妻東部衛生施設組合

113,980

15,343

49,446

49,235

211

48,293

898

113,980

中之条町

28,317

28,317

高山村

11,738

11,738

東吾妻町

40,003

40,003

市町村計(47)

2,164,631

2,073,535

91,096

5,689,144

578,534

2,519,963

103,780

2,415,804

379

1,568,795

1,020,954

898

158,235

6,899,960

前橋市

356,412

356,412

647,685

110,563

266,260

22,070

244,190

270,862

10,355

1,014,452

伊勢崎市

37,642

37,642

393,706

26,385

282,202

282,202

85,119

431,348

玉村町

52,204

52,204

52,204

渋川地区広域市町村圏調整備組合

190,338

23,670

137,628

137,628

29,040

190,338

渋川市

114,847

114,847

52,874

52,874

榛東村

21,901

21,901

吉岡町

37,048

37,048

高崎市

373,808

59,405

199,028

199,028

78,641

36,734

8,581

345,655

安中市

155,378

48,607

106,771

106,771

155,378

多野郡同広域市町村圏調整備組合

490,837

28,684

345,990

345,990

116,163

490,837

藤岡市

131,855

131,855

113

113

上野村

4,090

378

3,712

9,287

13,377

神流町

10,978

27

27

10,951

27

富岡市

179,804

179,804

102,786

45,542

57,244

57,244

38,902

321,492

富岡市

吾妻	西吾妻衛生施設組合				86,492	45,081	39,739		39,739				1,672			5,307	91,799
	西吾妻環境衛生施設組合																
	長野原町				27,408										27,408		
	嬭恋村				41,227										41,227		
	草津町				19,865										19,865		
利根沼田	沼田市外二箇村清掃施設組合				113,836	30,507	74,580		74,580				8,749				113,836
	沼田市				93,324		1,772		1,772				11,711		79,841		13,483
	川場村				7,902										7,902		
	昭和村				14,347										14,347		
	利根東部衛生施設組合																
	片品村																
	みなかみ町				82,573	9,411	19,245		19,245				53,917			8,410	90,983
	太田市外三町広域清掃組合																
東部	太田市	158,436	158,436		373,906	15,126	29,044		29,044				329,736				532,342
	館林衛生施設組合	1,329,042	1,329,042		194,770	52,982	76,638	1,541	75,097				65,150			8,809	1,532,621
	館林市	51,669	51,669		105,483										105,483		
	板倉町	16,309	16,309		33,303										33,303		
	明和町	9,129	9,129		18,646										18,646		
	大泉町外二町環境衛生施設組合																
	千代田町	13,989	13,989		28,566										28,566		
	大泉町	8,964	8,964		300,159	8,297	74,379		74,211		168		217,483				309,123
	邑楽町	3,235	3,235		127,291		18,965	18,965					108,326				130,526
	桐生市				452,959	45,639	338,870	1,526	337,344				68,450				452,959
	みどり市				348,697		348,697		290,791							15,597	364,294

注1 「市町村計」の項は $N = A - B + C - K + M$ であり、各市町村の項は $N = A + C + M$ である。そのため、「市町村計」の計は、各市町村の計の合計とは異なる。

$$2 \text{ し尿1kl当たりの処理費(建設・改良費除く)} \quad (\quad 6,899,960 \text{ 千円} - 2,073,535 \text{ 千円}) \div 473,116 \text{ t} = 10,201 \text{ 円}$$

年間総収集量

A - B

総人口 - 公共下水道人口

$$3 \text{ 県民1人当たりに要した経費(建設・改良費含む)} \quad (\quad 6,899,960 \text{ 千円} \div 951,965 \text{ 人}) = 7,248 \text{ 円}$$

表－２－４ コミュニティ・プラントの状況（令和４年度）

No.	環境(森林)事務所	地方公共団体	施設名	施設所在地	規模 (人)	計画最大 汚水量 (m3/日)	処理方法	使用開始 年度	令和４年度実績		備考
									汚水処理量 (m3/年度)	運転管理	
1	中部	前橋市	前橋市下川住宅団地排水処理施設	前橋市下川町57-8	3,700	2,050	長時間ばっ気	1980	171,550	一部委託	
2		前橋市	前橋市城南住宅団地排水処理施設	前橋市鶴が谷町31-10	1,900	1,100	長時間ばっ気	1986	169,019	一部委託	
3		渋川市	渋川市金井住宅団地汚水処理施設	渋川市金井3038-1	1,900	950	長期間ばっ気	1980	81,489	委託	
4	東部	太田市	太田市宝町団地コミュニティ・プラント	太田市宝町773	6,400	3,200	標準活性汚泥	1975	180,009	委託	
5		太田市	太田市矢場新町団地コミュニティ・プラント	太田市矢場新町122	2,600	1,300	長時間ばっ気	1982	144,345	委託	
6		太田市	太田市成塚団地コミュニティ・プラント	太田市成塚町158-8	3,500	1,750	長時間ばっ気	1988	147,904	委託	
7		太田市	太田市パルタウン城西の杜コミュニティ・プラント	太田市城西町4-2	3,800	1,691	長時間ばっ気	2002	231,493	委託	
8		太田市	太田市いずみ団地コミュニティ・プラント	太田市新田早川町10-4	5,464	2,000	標準活性汚泥	1979	178,691	委託	
9		太田市	太田市いくしな団地コミュニティ・プラント	太田市新田瑞木町13-17	2,190	1,128	長時間ばっ気	1993	156,159	委託	
10		館林市	館林市分福地域域し尿処理施設	館林市分福町847-43	2,200	924	長時間ばっ気	1984	145,884	委託	
11		千代田町	ふれあいタウンちよだコミュニティプラント	千代田町上五箇440-1	1,330	459	長時間ばっ気	2002	25	委託	
12		邑楽町	邑楽町明野浄化センター	邑楽町明野32-6	2,550	1,290	長時間ばっ気	1987		委託	休止
13		桐生市	桐生市間々通住宅団地汚水処理場	桐生市相生町5-102-7	130	250	長時間ばっ気	1982		直営	休止
14		桐生市	桐生市新堀住宅団地汚水処理場	桐生市川内町3-535	280	165	長時間ばっ気	1995	18,385	委託	
		計			37,944	18,257			1,624,953		

表ー２－５（１） 浄化槽設置数 （全体） (令和4年度末現在)

保健所設置市及び環境(森林)事務所名	合 計 ①+②	20	21 5 100	101 5 200	201 5 300	301 5 500	小計 ①	501 5 1,000	1,001 5 2,000	2,001 5 3,000	3,001 5 4,000	4,001 5 5,000	5,001 5 10,000	10,001 5	小計 ②	令和3年度 末 設置数③	増加数 ①+②-③
前 橋 市	27,507	26,031	1,294	88	28	27	27,468	13	10	13	1	1	1		39	27,532	▲ 25
高 崎 市	35,320	33,392	1,742	92	40	34	35,300	10	9	1					20	35,648	▲ 328
中 部	64,144	59,486	4,209	236	83	65	64,079	27	20	10	2	5	1		65	64,397	▲ 253
西 部	49,462	47,087	2,105	131	55	53	49,431	20	5	2	2	1	1		31	49,557	▲ 95
吾 妻	15,363	14,557	664	47	22	35	15,325	10	21	7					38	15,278	85
利 根 沼 田	13,543	12,386	974	79	31	40	13,510	15	10	5	3				33	13,552	▲ 9
東 部	99,936	93,034	6,271	303	153	99	99,860	44	26	5	1				76	99,798	138
合 計	305,275	285,973	17,259	976	412	353	304,973	139	101	43	9	7	3	0	302	305,762	▲ 487

表ー２－５（２） 浄化槽設置数 （旧構造基準適用のもの）

人 槽 種 類	合 計 ①+②+③	20	21 5 100	101 5 200	小計 ①	201 5 300	301 5 500	小計 ②	501 5 1,000	1,001 5 2,000	2,001 5 3,000	3,001 5 4,000	4,001 5 5,000	5,001 5 10,000	10,001 5	小計 ③
単 独 処 理	腐敗型	4,338	4,030	253	27	4,310	23	5	28							0
	ばっ気型	21,425	20,016	1,318	53	21,387	17	21	38							0
	その他	765	728	37		765			0							0
	小 計	26,528	24,774	1,608	80	26,462	40	26	66	0	0	0	0	0	0	0
合 併 処 理	散水ろ床	1				0		1	1							0
	活性汚泥	121		12	30	42	20	31	51	15	9	2				28
	その他	2				0		2	2							0
	小 計	124	0	12	30	42	20	34	54	15	9	2	0	0	0	28
合 計	26,652	24,774	1,620	110	26,504	60	60	120	15	9	2	2	0	0	0	28

注1 浄化槽の基数は、浄化槽法第5条第1項、建築基準法第6条第1項、同法第18条第2項、旧廃棄物処理法第8条第1項及び旧清掃法第13条の規定に基づいて、県、保健所を有する市及び建築主事を置く市によって把握された全設置基数である。

2 集落排水施設等である浄化槽を含む。

表－２－５(3) 浄化槽設置数（新構造基準適用のもの）

（令和４年度末現在）

種 類		人 槽	合 計 ①+②+③																			小計 ①	201 300	301 500	小計 ②	501 1,000	1,001 2,000	2,001 3,000	3,001 4,000	4,001 5,000	5,001 10,000	10,001 5	小計 ③
			5 10	11 20	21 50	51 100	101 200	小計 ①	201 300	301 500	小計 ②	501 1,000	1,001 2,000	2,001 3,000	3,001 4,000	4,001 5,000	5,001 10,000	10,001 5	小計 ③														
単独処理浄化槽	分離接触ばっ気	115,950	103,408	5,031	7,034	372	115,927	15	8	23														0									
	分離ばっ気	15,468	14,573	378	440	72	15,465	1	2	3														0									
	散水ろ床	0					0			0														0									
	その他の	158	137	7	13	1	158			0														0									
	小計	131,576	118,118	5,416	7,487	445	131,550	16	10	26														0									
新構造併処理浄化槽			分離接触ばっ気	2,024	104	610	1,309		2,023																0								
			嫌気ろ床接触ばっ気	22,655	22,417	194	44		22,655			0														0							
			脱室ろ床接触ばっ気	0					0			0														0							
			回転板接触	3					0	1	1	2							1							1							
			接触ばっ気	1,598				666	463	223	169	392	51	21	3	2										77							
			散水ろ床	0					0			0														0							
			長時間ばっ気	96				3	3	14	29	43	24	13	9	2	2									50							
			標準活性汚泥	0					0			0														0							
			接触ばっ気・ろ過	0					0			0														0							
			凝集分離	0					0			0														0							
			接触ばっ気・活性炭	0					0			0														0							
			凝集分離・活性炭	0					0			0														0							
大臣認定型	硝化液循環	0					0			0														0									
	三次処理脱窒・脱磷	0					0			0														0									
	うち窒素除去高度処理型	120,670	112,035	2,305	4,930	758	120,344	98	83	181	48	58	29	3	5	2								145									
	うち窒素・リン同時除去高度処理型	78,450	74,690	1,150	2,146	312	78,375	15	12	27	19	23	4		2									48									
	うちBOD除去高度処理型	9				2	6		1	1	2													2									
小計			147,046	134,556	3,109	6,283	1,424	782	336	282	618	124	92	41	7	7	3	0	0	0	0	0	0	274									
合計			278,622	252,674	8,525	13,770	1,869	866	352	292	644	124	92	41	7	7	3	0	0	0	0	0	0	274									

注1 浄化槽の基数は、浄化槽法第5条第1項、建築基準法第6条第1項及び同法第18条第2項の規定に基づき、県、保健所を設置する市及び建築主事を置く市によって把握された設置基数である。
2 集落排水施設等である浄化槽を含む。

表－２－６ 浄化槽法定検査の状況

ア 令和４年度検査結果

保健所設置 市及び 環境(森林) 事務所名	第７条検査			第11条検査								
				全項目			効率化			合計		
	実施数	判定結果数		実施数	判定結果数		実施数	判定結果数		実施数 実施率	判定結果数	
前橋市	334	イ	193	1,944	イ	427	17,040	イ	6,226	18,984	イ	6,653
		ロ	126		ロ	1,380		ロ	10,763		ロ	12,143
		ハ	15		ハ	137		ハ	51		ハ	188
高崎市	554	イ	335	3,525	イ	925	27,088	イ	12,986	30,613	イ	13,911
		ロ	172		ロ	2,283		ロ	13,885		ロ	16,168
		ハ	47		ハ	317		ハ	217		ハ	534
中 部	945	イ	575	5,381	イ	1,085	42,923	イ	14,975	48,304	イ	16,060
		ロ	308		ロ	3,687		ロ	27,646		ロ	31,333
		ハ	62		ハ	609		ハ	302		ハ	911
西 部	816	イ	525	4,956	イ	1,384	39,649	イ	18,623	44,605	イ	20,007
		ロ	244		ロ	3,208		ロ	20,812		ロ	24,020
		ハ	47		ハ	364		ハ	214		ハ	578
吾 妻	76	イ	40	1,062	イ	340	9,180	イ	4,652	10,242	イ	4,992
		ロ	24		ロ	585		ロ	4,397		ロ	4,982
		ハ	12		ハ	137		ハ	131		ハ	268
利根沼田	141	イ	79	1,525	イ	319	9,971	イ	4,966	11,496	イ	5,285
		ロ	54		ロ	1,020		ロ	4,884		ロ	5,904
		ハ	8		ハ	186		ハ	121		ハ	307
東 部	1,610	イ	982	7,435	イ	1,474	65,715	イ	25,970	73,150	イ	27,444
		ロ	520		ロ	5,226		ロ	39,334		ロ	44,560
		ハ	108		ハ	735		ハ	411		ハ	1,146
合 計	4,476	イ	2,729	25,828	イ	5,954	211,566	イ	88,398	237,394	イ	94,352
		ロ	1,448		ロ	17,389		ロ	121,721		ロ	139,110
		ハ	299		ハ	2,485		ハ	1,447		79.5%	3,932

注1 判定「イ」－「適正である」、「ロ」－「おおむね適正であるが、一部改善を要する」
「ハ」－「不適正である」

- 第11条検査において、「全項目」とは、指定検査機関の検査員により法令で定められた全ての項目を検査するものである。「効率化」とは、浄化槽保守点検業者が、検査の一部を代行するもので、法令で定められた検査項目のうち、一部を省略して行うものである。
- 集落排水施設等である浄化槽を含む。

イ 処理方式別検査結果（令和４年度結果）

(1)第７条検査

種別	人槽別	処 理 方 式 名	実施数 (件)	判 定 結 果		
				イ	ロ	ハ
合併処理	500人槽以下	回転板接触方式	0 (0.0%)			
		接触ばっ気方式	1 (0.02%)	1 (100.0%)		
		長時間ばっ気方式	0 (0.0%)			
		分離接触ばっ気方式	0 (0.0%)			
		嫌気性ろ床接触ばっ気方式	0 (0.0%)			
		その他の方式	4,474 (100.0%)	2,728 (61.0%)	1,447 (32.3%)	299 (6.7%)
	501人槽以上	回転板接触方式	0 (0.0%)			
		接触ばっ気方式	0 (0.0%)			
		長時間ばっ気方式	0 (0.0%)			
		その他の方式	0 (0.0%)			
合 計		4,475	2,729	1,447	299	

注1 判定「イ」－「適正である。」、「ロ」－「おおむね適正であるが、一部改善を要する。」
「ハ」－「不適正である。」

2 集落排水施設等である浄化槽を含む。

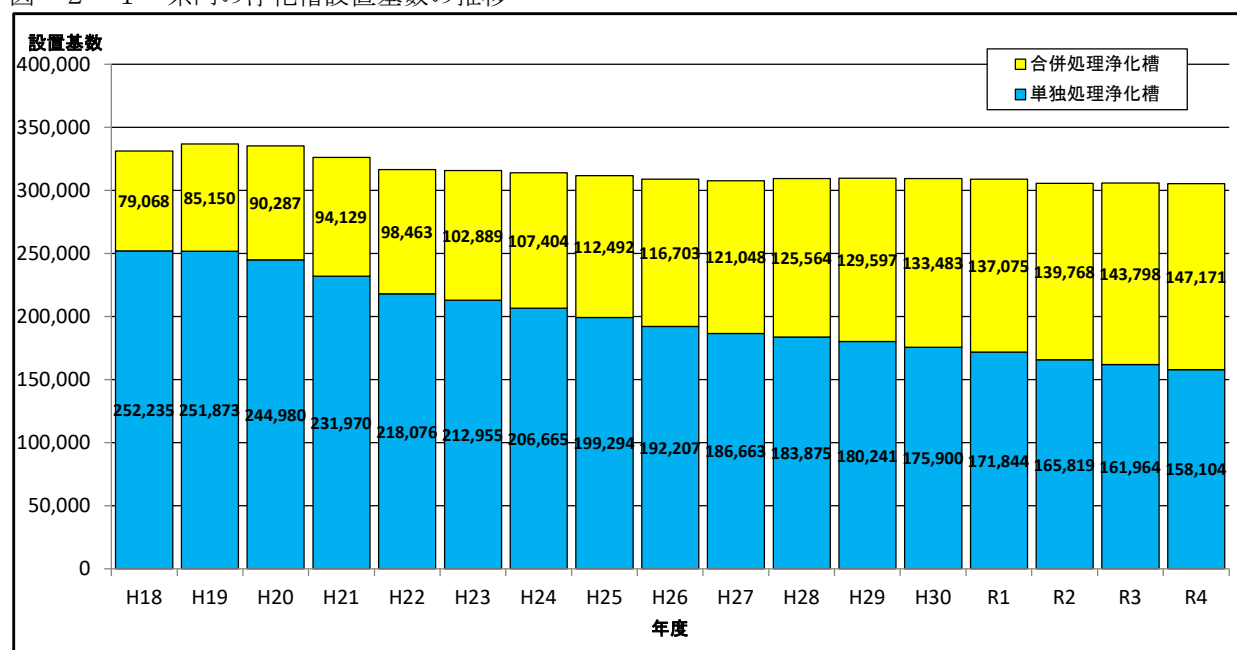
(2)第１１条検査

新旧別	種別	処 理 方 式 名	実施数 (件)	判 定 結 果		
				イ	ロ	ハ
旧 構 造	単 独 処 理	腐敗タンク方式等	2,459 (14.1%)	361 (14.7%)	1,848 (75.2%)	250 (10.2%)
		長時間ばっ気方式等	14,948 (85.9%)	4,171 (27.9%)	10,464 (70.0%)	313 (2.1%)
		その他の方式	3 (0.02%)		3 (100.0%)	
	合 併 処 理	散水ろ床方式	1 (0.8%)			1 (100.0%)
		活性汚泥方式	120 (97.6%)	11 (9.2%)	103 (85.8%)	6 (5.0%)
		その他の方式	2 (1.6%)		2 (100.0%)	
新 構 造	単 独 処 理	分離接触ばっ気方式	89,317 (88.7%)	33,839 (37.9%)	53,975 (60.4%)	1,503 (1.7%)
		分離ばっ気方式	11,238 (11.2%)	3,534 (31.4%)	7,429 (66.1%)	275 (2.4%)
		散水ろ床方式	0 (0.0%)			
		その他の方式	113 (0.1%)	28 (24.8%)	73 (64.6%)	12 (10.6%)
	合 併 処 理	回転板接触方式	3 (0.003%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)
		接触ばっ気方式	1,487 (1.2%)	162 (10.9%)	1,226 (82.4%)	99 (6.7%)
		長時間ばっ気方式	95 (0.1%)	14 (14.7%)	74 (77.9%)	7 (7.4%)
		その他の方式	117,609 (98.7%)	52,231 (44.4%)	63,913 (54.3%)	1,465 (1.2%)
合 計			237,395	94,352	139,111	3,932

注1 判定「イ」－「適正である。」、「ロ」－「おおむね適正であるが、一部改善を要する。」
「ハ」－「不適正である。」

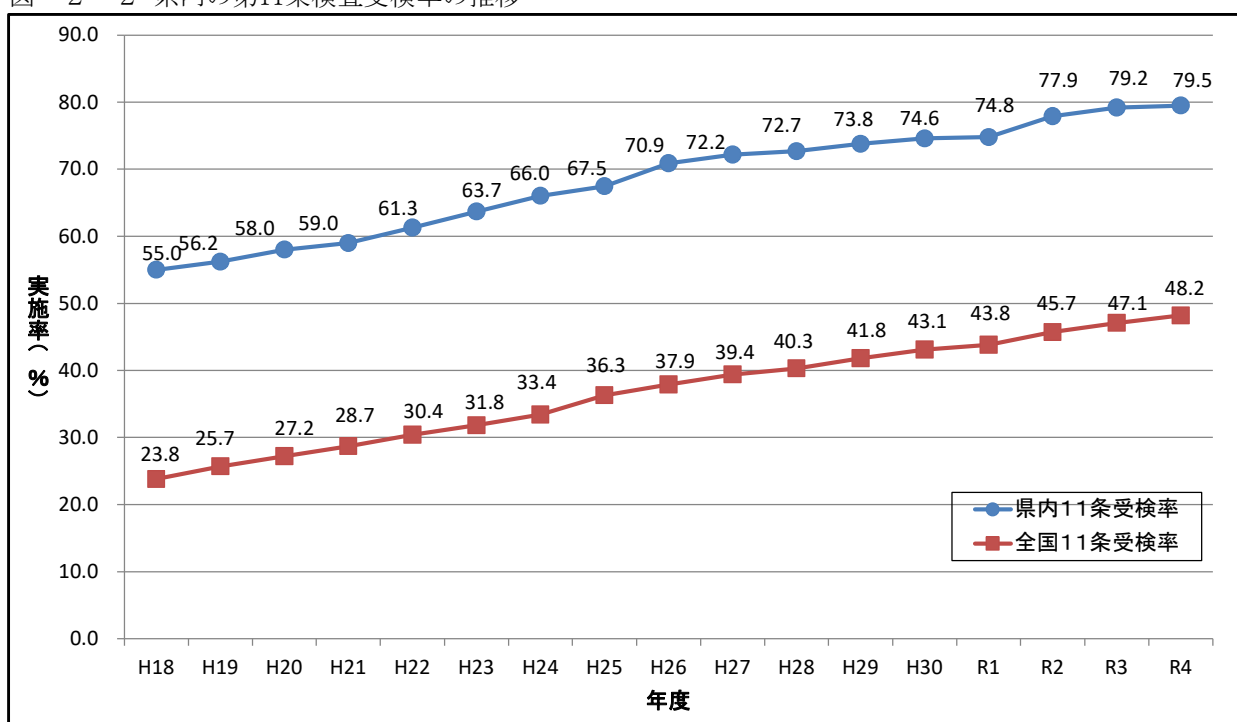
2 集落排水施設等である浄化槽を含む。

図－２－１ 県内の浄化槽設置基数の推移



注1 平成13年4月から単独処理浄化槽の設置が禁止された。
2 集落排水施設等である浄化槽を含む。

図－２－２ 県内の第11条検査受検率の推移



注1 県内では、平成17年度から効率化11条検査を導入した。
2 集落排水施設等である浄化槽を含む。

表－２－７ 浄化槽保守点検業者の登録状況

(令和4年度末)

環境(森林) 事務所名	中部	西部	吾妻	利根沼田	東部	合計
登録業者数	73	40	13	7	93	226
浄化槽管理士数	275	246	56	29	312	918

2 ごみ処理関係

表－２－８ ごみ処理の状況（令和４年度）

環境 (森林) 事務所	市町村別	総人口	計画収集人口	自家処理人口	分別収集区分					収集形態				生活系ごみ 処理手数料				総排出量 イ	計画	
		A			可燃・不燃・資源・ その他・粗大					直営 委託許可				無料・従量 定額・多量					ロ	ハ
		人	人	人	可 35	不 35	資 35	他 15	粗大 24	直 16	委 33	許 28	無 19	従 14	定 2	その他	t／年		t／年	t／年
	合計(35)	1,934,299	1,933,484	815													681,816	517,362	16,861	
中部	前橋市	331,972	331,972		可	不	資	他	粗	直	委	許	無				110,867	85,555	2,487	
	伊勢崎市	212,305	212,305		可	不	資	他	粗	直	委	許	無				72,305	58,127	1,673	
	玉村町	36,086	36,086		可	不	資				委	許	無				12,948	10,113	220	
	渋川市	74,158	74,158		可	不	資		粗	直	委	許	無				30,764	17,071	1,105	
	榛東村	14,631	14,631		可	不	資		粗	直	委	許	無				4,292	3,186	270	
	吉岡町	22,331	22,331		可	不	資		粗		委	許	無				7,493	4,907	240	
西部	高崎市	369,584	369,584		可	不	資	他	粗	直	委	許	無				124,796	101,133	4,152	
	安中市	55,516	55,516		可	不	資			直	委	許		従			20,010	15,837	719	
	藤岡市	63,072	63,072		可	不	資	他	粗	直	委	許	無				27,218	18,595	519	
	上野村	1,089	1,089		可	不	資		粗	直				従			311	136		
	神流町	1,657	1,657		可	不	資	他		直				従			515	342		
	富岡市	46,515	46,515		可	不	資				委		無				16,963	12,342	371	
	甘楽町	12,661	12,661		可	不	資	他			委	許		従			2,905	1,931	99	
	下仁田町	6,452	6,452		可	不	資	他	粗		委			従			1,796	1,091	53	
	南牧村	1,591	1,591		可	不	資	他	粗		委			従			442	263	15	
吾妻	中之条町	15,006	15,006		可	不	資		粗		委	許		従			5,892	3,373	133	
	高山村	3,338	3,338		可	不	資		粗		委	許		従			1,088	695	27	
	東吾妻町	12,735	12,735		可	不	資		粗		委	許		従			4,557	2,952	85	
	長野原町	5,391	5,391		可	不	資		粗		委	許		従			2,298	1,610	184	
	嬭恋村	9,543	9,543		可	不	資		粗		委	許		従			4,243	3,444	314	
	草津町	6,061	6,061		可	不	資				委	許	無				4,670	3,079	167	
利根沼田	沼田市	45,541	45,541		可	不	資		粗	直	委	許	無				17,377	11,236	513	
	川場村	3,130	3,130		可	不	資	他	粗		委	許				他	1,213	1,032	10	
	昭和村	7,101	7,101		可	不	資	他	粗	直	委	許		従			2,062	1,250	55	
	片品村	4,026	4,026		可	不	資	他			委		無				2,124	1,437	38	
	みなかみ町	17,716	17,716		可	不	資	他			委	許		従			5,947	3,412	191	
東部	太田市	222,524	221,709	815	可	不	資	他	粗	直	委	許		従			78,337	60,981	1,156	
	館林市	74,556	74,556		可	不	資		粗		委	許	無				25,313	19,486	366	
	板倉町	13,930	13,930		可	不	資				委	許	無				4,142	3,021	36	
	明和町	10,881	10,881		可	不	資	他	粗	直	委	許				他	3,175	2,193	36	
	千代田町	11,071	11,071		可	不	資		粗		委	許	無				4,458	3,518	102	
	大泉町	41,801	41,801		可	不	資				委	許	無				15,174	13,079	397	
	邑楽町	25,787	25,787		可	不	資			直	委	許	無				8,644	7,047	175	
	桐生市	105,034	105,034		可	不	資		粗	直	委	許	無				39,505	29,909	716	
	みどり市	49,507	49,507		可	不	資	他	粗	直	委		無				17,972	13,979	237	

注 処理過程において、焼却残さの資源化、堆肥化や固形燃料(RDF)化等による減量又は残さの発生がある場合には、総処理量は、次のようになる。
 リ＝ヌ＋ル＋ラー(焼却残さの資源化量)＋(堆肥化による減量化量及び残さ量)＋(固形燃料化による減量化量及び残さ量)＋(その他処理による減量化量及び残さ量)

収 集 量					総処理量					自家処理量 (推計)	1人1日 排 出 量 自家処理 量 除 く t/(A*365)
粗大ごみ ニ	資源ごみ ホ	その他の ごみ ヘ	直接搬入量 ト	集団回収量 チ	リ(注)	焼却量 ヌ	焼却以外 中間処理量 ル	埋立量 焼却灰 除 く ヲ	直接資源化 量 リ		
t/年 7,200	t/年 41,784	t/年 766	t/年 76,891	t/年 20,952	t/年 660,881	t/年 567,397	t/年 69,569	t/年 579	t/年 23,336	t/年 379	g/人・日 966
1,393	6,079	218	9,111	6,024	104,843	88,314	11,998	18	4,513		915
2,777	4,498	142	4,460	628	71,677	61,228	7,944		2,505		933
3	729		1,516	367	12,581	10,412	1,803		366		983
254	449		9,987	1,898	28,866	26,929	1,919		18		1,137
55	125		570	86	4,206	3,760	341		105		804
66	134		1,885	261	7,232	6,790	442				919
461	8,036		6,902	4,112	120,684	104,602	10,524	397	5,161		925
	511		2,041	902	19,108	17,686	802		620		987
13	1,142	2	5,882	1,065	26,154	22,759	3,395				1,182
76	49			50	261	136	125				782
	115		58		515		515				852
	1,394		1,972	884	16,079	13,721	1,765		593		999
17	511		347		2,905	2,295		99	511		629
	86		537	29	1,778	1,559	181		38		763
	20		127	17	430	375	49		6		761
4	428		1,910	44	5,848	4,857	678		313		1,076
	78		268	20	1,068	894	120		54		893
	323		1,154	43	4,514	3,796	498		220		980
34	151		284	35	2,263	1,880	232		151		1,168
92	280		113		4,243	3,564	399		280		1,218
	484		890	50	4,620	3,800	820				2,111
	1,785		3,508	335	17,042	14,500	728	29	1,785		1,045
	125		46		1,213	1,064	81		68		1,062
5		33	356	363	1,699	1,625	74				796
	205		444		2,124	1,877	159		88		1,445
29	1,229		1,016	70	5,877	1,868	3,670		339		920
1,109	3,873	128	9,317	1,773	76,564	65,924	10,566		74	260	964
21	2,592	25	2,153	670	24,643	21,067	2,015		1,561		930
	488		546	51	4,091	3,339	381	36	335		815
32	628	7	219	60	3,115	2,401	86		628		799
71	404	29	328	6	4,452	3,549	381		522	119	1,103
147	668	93	790		15,174	13,415	1,159		600		995
69	475	48	810	20	8,624	7,254	1,370				918
247	3,185	27	4,903	518	38,987	34,062	3,057		1,868		1,030
225	505	14	2,441	571	17,401	16,095	1,292		14		995

表－２－９ ごみ焼却施設の状況（令和４年度）

No.	環 境 (森林) 事務所	地方公共団体名	施 設 名	利 用 市 町 村 ()は委託
1	中 部	前橋市	前橋市六供清掃工場	前橋市
2		伊勢崎市	伊勢崎市清掃リサイクルセンター２１	伊勢崎市
3		玉村町	玉村町クリーンセンター	玉村町
4		渋川地区広域市町村圏 振興整備組合	渋川地区広域圏清掃センター	渋川市・榛東村・吉岡町
5	西 部	高崎市	高浜クリーンセンター	高崎市
6		高崎市	吉井クリーンセンター	高崎市
7		安中市	碓氷川クリーンセンターごみ処理施設	安中市
8		藤岡市	藤岡市清掃センター	藤岡市
9		富岡市	富岡市清掃センター	富岡市・(甘楽町)
10		甘楽西部環境衛生施設組合	甘楽西部環境衛生施設組合清掃センター	下仁田町・南牧村・(上野村)
11	吾 妻	吾妻東部衛生施設組合	吾妻東部衛生センター可燃ごみ処理施設	中之条町・高山村・東吾妻町
12		西吾妻環境衛生施設組合	西吾妻環境衛生センターごみ焼却処理施設	長野原町・嬭恋村 ・中之条町六合区域
13		草津町	草津町クリーンセンター	草津町
14	利 根	沼田市外二箇村清掃施設組合	沼田市外二箇村清掃工場	沼田市・川場村・昭和村
15	沼 田	利根東部衛生施設組合	尾瀬クリーンセンター	沼田市・片品村
16	東 部	館林衛生施設組合	たてばやしクリーンセンター	館林市・板倉町・明和町
17		桐生市	桐生市清掃センター	桐生市・(みどり市)・(伊勢崎市)
18		太田市外三町広域清掃組合	太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザ	桐生市・(みどり市)・(伊勢崎市)
		計		

施設所在地	処理能力 (t/日)	炉数	処理方式	炉型式	使用開始 年度	余熱利用の状況	発電能力 (kW)	令和4年度実績	
								年間処理量 (t/年度)	運転管理 の体制
前橋市六供町1536	405	3	ストーカ式 (可動)	全連続運転	1991	場内外温水 場内蒸気 場内外発電	2,400	88,053	一部委託
伊勢崎市柴町954	210	3	流動床式	全連続運転	2000	場内温水 場内蒸気 場内発電	2,700	58,648	委託
玉村町上福島158-1	90	2	ストーカ式 (可動)	全連続運転	1990	場内外温水	—	10,893	委託
渋川市行幸田3153-2	232.5	2	ストーカ式 (可動)	全連続運転	1993	無し	—	37,882	委託
高崎市高浜町248-1	450	3	ストーカ式 (可動)	全連続運転	1988	場内外温水 場内外蒸気		98,017	委託
高崎市吉井町多比良4374	30	2	ストーカ式 (可動)	バッチ運転	1992	場内外温水	—	6,521	委託
安中市原市65	135	2	ストーカ式 (可動)	全連続運転	1998	場内外温水	—	17,686	一部委託
藤岡市三本木575-1	120	2	ストーカ式 (可動)	全連続運転	1985	場内外温水	—	22,759	委託
富岡市上高尾187-1	112.5	2	ストーカ式 (可動)	全連続運転	1992	場内外温水	—	15,698	委託
下仁田町下仁田888-2	15	2	ストーカ式 (可動)	バッチ運転	1986	無し	—	1,934	直営
中之条町大字中之条町316-1	50	2	ストーカ式 (可動)	バッチ運転	1990	無し	—	10,648	直営
長野原町与喜屋1610-1	40	2	ストーカ式 (可動)	バッチ運転	1991	無し	—	5,720	一部委託
草津町草津926-1	40	2	ストーカ式 (可動)	バッチ運転	1991	場内外温水	—	3,800	直営
沼田市白岩町226	120	2	ストーカ式 (可動)	全連続運転	1973	場内外温水	—	15,652	委託
片品村菅沼251-10	30	2	ストーカ式 (可動)	バッチ運転	1999	場内温水	—	3,317	直営
館林市苗木町2447-19	100	2	ストーカ式 (可動)	全連続運転	2017	場内外温水	—	24,678	委託
桐生市新里町野461	450	3	ストーカ式 (可動)	全連続運転	1996	場内外温水 場内外発電	4,660	72,948	委託
桐生市新里町野461	330	2	ストーカ式 (可動)	全連続運転	2021	場内発電	9,700	92,009	委託
	2,630							494,854	

表－２－１０ 粗大ごみ処理施設の状況（令和４年度）

No.	環境 （森林） 事務所	地方公共団体名	施設名	利用市町村 （ ）は委託	施設所在地	処理能力 （ｔ/日）	処理対象廃棄物	処理方式	使用開始 年度	令和４年度実績	
										年間処理量 （ｔ/年度）	資源化物回収量 （ｔ/年度）
1	中部	前橋市	前橋市灰渣清掃工場	前橋市	前橋市安達町677	99	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	併用	1992	6,756	2,920 一部委託
2		前橋市	前橋市富士見クリーンステーション	前橋市	前橋市富士見町石井1873-2	18	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	併用	1998	1,165	693 一部委託
3		伊勢崎市	伊勢崎市清掃リサイクルプラザ	伊勢崎市	伊勢崎市栄町954	54	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	併用	2000	4,712	委託
4		渋川地区広域市町村圏環境整備組合	渋川地区広域圏清掃センター粗大ごみ処理施設	渋川市・機東村・吉岡町	渋川市行幸町3153-2	40	粗大ごみ、不燃ごみ	併用	1993	2,099	委託
5	西部	高崎市	高浜クリーンセンター粗大ごみ処理施設	高崎市	高崎市高浜町248-1	55	粗大ごみ、不燃ごみ	併用	1988	6,365	1,473 委託
6		高崎市	吉井クリーンセンター粗大ごみ処理施設	高崎市	高崎市吉井町多比良4374	6	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	併用	1992	740	委託
7		安中市	榑米川クリーンセンター粗大ごみ処理施設	安中市	安中市原市65	20	粗大ごみ、不燃ごみ	併用	1998	802	431 一部委託
8		藤岡市	藤岡市清掃センター粗大ごみ破砕施設	藤岡市	藤岡市三本木575-1	40	粗大ごみ、不燃ごみ	併用	1985	1,741	344 委託
9	吾妻	吾妻東部衛生施設組合	吾妻東部衛生センター粗大ごみ処理施設	中之条町・高山村・東吾妻町	中之条町大字中之条町316-1	20	粗大ごみ、不燃ごみ、その他、資源ごみ	併用	1992	1,047	656 直営
10		西吾妻環境衛生施設組合	西吾妻環境衛生センター粗大ごみ燃ごみ処理施設	長野原町・堀室村・中之条町六合区域	長野原町寺基町1610-1	24	粗大ごみ、不燃ごみ	併用	1994	659	197 一部委託
11	利根沼田	みなかみ町	奥利根アメニティパークリサイクルプラザ	みなかみ町	みなかみ町布庭2806-1	13	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	併用	1998	814	237 委託
12		太田市外三町広域清掃組合	太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ	太田市・千代田町・大泉町・邑楽町	太田市御会町604-1	73	粗大ごみ、不燃ごみ、その他、資源ごみ	併用	2004	8,838	5,139 委託
13	東部	鶴林衛生施設組合	いたくらリサイクルセンター	鶴林市・板倉町・明和町	板倉町大字板倉3427-7	5	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	破砕	2017	1,450	1,188 委託
14		桐生市	桐生市清掃センター粗大ごみ処理施設	桐生市・（みどり市）・（伊勢崎市）	桐生市新里町野461	80	粗大ごみ、不燃ごみ、その他、資源ごみ	併用	1996	4,763	1,644 委託
		計				547				41,950	15,617

表－２－１１ 資源化等施設（粗大ごみ処理施設以外）の状況（令和４年度）

No.	環境 （森林） 事務所	地方公共団体	施設名	利用市町村 （ ）は委託	施設所在地	処理能力 （ｔ/日）	処理対象廃棄物	処理内容	使用開始 年度	令和４年度実績	
										年間処理量 （ｔ/年度）	資源化物回収量 （ｔ/年度）
1	中部	前橋市	前橋市灰渣清掃工場びん選別処理施設	前橋市	前橋市安達町677	18	ガラス類	選別・圧縮・梱包	1996	1,877	1,839 委託
2		前橋市	前橋市ペットボトル選別処理施設	前橋市	前橋市大渡町1-19-4	4	ペットボトル	選別・圧縮・梱包	2000	878	878 委託
3		玉村町	玉村町クリーンセンターリサイクルセンター	玉村町	玉村町上湯島158-1	10	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、布類、剪定枝、不燃ごみ、その他	選別・圧縮・梱包	1990	1,803	1,312 委託
4		高崎市	高浜クリーンセンターリサイクルセンター	高崎市	高崎市高浜町248-1	68.5	紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル	選別・圧縮・梱包	1998	3,792	2,635 委託
5	西部	藤岡市	甘葉西部環境衛生施設組合資源化施設	藤岡市	藤岡市三本木575-1	12.3	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、その他	選別・圧縮・梱包	1997	1,144	1,142 一部委託
6		神流町	鬼石資源化センターリサイクルプラザ	藤岡市	藤岡市三波1349-3	5	金属類、不燃ごみ、粗大ごみ	選別	1999	510	171 委託
7		富岡市	リサイクルセンター	神流町	神流町尾附289-1	6.05	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、プラスチック、布類、不燃ごみ、粗大ごみ	選別	2001	168	168 直営
8		富岡市	富岡市資源化センター	富岡市	富岡市上高尾187-1	33	金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック、粗大ごみ	圧縮・梱包	2002	1,571	1,054 一部委託
9	利根沼田	甘葉西部環境衛生施設組合	甘葉西部環境衛生施設組合リサイクルセンター	下仁田町・南牧村	下仁田町下仁田888-2	4.5	紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック、不燃ごみ、粗大ごみ	選別・圧縮・梱包	2002	156	134 直営
10		利根東部衛生施設組合	尾瀬クリーンセンターリサイクルプラザ	沼田市・片品村	片品村菅沼251-10	12	紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、不燃ごみ、粗大ごみ	選別・圧縮・梱包	1999	227	160 直営
11	東部	桐生市	桐生市清掃センターリサイクルセンター	桐生市・（みどり市）・（伊勢崎市）	桐生市新里町野461	1.6	ペットボトル	選別・圧縮・梱包	2000	427	403 委託
		計				174.95				12,552	9,895

表ー2ー12 堆肥化施設の状況（令和4年度）

No.	環境 （森林） 事務所	施設名	利用市町村 （ ）は委託	施設所在地	処理能力 （t/日）	処理対象廃棄物	処理内容	使用開始 年度	令和4年度実績	
									年間処理量 （t/年度）	資源化物回収量 （t/年度）
1	西部 利根 沼田	上野村	上野村	上野村乙男081	14	家庭系生ごみ	堆肥化	1999	40	49
2	利根 沼田	みなかみ町	みなかみ町	みなかみ町高峰須川1258-5	16	家庭系生ごみ、事業系生ごみ、その他	堆肥化	2004	4,057	1,850
		計			30				4,106	1,899

表ー2ー13 ごみ燃料化（RDF）施設の状況（令和4年度）

No.	環境 （森林） 事務所	施設名	利用市町村 （ ）は委託	施設所在地	処理能力 （t/日）	処理対象廃棄物	処理内容	使用開始 年度	令和4年度実績	
									年間処理量 （t/年度）	燃料等 製造量 （t/年度）
1	西部 利根 沼田	神流町	神流町	神流町尾附289-1	6	可燃ごみ、プラスチック類、粗大ごみ、その他	破砕・乾燥・固形	1999	336	130
2	利根 沼田	みなかみ町	みなかみ町	みなかみ町市施2806-1	40	可燃ごみ、生ごみ（厨芥類）、プラスチック類	破砕・乾燥・固形	1998	1,882	760
		計			46				2,218	890

表－２－14 一般廃棄物最終処分場の状況（令和４年度） ＊埋め立て終了前の施設

No.	環 境 (森林) 事務所	地方公共団体名	施 設 名	利 用 市 町 村 ()は委託	施設所在地
1	中 部	前橋市	前橋市最終処分場	前橋市	前橋市荻窪町553-3
2		前橋市	前橋市富士見最終処分場	前橋市	前橋市富士見町石井1873-2
3		伊勢崎市	伊勢崎市一般廃棄物最終処分場（第４期）	伊勢崎市	伊勢崎市阿弥大寺町字西田25-3
4		渋川地区広域市町村圏振興整備組合	渋川地区広域圏清掃センターエコ小野上処分場	渋川市・榛東村・吉岡町	渋川市小野子3665
5	西 部	高崎市	高崎市一般廃棄物最終処分場	高崎市	高崎市吉井町上奥平2109
6		高崎市	エコパーク榛名	高崎市	高崎村上室田町1850
7		多野藤岡広域市町村圏振興整備組合	緑基クリーンセンター	藤岡市・高崎市	藤岡市緑基147-1
8		富岡市	富岡市一般廃棄物最終処分場（桑原）	富岡市・（甘楽町）	富岡市桑原559
9		富岡市	富岡市一般廃棄物最終処分場（上高尾）	富岡市・（甘楽町）	富岡市上高尾字寺入283-4 番地先
10		甘楽町	甘楽町一般廃棄物最終処分場（白倉）	甘楽町	甘楽町白倉2284
11		甘楽西部環境衛生施設組合	甘楽西部環境衛生施設組合クリーンポケット	下仁田町・南牧村・（上野村）	下仁田町吉崎656
12	吾 妻	吾妻東部衛生施設組合	吾妻東部衛生センター一般廃棄物最終処分場	中之条町・高山村・東吾妻町	中之条町横尾1700
13		西吾妻環境衛生施設組合	西吾妻環境衛生施設組合一般廃棄物最終処分場	長野原町・嬬恋村・中之条町六合区域	長野原町与喜屋1124-82
14	利 根 沼 田	沼田市	沼田市一般廃棄物最終処分場（上川田）	沼田市	沼田市上川田町字日影
15		利根東部衛生施設組合	尾瀬クリーンセンター一般廃棄物最終処分場	沼田市・片品村	沼田市利根町根利1536-3
16	東 部	館林市	館林市一般廃棄物最終処分場	館林市	館林市苗木町2495-1
17		館林衛生施設組合	めいわエコパーク	館林市、板倉町、明和町	明和町千津井1019番1外
18		大泉町外二町環境衛生施設組合	大泉町外二町環境衛生施設組合一般廃棄物最終処分場	千代田町・大泉町・邑楽町	邑楽町狸塚1731-1
19		桐生市	桐生市汚泥最終処分場	桐生市・（みどり市）	桐生市相生町3-801-27
20		桐生市	桐生市清掃センター最終処分場	桐生市・（みどり市）・（伊勢崎市）	桐生市新里町野461
		計			

埋立場所	総面積 (m2)	埋立地面積 (m2)	全体容積 (m3)	処理対象廃棄物	埋立開始 年度	埋立終了 年度	令和4年度末 残余容量 (m3)	令和4年度 埋立容量 (m3/年度)	運転管理
山間	79,151	46,700	383,000	焼却残渣（主灰），その他，焼却残渣（飛灰），破碎ごみ・処理残渣	2003	2031	154,150	8,726	一部委託
山間	37,330	8,020	59,080	焼却残渣（主灰），その他，焼却残渣（飛灰），破碎ごみ・処理残渣	1997	2027	11,765	1,385	一部委託
平地	44,100	23,800	159,100	焼却残渣（主灰），焼却残渣（飛灰），破碎ごみ・処理残渣	2019	2034	121,233	11,694	一部委託
山間	22,080	6,730	70,000	焼却残渣（主灰），焼却残渣（飛灰），破碎ごみ・処理残渣	2015	2029	29,708	4,019	委託
山間	126,524	100,000	940,000	不燃ごみ，その他	1974	2023	33,349	975	一部委託
山間	124,201	37,500	438,000	焼却残渣（主灰），その他，焼却残渣（飛灰），破碎ごみ・処理残渣	2001	2023	89,824	11,168	一部委託
平地	38,113	25,500	121,350	焼却残渣（主灰），焼却残渣（飛灰），破碎ごみ・処理残渣	1999	2023	31,340	2,710	委託
山間	44,400	20,100	211,806	焼却残渣（主灰），不燃ごみ，焼却残渣（飛灰），破碎ごみ・処理残渣，粗大ごみ	1979	2012	0	0	一部委託
山間	88,738	26,224	266,556	焼却残渣（主灰），焼却残渣（飛灰），破碎ごみ・処理残渣	2005	2054	223,418	1,202	一部委託
山間	29,500	6,100	24,485	不燃ごみ	1999	2028	5,402	301	委託
山間	17,600	7,100	24,600	焼却残渣（主灰）	2001	2025	7,889	387	一部委託
平地	16,096	4,128	27,000	焼却残渣（主灰），その他，焼却残渣（飛灰），破碎ごみ・処理残渣	2008	2024	3,725	1,335	直営
山間	18,000	16,660	102,330	焼却残渣（主灰），焼却残渣（飛灰），破碎ごみ・処理残渣	1996	2031	59,925	1,565	直営
山間	46,000	12,000	89,900	不燃ごみ	1990	2025	981	0	一部委託
山間	29,000	4,000	21,000	焼却残渣（主灰），不燃ごみ，焼却残渣（飛灰）	2000	2028	5,240	589	直営
平地	15,402	11,370	80,000	焼却残渣（主灰），焼却残渣（飛灰），破碎ごみ・処理残渣	1993	2023	8,785	0	委託
平地	21,307	2,633	19,000	焼却残渣（主灰）	2018	2025	15,894	729	委託
平地	65,881	23,600	150,000	焼却残渣（主灰），焼却残渣（飛灰）	1997	2031	27,437	2,207	委託
平地	5,459	4,529	25,678	焼却残渣（主灰）	1993	2031	9,664	108	一部委託
平地	46,050	46,050	446,370	焼却残渣（主灰），その他，焼却残渣（飛灰），破碎ごみ・処理残渣	1997	2038	117,151	6,712	委託
	914,932	432,744	3,659,255				956,880	55,812	

表－２－１５ ごみ処理経費の状況（令和４年度）

（単位：千円）

環 境 (森林) 事務所	市 町 村 等 別	建 設 ・ 改 良 費		組 合 分 担 金 B	処 理 及 ビ 維 持 管 理 費 C=D+E+I+J+K+L	人 件 費 D	処 理 費 E=F+G+H	収 集 運 搬 費			車 両 購 入 費 I	委 託 費 J	組 合 分 担 金 K	調 査 研 究 費 L	そ の 他 M	計 N
		A						F	G	H						
市町村等計(47)	8,388,534	8,388,267	267	24,251,363	2,824,560	4,610,575	367,768	3,706,179	536,628		13,692,756	3,118,194	5,278	1,169,631	30,691,067	
前橋市	233,050	233,050		2,828,792	743,391	399,396	32,849	261,166	105,381		1,686,005			95,698	3,157,540	
伊勢崎市	6,050	6,050		1,987,082	124,044	531,336	13,107	456,735	61,494		1,331,702				1,993,132	
玉村町				618,285	13,962	176,726	98	176,628			427,597			1,725	620,010	
渋川広域市町村圏調整整備組合	1,067	1,067		791,207	41,894	501,818		459,232	42,586		247,495			8,000	800,274	
渋川市	176		176	647,212	69,318	11,180	11,180				245,262	321,452		94,046	419,806	
榛東村	38		38	92,910							23,648	69,262			23,648	
吉岡町	53		53	140,264							43,560	96,704			43,560	
高崎市	7,442,945	7,442,945		3,312,536	577,081	1,066,067	15,242	916,809	134,016		1,635,481	33,907		264,289	10,985,863	
安中市				649,638	63,710	199,405		199,008	397		386,523				649,638	
多野南岡広域市町村圏調整整備組合				79,418	10,863	41,143			41,143		27,412			943	80,361	
藤岡市	103,840	103,840		869,294	114,049	233,450	17,885	210,172	5,393		475,341	46,454		12,594	939,274	
上野村	7,128	7,128		25,330	873	8,292		8,292			16,165			2,832	35,290	
神流町				65,040	15,175	33,787	4,976	28,811			16,078				65,040	
富岡甘楽広域市町村圏調整整備組合																
富岡市				489,409	48,183						441,226			992	490,401	
甘楽町				157,792							157,792				157,792	
甘楽西部環境衛生施設組合				147,747	43,714	67,834		58,269	9,565		36,199				147,747	
下仁田町				103,423								103,423				
南牧村				44,324								44,324				
吾妻東部衛生施設組合				540,796	117,281	157,430		150,602	6,828		262,044		4,041		540,796	
中之条町				178,490								178,490				
高山村				42,063								42,063				
東吾妻町				135,299								135,299				
西吾妻衛生施設組合																
西吾妻環境衛生施設組合	62,700	62,700		391,697	93,614	163,184		149,567	13,617		134,899			76,698	531,095	
長野原町				127,197								127,197				
嬭恋村				215,408								215,408				

	草津町	83,758	83,758		176,977	50,320	49,701		49,701				76,956				260,735
利根沼田	沼田市外二箇村清掃施設組合				359,238	27,875	184,915		184,915				146,448				359,238
	沼田市				630,285	63,607	18,669	5,740			12,929		239,237	307,535	1,237		322,750
	川場村				37,283	2,900							15,615	18,768		551	19,066
	昭和村				53,929	4,200							16,226	33,503			20,426
	利根東部衛生施設組合				255,305	93,024	135,326	5,068		118,883	11,375		26,955				255,305
東部	片品村				99,800								99,800				
	みなかみ町	295,115	295,115		443,078	18,822	48,296	12,666	35,630				375,960		10,163		748,356
	太田市外三町広域清掃組合				1,973,197	86,878							1,886,319				1,973,197
	太田市	152,614	152,614		1,246,318	124,667	80,059	77,403	2,656				735,863	305,729			1,093,203
	館林衛生施設組合				784,257	42,529							741,728		8,472		792,729
	館林市				919,169	27,592	4,394	525			3,869		364,860	522,323		16,236	413,082
	板倉町				185,296	26,559							80,398	78,339			106,957
	明和町				93,267								36,706	56,561			36,706
	大泉町外二町環境衛生施設組合				151,010	33,773	70,953				70,953		46,284				151,010
	千代田町				44,228									44,228			
	大泉町				316,451								173,837	142,614			173,837
	邑楽町				175,092	2,714	918	918					76,649	94,811		3,313	83,594
	桐生市				1,378,664	141,948	178,430	5,208	156,140		17,082		1,058,286			571,465	1,950,129
	みどり市				247,866		247,866	164,903	82,963							1,614	249,480

注1 「計」の欄については、「市町村等計」の項は N＝A＋B＋C－K＋M であり、各市町村の項は N＝A＋C＋M である。そのため、「市町村等計」の計は、各市町村の計の合計とは一致しない。

2

ごみ1 t 当たりの処理費（建設・改良費除く）

（

30,691,067 千円

－

8,388,267 千円

）÷

660,881 t

＝

33,747 円

（総処理量）

A－B

3

県民1人当たりに要した経費（建設・改良費含む）

（

30,691,067 千円

÷

1,934,299 人

）＝

15,867 円

3 令和4年度 一般廃棄物処理施設整備費等 国庫補助金等の状況

ア 循環型社会形成推進交付金

(1) 交付対象者

人口5万人以上又は面積400平方キロメートル以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体。

ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備に限り必要と認めた地域については人口又は面積にかかわらず対象とする。

(2) 交付期間

交付対象事業が実施される年度から概ね5年以内とする。

(3) 交付限度額

交付対象事業の種類に応じ、交付対象事業に要する費用に1/3又は1/2を乗じて得た額を合算した額。

(4) 交付対象事業

交付対象事業	交付限度額を算出する場合の要件
1 マテリアルリサイクル推進施設	施設の新設、増設に要する費用
2 エネルギー回収型廃棄物処理施設	同上
3 高効率ごみ発電施設 (平成25年度以前に着手し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成25年度に実施している場合に限る。)	同上
4 廃棄物運搬中継施設	同上
5 有機性廃棄物リサイクル推進施設	同上
6 最終処分場 (可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。)	同上
7 最終処分場再生事業	事業に要する費用
8 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(交付率1/3)	同上
9 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(交付率1/2) (し尿処理施設に限る。)	同上
10 漂流・漂着ごみ処理施設	施設の新設、増設に要する費用
11 コミュニティ・プラント	同上
12 浄化槽設置整備事業	事業に要する費用
13 公共浄化槽等整備推進事業	同上
14 廃棄物処理施設基幹的設備改造 (沖縄県のみ交付対象)	設置後原則として7年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造に係る事業に要する費用
15 可燃性廃棄物直接埋立施設 (沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象)	施設の新設、増設に要する費用
16 焼却施設(熱回収を行わない施設に限る。沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象)	同上
17 施設整備に関する計画支援事業	廃棄物処理施設整備事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等に要する費用

表－２－１６ 令和４年度循環型社会形成推進交付金事業実績（廃棄物処理施設）

事業主体名	地域 計画 期間	事業概要	施設区分	施設名	総事業費 千円	交付基本額 千円	交付金額 千円	工期	交付限度	
									交付 限度額	限度額 1/2 該当根拠
前橋市	R4-R8	施設整備に関する計画支援事業	最終処分場	前橋市新最終処分場 (予定)	2,570	2,570	856	R2-R8	事業費 × 1/3	—
高崎市	R3-R9	マテリアルリサイクル推進施設	リサイクルセンター	高浜クリーンセンター	1,426,073	1,426,073	781,865	30-R6	事業費 × 1/3	—
		高効率ごみ発電施設(1/2)	ごみ焼却施設	高浜クリーンセンター	5,342,606	1,761,407	1,080,209	30-R6	事業費 × 1/2	高効率発電施設整備
		高効率ごみ発電施設(1/3)				762,049	△ 165,459	30-R6	事業費 × 1/3	—
太田市	R2-R8	マテリアルリサイクル推進施設	ストックヤード	太田市ストックヤード	152,614	147,407	49,135	R4-R6	事業費 × 1/3	—
館林衛生施設 組合	30-R4	基幹的設備改良事業(1/3)	し尿処理施設	館林環境センター	1,329,042	965,239	321,746	R3-R4	事業費 × 1/3	—
富岡甘泉広域 市町村圏振興 整備組合	R1-R5	有機性廃棄物リサイクル推進施設	汚泥再生処理セン ター	(仮称)衛生管理センタ－	174,910	94,728	31,576	R3-R5	事業費 × 1/3	—
合計					8,427,815	5,159,473	2,099,928	—	—	—

※表中、総事業費は当年度の総事業費

イ 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）

（１）交付対象者

人口５万人以上又は面積400平方キロメートル以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体。

ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域及び過疎地域にある市町村を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。

（２）交付期間

交付対象事業が実施される年度から概ね５年以内とする。

（３）交付限度額

交付対象事業の種類に応じ、交付対象事業に要する費用に１／３又は１／２を乗じて得た額を合算した額。

（４）交付対象事業

交付対象事業	交付限度額を算出する場合の要件
１ エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	二酸化炭素排出抑制に資する廃棄物処理施設の整備に必要な工事及び附帯する事務に要する費用
２ 廃棄物処理施設への先進的設備導入事業	廃棄物処理施設の二酸化炭素排出抑制に資する先進的設備の導入に必要な工事及び附帯する事務に要する費用
３ 施設整備に関する計画支援事業	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業及び廃棄物処理施設への先進的設備導入事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等に要する費用

表一 2－17 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金事業実績（廃棄物処理施設）

事業主体名	地域 計画 期間	事業概要	施設区分	施設名	総事業費 千円	交付基本額 千円	交付金額 千円	工期	交付限度	
									交付 限度額	限度額 1/2 該当根拠
実績なし										
合計					0	0	0			

4 指定廃棄物の処理の状況

表－２－18 群馬県における指定廃棄物処理の状況

平成 24 年 4 月	・ 指定廃棄物処理に係る協力要請 [環境省→県]
平成 25 年 4 月	・ 第 1 回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議 [主催:環境省]
7 月	・ 第 2 回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議 [主催:環境省]
平成 26 年 3 月 ～ 6 月	・ 県内市町村個別訪問 [環境省、県] 指定廃棄物処理に係る説明等 (県内処理の考え方、処理の安全性等)
平成 28 年 3 月	・ 群馬県指定廃棄物の処理に係る関係市村担当部課長説明会 [主催:環境省] 指定解除の仕組み案の説明、他県状況や県内の一時保管状況の説明
平成 28 年 12 月	・ 第 3 回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議 [主催:環境省] 安全に処理がなされるまで国として全面的に責任を持って対応することが表明されたことを受け、現地保管継続・段階的処理の方針が決定

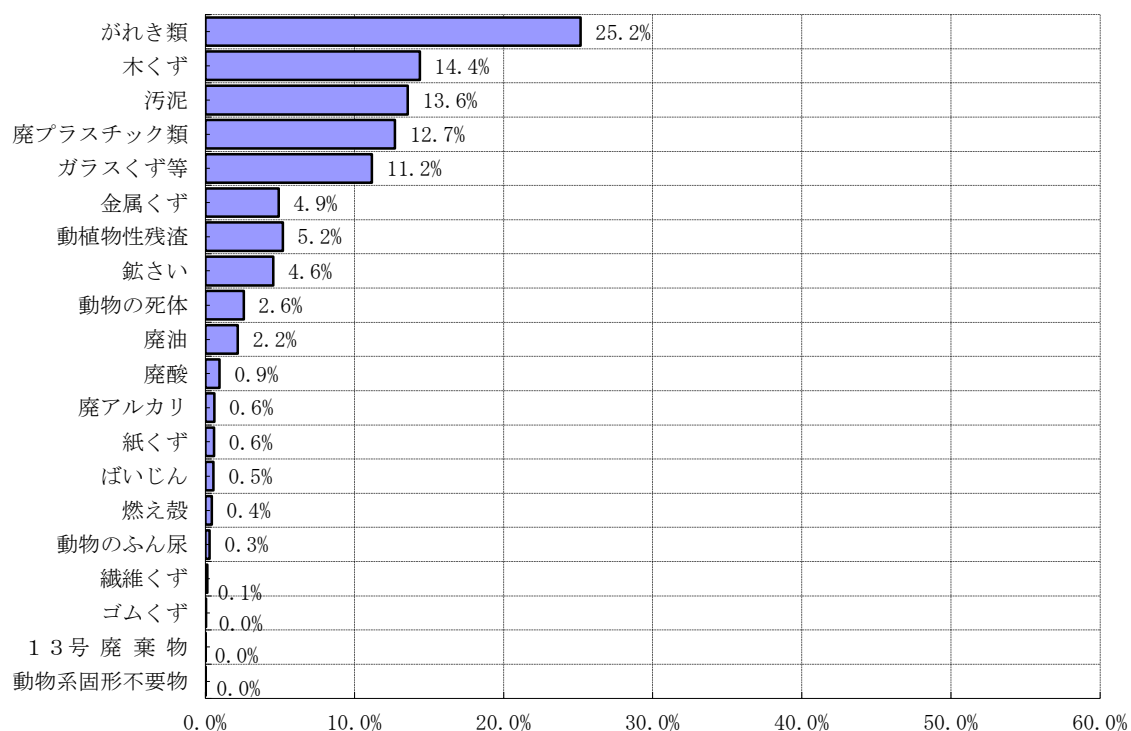
第2節 産業廃棄物関係

1 産業廃棄物処理業者による処理状況

図－2－3 県内産業廃棄物の収集運搬量の種類別構成比（平成29年度）

(1) 産業廃棄物

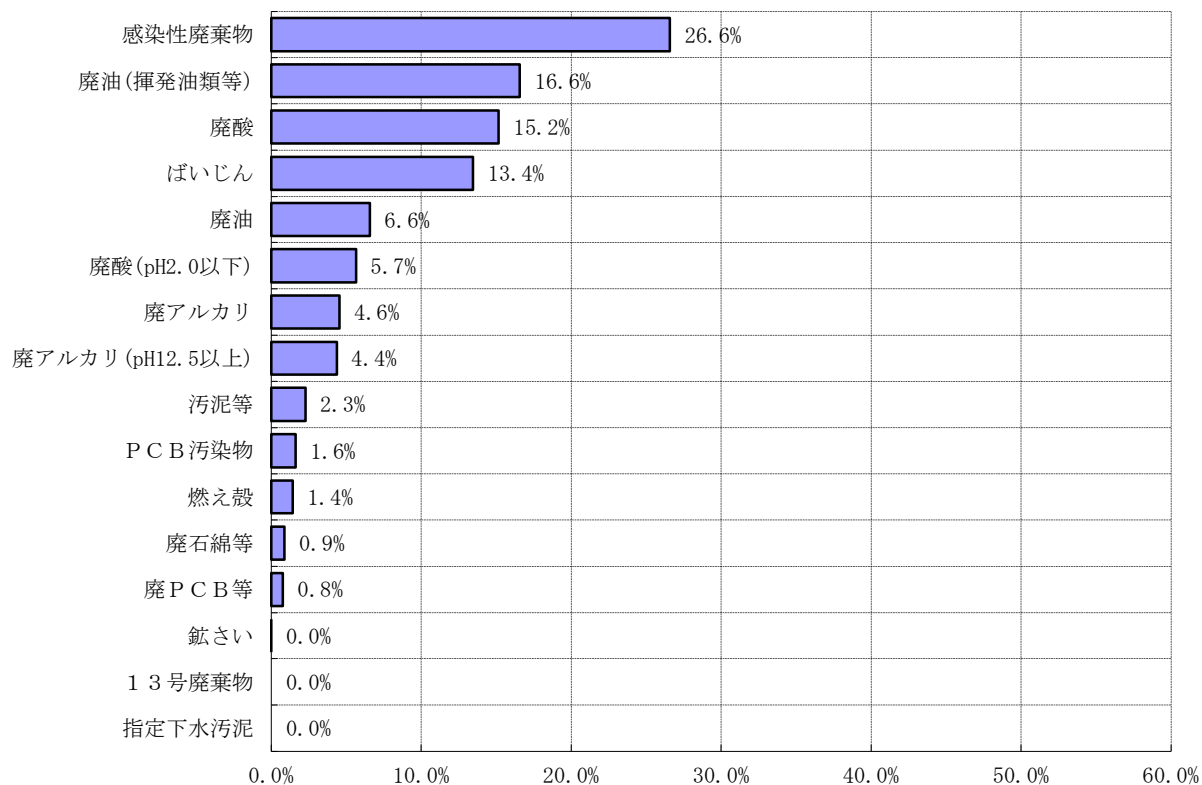
(収集運搬業者からの報告の集計)



注1「13号廃棄物」は、廃棄物処理法施行令第2条第13号の廃棄物を示す。(以下同じ。)

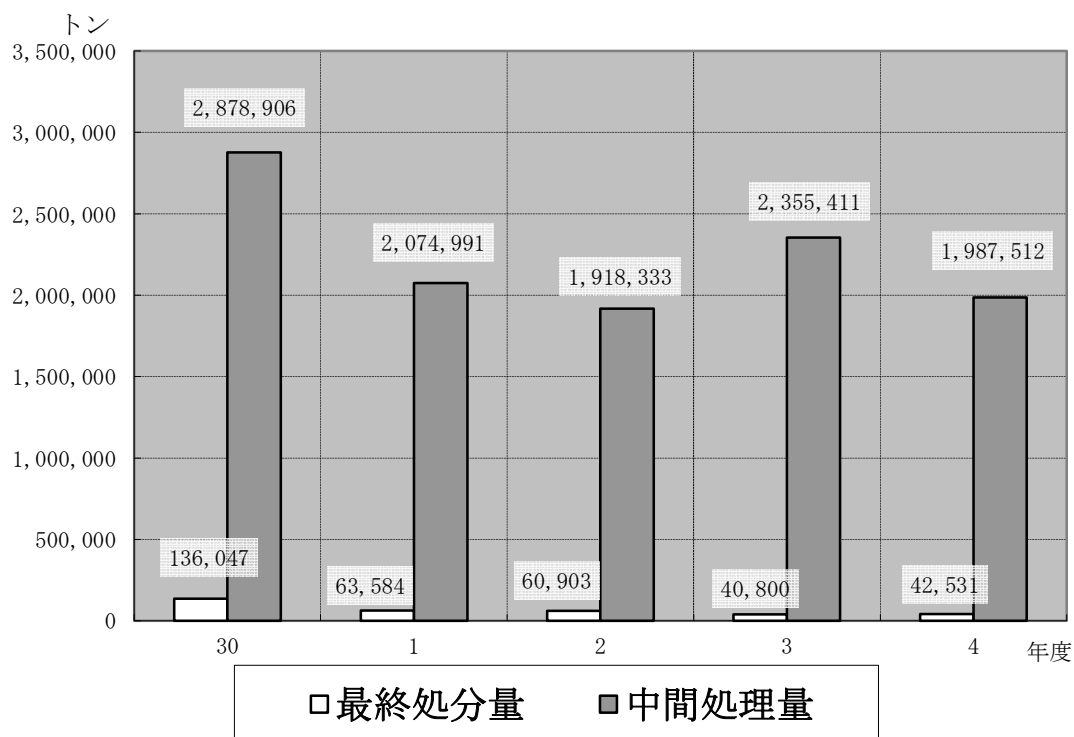
(2) 特別管理産業廃棄物

(収集運搬業者からの報告の集計)



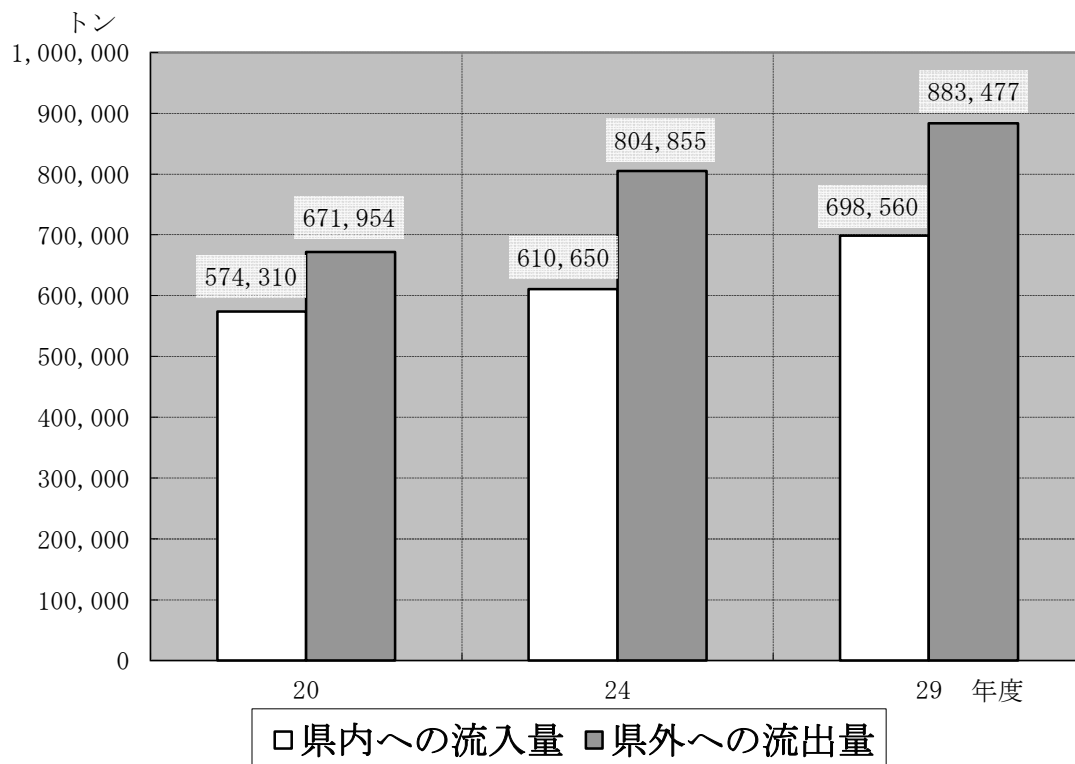
図－２－４ 県内処分量の推移（最終処分量と中間処理量の比較）

（最終処分業者及び中間処理業者からの実績報告の集計）



図－２－５ 県内搬入量及び県外搬出量の推移

（収集運搬業者からの実績報告の集計）



表－２－１９ 県内最終処分業者の処分状況（令和４年度）

(最終処分業者からの実績報告の集計 単位：トン)

産業廃棄物の種類	最終処分量計	県内物の量	県外物の量	内 訳									
				茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	長野県	静岡県	その他
燃 え 殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚 泥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃プラスチック類	15,971	2,191	13,780	393	1,640	8,686	456	2,074	253	107	139	33	0
紙 く ず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木 く ず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
織 維 く ず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動 植 物 性 残 さ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴ ム く ず	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金 属 く ず	30	8	22	0	0	15	0	7	0	0	0	0	0
ガ ラ ス く ず 等	11,689	2,140	9,549	562	3,953	2,735	266	1,825	142	0	63	3	0
鋳 さ い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
が れ き 類	14,827	2,379	12,448	631	2,174	2,898	1,001	3,254	2,146	15	321	0	8
ば い じ ん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
感 染 性 廃 棄 物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	42,531	6,732	35,799	1,585	7,767	14,334	1,723	7,160	2,541	122	523	36	8

注１ 各項目量は概数であるため、合計が合わない場合がある。

注２ 廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類については石綿含有廃棄物を含む。

表－２－２０ 県内中間処理業者の処分状況（令和４年度）

(１) 産業廃棄物

(中間処理業者からの実績報告の集計 単位：トン)

産業廃棄物の種類	中間処分量計	県内物の量	県外物の量	内 訳										その他		
				福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	山梨県		長野県	静岡県
燃 え 殻	588	52	536	0	21	77	158	274	2	1	0	0	1	0	0	0
汚 泥	50,403	33,880	16,523	33	759	2,365	3,952	2,599	4,884	93	850	0	21	927	0	39
廃 油	55,842	26,792	29,050	2,131	2,250	5,380	11,600	77	708	268	619	5	455	5,376	13	169
廃 酸	404	42	363	0	9	5	336	1	3	7	0	0	1	0	0	1
廃 ア ル カ リ	1,770	806	963	0	61	98	206	25	49	15	7	490	0	1	2	8
廃プラスチック類	145,042	81,111	63,931	362	5,894	14,712	24,268	1,845	7,403	1,808	884	0	167	4,538	11	2,040
紙 く ず	4,796	2,796	2,000	0	26	225	1,148	30	264	238	0	0	0	69	0	0
木 く ず	362,411	156,143	206,269	14,063	15,172	41,625	83,368	6,182	31,057	5,184	1,195	0	807	5,212	2,326	77
繊 維 く ず	1,465	564	901	0	10	125	596	4	89	34	11	0	0	32	0	0
動 植 物 性 残 さ	15,337	14,119	1,218	0	188	58	593	120	81	14	0	0	0	164	0	0
ゴ ム く ず	2	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金 属 く ず	22,327	14,215	8,111	70	217	1,267	2,603	266	1,029	811	76	0	37	1,728	4	2
ガラスくず等	107,816	64,683	43,133	17	1,992	4,035	22,560	2,722	7,411	3,647	140	0	0	605	3	1
鋳 さ い	45	23	22	0	9	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0
が れ き 類	1,186,622	921,581	265,042	16	692	48,973	119,349	4,379	49,752	21,125	638	0	0	20,116	0	0
ば い じ ん	14	0	13	0	3	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物のふん尿	7,647	7,647	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13号廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,962,533	1,324,456	638,077	16,692	27,303	118,947	270,762	18,524	102,733	33,245	4,421	495	1,490	38,768	2,360	2,336

注 各項目量は概数であるため、合計が合わない場合がある。

(2) 特別管理産業廃棄物

(中間処理業者からの実績報告の集計 単位：トン)

特別管理産業廃棄物の種類	中間処分量計	県内物の量	県外物の量	内 訳												
				福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	山梨県	長野県	静岡県	その他
廃油（揮発油類等）	2, 215	753	1, 461	4	50	154	852	19	58	3	233	8	0	77	0	2
廃酸・腐食性	8	2	6	0	0	1	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ・腐食性	185	145	40	0	0	1	20	0	2	12	0	0	0	0	5	0
感染性廃棄物	14, 701	5, 286	9, 415	1	384	2, 144	4, 261	57	2, 189	95	0	0	0	284	0	0
特）廃PCB等	6, 599	456	6, 143	113	695	185	313	382	1, 658	1, 073	173	214	54	276	210	798
特）燃え殻	444	444	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特）汚泥	40	27	13	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	10
特）廃油	775	149	626	0	49	143	69	53	8	14	44	0	1	13	209	23
特）廃酸	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
特）廃アルカリ	8	7	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特）ばいじん	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	24, 979	7, 272	17, 708	118	1, 180	2, 629	5, 520	511	3, 916	1, 200	450	222	56	649	424	834

注 各項目量は概数であるため、合計が合わない場合がある。

表－２－２１ 県内発生産業廃棄物の搬出状況（平成29年度、収集運搬業実績報告書を基に作成）

(1) 産業廃棄物

廃棄物の種類	県内物の取扱量	処理形態	県内処理量	県外処理量	取 扱 所																		
					宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	山梨県	長野県	静岡県	愛知県	広島県	その他	
燃 え 般	9,541	最終処分	2	3,827	3,183	0	0	0	511	75	0	0	59	0	0	0	0	0	0	0	0		
		中間処分	513	5,202	0	0	0	2,621	567	1,123	367	21	17	0	0	42	6	0	0	93	137		
汚 泥	301,980	最終処分	0	44,687	12,600	0	0	888	393	0	42	37	0	0	30,725	0	0	0	0	0	2		
		中間処分	53,809	203,477	0	104	0	3,749	9,722	24,041	146,507	5,048	2,591	2,567	2,260	441	3,010	154	860	5	266		
廃 油	48,494	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		中間処分	29,427	19,067	0	421	0	550	245	13,315	2,847	272	298	497	39	57	0	358	0	0	169		
廃 酸	21,114	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		中間処分	9,210	11,904	0	0	0	105	1,057	1,910	3,778	172	3,666	687	65	0	453	0	0	0	10		
廃 ア ル カ リ	13,335	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		中間処分	1,356	11,979	0	0	0	12	483	6,095	1,957	430	49	2,198	479	86	0	138	0	37	0		
廃プラスチック類	283,206	最終処分	2,430	5,260	1,759	0	84	950	270	43	2	587	0	0	1,155	0	0	0	0	215	197		
		中間処分	161,579	113,936	6	1,469	168	8,016	3,197	35,835	41,950	4,487	715	1,199	5,077	3,747	0	3,511	73	1	73		
紙 く す	12,622	最終処分	0	322	147	0	0	2	25	0	0	148	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		中間処分	7,780	4,520	34	0	46	4	164	3,412	315	58	45	107	110	184	0	18	24	0	0		
木 く す	319,679	最終処分	1	187	43	0	0	8	25	0	0	111	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		中間処分	214,309	105,162	55	0	959	16	89,594	9,357	2,865	59	458	1,121	84	163	0	280	24	0	148		
織 維 く す	3,187	最終処分	0	62	7	0	0	0	12	0	0	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		中間処分	2,269	856	42	10	0	5	10	353	298	21	6	5	82	0	0	24	0	0	0		
動 植 物 性 残 さ	115,533	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		中間処分	75,063	40,470	0	0	137	2	4,496	12,673	12,206	1,091	7,761	1,770	84	8	0	237	6	0	0		
動物系固形不要物	27	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		中間処分	24	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
ゴ ム く す	1,073	最終処分	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		中間処分	972	72	3	0	0	0	0	0	39	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
金 属 く す	109,191	最終処分	135	941	195	0	41	1	12	25	0	143	0	0	523	0	0	0	0	0	0		
		中間処分	80,166	27,949	0	0	0	386	2,411	5,609	3,622	4,670	750	366	2,671	7,022	0	137	155	12	0		
ガラスくす等	248,475	最終処分	2,556	5,362	1,229	0	263	910	175	272	0	902	0	1	1,365	0	0	0	0	244	0		
		中間処分	179,818	60,740	4	3	0	1,361	1,051	24,156	15,159	9,776	353	410	665	218	15	7,206	0	0	363		
紙 さ い	101,239	最終処分	2,993	17,895	196	0	0	0	49	0	38	0	0	0	672	0	0	0	0	16,940	0		
		中間処分	3,184	77,167	0	0	0	0	3,668	8,248	17,969	0	0	26,502	6,798	22	0	12,174	1,752	0	35		
が れ き 類	560,139	最終処分	1,291	15,069	3,807	0	48	201	175	389	60	286	0	0	8,023	0	0	0	0	2,081	0		
		中間処分	480,895	62,884	0	0	0	8	18,578	20,082	12,775	1,331	191	5,777	3	342	0	1,131	0	0	2,665		
動物のふん尿	6,456	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		中間処分	6,456	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
動物の死体	57,170	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		中間処分	56,483	687	0	687	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
ば い じ ん	12,094	最終処分	0	1,058	259	0	668	94	38	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		
		中間処分	38	10,998	1,188	61	0	619	0	2,344	1,918	4,082	166	244	0	0	38	0	0	0	338		
1 3 号 廃 棄 物	88	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		中間処分	67	21	0	0	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	2,224,643	最終処分	9,438	94,670	23,424	0	1,106	3,611	1,204	767	104	2,316	0	1	0	42,464	0	0	0	215	19,464		
		中間処分	1,363,419	757,118	1,330	2,070	1,997	14,938	133,726	169,261	262,896	36,223	13,485	46,470	19,362	2,212	536	28,659	2,212	910	173		

注 1 一部未報告の収集運搬業者があると思われるため、許可業者が報告した数量と異なります。

2 各項目量は、四捨五入しているため合計が合わないことがある。

(2) 特別管理産業廃棄物

(収集運搬実績報告の集計 単位：トン)

廃棄物の種類	県内物の取扱量	処理形態	県内処理量	県外処理量	内 県																その他
					北海道	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	長野県	岐阜県	愛知県	福岡県			
廃油（揮発油類等）	7,010	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処分	691	6,319	0	193	168	3,685	255	628	3	22	12	0	154	0	0	1,173	27		
廃酸・腐食性	2,389	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処分	1	2,388	0	3	0	1,008	39	0	1	79	910	7	105	0	3	2	231		
廃アルカリ・腐食性	1,847	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処分	200	1,647	0	0	0	843	65	0	87	22	525	67	35	0	0	0	2		
感染性廃棄物	11,236	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処分	8,168	3,068	0	183	0	767	2,081	9	25	0	0	0	0	0	0	2	0	0	
特）廃PCB等	333	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処分	157	176	20	1	0	0	0	0	17	133	0	0	0	0	0	4	2	0	
特）PCB汚染物	692	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処分	195	497	0	12	0	0	0	75	0	406	0	0	0	0	0	0	3	0	
特）指定下水汚泥	0	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特）廃石綿等	378	最終処分	0	187	0	0	0	0	0	0	0	107	0	0	0	23	0	0	80	0	
		中間処分	0	191	0	0	79	0	0	29	0	63	0	0	0	0	0	0	20	0	
特）燃え殻	611	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処分	466	145	0	0	117	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	
特）汚泥	967	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処分	4	963	0	33	0	93	33	2	21	12	49	695	5	0	0	0	19	0	
特）廃油	2,785	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処分	677	2,108	0	564	1	74	1,035	201	0	31	0	0	43	0	137	19	130	0	
特）廃酸	6,412	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処分	0	6,412	0	1	0	673	2,556	306	0	2,728	97	0	33	15	0	0	3	0	
特）廃アルカリ	1,924	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処分	11	1,913	0	1	0	76	926	2	2	766	48	6	86	0	1	0	1	0	
特）鉱さい	4	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処分	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	
特）ばいじん	5,683	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処分	12	5,671	0	2,276	2,151	0	0	0	481	0	562	201	0	0	0	0	0	0	
特）13号廃棄物	0	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	42,271	最終処分	0	187	0	0	0	0	0	0	0	107	0	0	23	0	0	0	80	0	
		中間処分	10,583	31,502	20	3,267	2,517	7,223	6,988	1,255	155	4,771	1,043	1,341	661	15	140	1,199	438	0	

注1 一部未報告の収集運搬業者があると思われるため、許可業者が報告した数量と異なります。
注2 各項目量は、四捨五入しているため合計が合わないことがある。

表－２－２２ 県内発生産業廃棄物の搬出状況（令和３年度、廃棄物の広域移動量調査結果を基に作成）

（ 廃棄物の広域移動量調査結果から作成 単位：キトン ）

廃棄物の種類	県内物の取扱量	処理形態	県内処理量	県外処理量	県 内																	その他
					宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	山梨県	長野県	愛知県	兵庫県	福岡県	
燃 え 殻	17	中間処分	1	10	1				1	0	2	4		1	0	0	0	0	0			1
		最終処分		6	6				1	0												0
		最終処分	57	179	0	0	0	5	6	31	96	3	26	2	5	0	1	1	1	0	0	2
汚 泥	263	中間処分	27		8			2	0	0		0				16			0			1
		最終処分	28	27	0	0	0	4	1	16	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
		最終処分	0	23				0	0	3	3	4	1	6	2	0			3	1	0	0
廃 ア ル カ リ	33	中間処分	1	32				0	1	22	2	2	0	3	1	0			1	0	0	0
		最終処分																				
		最終処分	114	104	0	6	0	0	5	35	43	5	2	1	2	1	0	1	0			3
廃プラスチック類	257	中間処分	6	33	5		0	10	0	0		0			0	10	0	0			2	6
		最終処分	5		0		0			3	0	0	0	0	0	0	0	1				1
		最終処分	1		0		0		0			0										0
木 く ず*	302	中間処分	281		0			0	2	13	3	0	1	0	0	0	0	1				1
		最終処分	1		0		0			0		0										0
		最終処分	2	1	0		0		0	1	0	0	0	0	0			0				0
織 維 く ず*	4	中間処分	0		0																	0
		最終処分	0		0																	0
		最終処分	46	24					1	8	4	5	3	0	0			3				0
動 植 物 性 残 さ	70	中間処分																				
		最終処分																				
		最終処分																				
動物系固形不要物		中間処分																				
		最終処分																				
		最終処分	0	0	0		0		0		0	0			0							0
ゴ ム く ず*	0	中間処分	0		0																	
		最終処分	0		0																	
		最終処分	38	9	0	0	0	0	0	2	2	3	1	0	0	0	0	1				0
金 属 く ず*	48	中間処分	0		0																	0
		最終処分	97	59				1	1	32	9	9	1	2	0	0	0	4	0		0	0
		最終処分	6	5	2		0	0	1	10	3	1		0	0	1		0				0
飲 さ い	78	中間処分	0	63																		
		最終処分	13	19	4			0														9
		最終処分	1,195	68				0	8	21	32	0	0	0	1	0	2	4		0	0	2
が れ き 類	1,286	中間処分	7	17	2		1	0	0	1		0				11		0				2
		最終処分	9																			
		最終処分	1																			
動 物 の ふ ん 尿	9	中間処分	1																			
		最終処分																				
		最終処分																				
動 物 の 死 体	1	中間処分																				
		最終処分																				
		最終処分																				
ば い じ ん	18	中間処分	0	13	1			3	3	2	0	0	1		0	1	0				0	2
		最終処分		5	4			1	0													
		最終処分	11	18		1		9	0	2	2		1	0	3			0	0		0	0
その他（13号廃棄物、感染性廃棄物等）	32	中間処分	0	2	0		0	1													0	1
		最終処分																				
		最終処分	1,886	657	2	8	0	24	30	202	207	32	36	16	18	3	1	25	2	0	35	16
計	2,675	中間処分	19	113	32		1	17	1	1	1	1			0	40		0	0		2	18
		最終処分																				
		最終処分																				

注 1 廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類については石綿含有廃棄物を含む。
 2 廃油、廃酸、廃アルカリについては特別管理産業廃棄物であるものを含む。
 3 表中の空欄は該当なし、「0」は500トン未満を表している。
 4 「その他」欄は、記載された都県以外の合計値である。
 5 各項目量は、四捨五入しているため合計が合わないことがある。

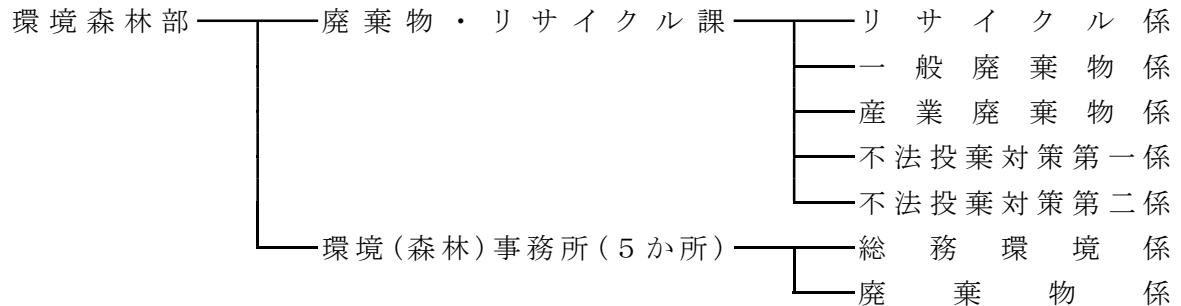
2 産業廃棄物処理施設整備資金融資

表－2－23 産業廃棄物処理施設整備資金融資実績

年度	融資対象施設 (所在地)	融資額 (千円)	利子補給
14	破 碎 施 設 (前橋市)	80,000	無
	破 碎 施 設 (嬭恋村)	70,307	無
	破 碎 施 設 (利根村)	16,800	無
	焼 却 施 設 (富岡市)	70,000	無
	焼 却 施 設 (新里村)	240,000	無
	破 碎 施 設 (太田市)	50,000	無
	焼 却 施 設 (沼田市)	180,000	無
	7 件	707,107	0 件
15	焼 却 施 設 (赤城村)	40,000	無
	焼 却 施 設 (嬭恋村)	125,000	無
	焼 却 施 設 (沼田市)	147,800	無
	選別圧縮、選別破砕 (高崎市)	70,000	無
	最 終 処 分 場 (新里村)	20,000	無
	破 碎 施 設 (玉村町)	10,000	無
	6 件	412,800	0 件
16	最 終 処 分 場 (新里村)	150,000	無
	1 件	150,000	0 件
17	破 碎 施 設 (渋川市)	29,000	無
	破 碎 施 設 (前橋市)	70,000	無
	2 件	99,000	0 件
18	破 碎 施 設 (伊勢崎市)	47,000	無
	破砕・成型施設 (高崎市)	70,000	無
	最 終 処 分 場 (高崎市)	50,000	無
	破 碎 施 設 (渋川市)	28,500	無
	切断・圧縮施設 (渋川市)	20,000	無
	破 碎 施 設 (富岡市)	32,500	無
	6 件	248,000	0 件
19	選別・圧縮・梱包施設 (前橋市)	6,000	無
	選別・破砕施設 (沼田市)	70,000	無
	切断破砕、圧縮梱包施設 (沼田市)	70,000	無
	3 件	146,000	0 件
20	破 碎 施 設 (沼田市)	70,000	無
	破 碎 施 設 (桐生市)	15,000	無
	2 件	85,000	0 件
21	0 件	0	0 件
22	混合、油水分離、脱水施設 (高崎市)	69,000	無
	肥 料 化 施 設 (前橋市)	57,970	無
	破 碎 施 設 (沼田市)	42,000	無
	3 件	168,970	0 件
23	破 碎 施 設 (沼田市)	48,000	無
	1 件	48,000	0 件
24	破 碎 施 設 (館林市)	70,000	無
	選 別 施 設 (桐生市)	20,000	無
	選別・破砕・圧縮施設 (前橋市)	47,500	無
	3 件	137,500	0 件
25	0 件	0	0 件
26	0 件	0	0 件
27	破砕施設 (藤岡市)	24,500	無
	1 件	24,500	0 件
28	0 件	0	0 件
29	0 件	0	0 件
30	破砕施設 (藤岡市)	25,000	無
	1 件	25,000	0 件
1	0 件	0	0 件
2	破砕施設 (伊勢崎市)	48,332	無
	1 件	48,332	0 件
3	0 件	0	0 件
4	0 件	0	0 件

参考 組織及び主な分掌事務（令和４年度）

1 廃棄物・リサイクル関係組織



2 廃棄物・リサイクル課の係及び主な分掌事務

係・電話番号	主 な 分 掌 事 務
リサイクル係 (027) 226-2824	・自動車リサイクル法に關すること。 ・容器包装リサイクル法に關すること。 ・家電リサイクル法・小型家電リサイクル法に關すること。 ・資源有効利用促進法に關すること。 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に關すること。 ・有害使用済機器保管等業者の届出受付に關すること。
一般廃棄物係 (027) 226-2853	・廃棄物処理法の施行に關すること。 ・循環型社会づくり推進に關すること。 ・循環型社会形成推進交付金に關すること。 ・災害廃棄物処理対策に關すること。 ・市町村一般廃棄物処理の広域化及び技術的支援に關すること。 ・一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理指導に關すること。 ・浄化槽法及び群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に關する条例の施行に關すること。 ・放射性物質汚染対処特別措置法に關すること。
産業廃棄物係 (027) 226-2861	・産業廃棄物処理施設設置に係る事前協議、許可及び維持管理指導等に關すること。 ・産業廃棄物処理業に係る許可及び指導等に關すること。 ・産業廃棄物排出事業者の指導に關すること。 ・産業廃棄物処理施設確保計画（モデル研究事業）に關すること。 ・行政処分に關すること。 ・廃棄物処理施設等専門委員会に關すること。
不法投棄対策 第一係 不法投棄対策 第二係 (027) 226-2865	・不法投棄防止対策に關すること。 ・不法投棄及び不適正処理等に係る監視、調査、指導及び行政処分に關すること。 ・警察本部、各警察署との連絡調整に關すること。 ・産業廃棄物不適正処理監視指導員（産廃Gメン）に關すること。 ・群馬県土砂条例の施行に關すること。
(所在地) (連絡先)	〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 行政庁舎16階南側 メールアドレス：haikirisaka@pref.gunma.lg.jp FAX：(027)223-7292

- ・本書は、次のホームページでも御覧いただけます。

<https://www.pref.gunma.jp/site/sanpai/131370.html>

「群馬県の廃棄物 令和４年度版」

令和６年１０月

編集・発行 群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課
